

大学番号 80

平成 21 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間
に係る業務の実績に関する報告書

平成 22 年 6 月

国立大学法人
長 崎 大 学

| 項 目 | 頁 |
|--------------------------------------|-----|
| 大学の概要 | 1 |
| 全体的な状況 | 4 |
| 項目別の状況 | 6 |
| I 業務運営・財務内容等の状況 | |
| (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| ①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 | 6 |
| ②教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 | 11 |
| ③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 | 13 |
| ④事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 | 19 |
| ※業務運営の改善及び効率化に関する特記事項 | 21 |
| (2) 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| ①外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 | 26 |
| ②経費の抑制に関する目標を達成するための措置 | 30 |
| ③資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 | 32 |
| ※財務内容の改善に関する特記事項 | 34 |
| (3) 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための措置 | |
| ①評価の充実に関する目標を達成するための措置 | 37 |
| ②情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 | 39 |
| ※自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項 | 41 |
| (4) その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 | |
| ①施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 | 44 |
| ②安全管理に関する目標を達成するための措置 | 47 |
| ※その他業務運営に関する特記事項 | 51 |
| II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| (1) 教育に関する目標を達成するための措置 | |
| ①教育の成果に関する目標を達成するための措置 | 54 |
| ②教育内容等に関する目標を達成するための措置 | 59 |
| ③教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 | 66 |
| ④学生への支援に関する目標を達成するための措置 | 71 |
| (2) 研究に関する目標を達成するための措置 | |
| ①研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 | 75 |
| ②研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 | 79 |
| (3) その他の目標を達成するための措置 | |
| ①社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 | 84 |
| ②附属病院に関する目標を達成するための措置 | 89 |
| ③附属学校に関する目標を達成するための措置 | 100 |
| ※大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項 | 103 |
| III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 | 108 |
| IV 短期借入金 の 限度額 | 108 |
| V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画 | 109 |
| VI 剰余金の使途 | 109 |
| VII そ の 他 | 110 |
| 別表 | 113 |

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名： 国立大学法人 長崎大学
- ② 所在地： 本部・文教キャンパス 長崎県長崎市
坂本キャンパス 長崎県長崎市
片淵キャンパス 長崎県長崎市
- ③ 役員の状況： 学長 齋藤 寛
(平成16年4月1日～平成18年10月10日)
(平成18年10月11日～平成20年10月10日)
片峰 茂
(平成20年10月11日～平成23年9月30日)
理事数 6名 (うち非常勤1名)
監事数 2名 (うち非常勤1名)
- ④ 学部等の構成：
(学部) 教育学部, 経済学部, 医学部, 歯学部, 薬学部, 工学部, 環境科学部, 水産学部
(研究科) 教育学研究科, 経済学研究科, 生産科学研究科, 医歯薬学総合研究科, 国際健康開発研究科
(附置研究所) 熱帯医学研究所※
※は、全国共同の機能を有する附置研究所を示す。
- ⑤ 学生数及び教職員数：
学生数 9,076名 (250名)
(学部 7,642名 (99名), 大学院 1,434名 (151名))
教職員数 2,436名
(教員 1,024名, 職員 1,412名)

(2) 大学の基本的な目標等

長崎大学はこれまで、「長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」との理念に基づき高度の教育・研究活動を展開してきた。新世紀初頭の国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続けることを宣言する。

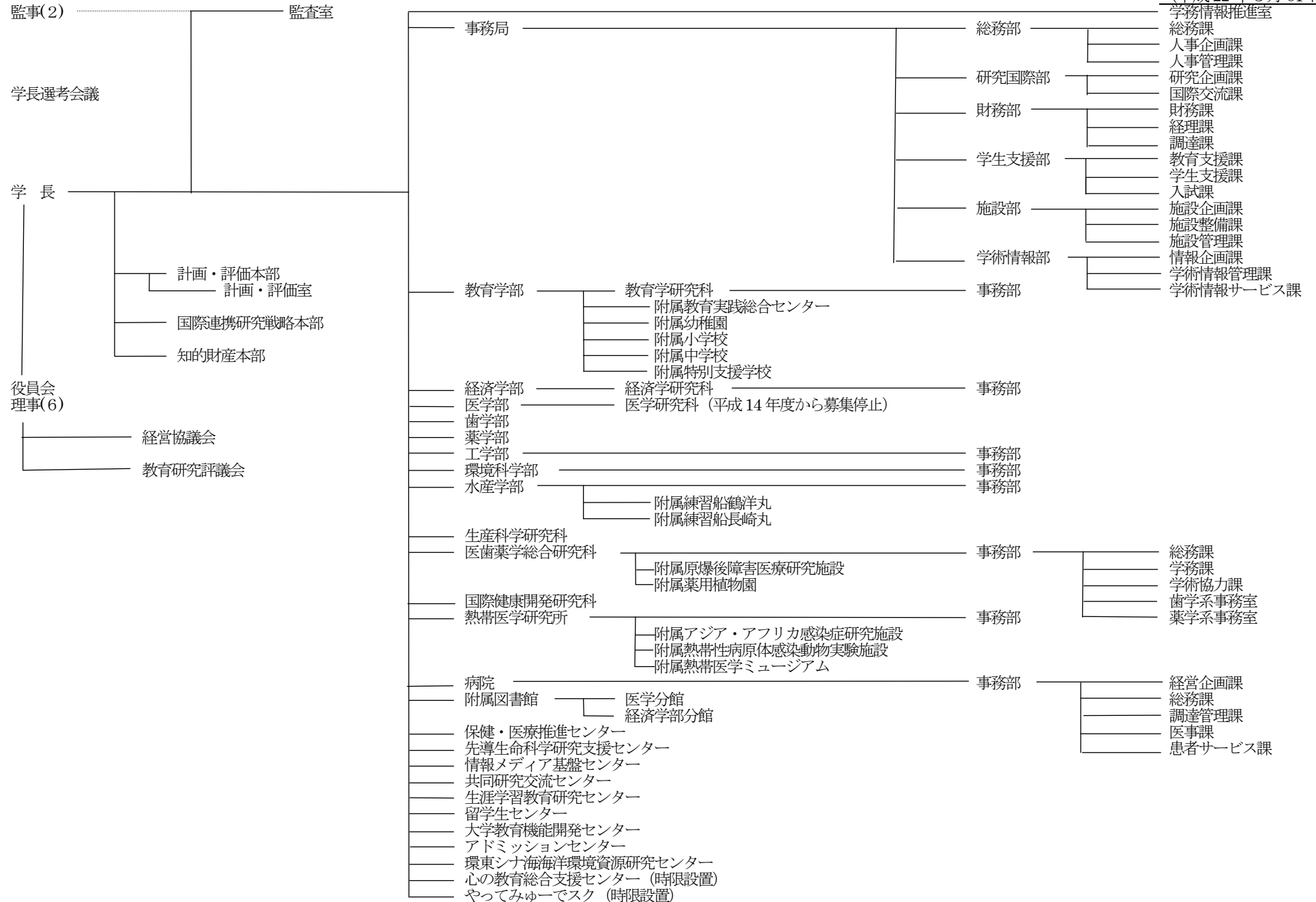
この理念の達成に向けた基本目標として、以下の5項目の最重点事項を掲げる。

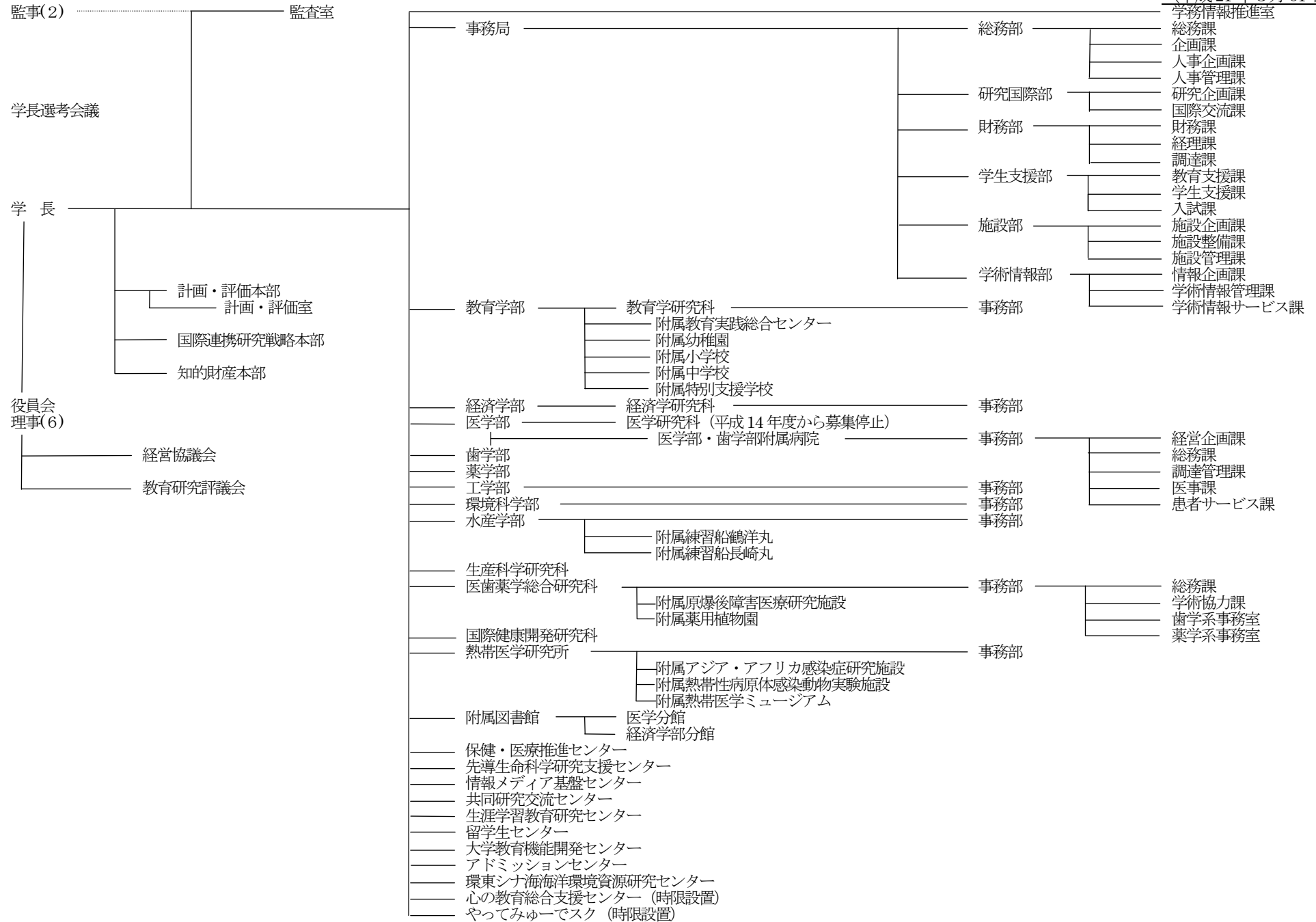
- ① 長崎大学は教育、研究の両面で世界のトップレベルを目指して、戦略的な教育研究企画を推進し、教育・研究の更なる高度化、個性化を図る。
- ② 「学生顧客主義」の標語の下、教養教育、学部専門教育、大学院教育の充実を図って最高水準の教育を提供するとともに、入学者選抜、課外活動、就職などを含む学生生活の全般にわたって支援体制を一段と強化する。
- ③ 大学で創造する知的財産の適正な管理を行い、知的財産と人的・物的資源を活用した地域連携、産学官連携、国際的連携を通して教育・研究成果の社会への還元を推進する。
- ④ 不断に外部評価も含めた点検・評価を行い、それを教育・研究の改善実施に直結できる体制を整備し、かつ、その情報公開に努める。
- ⑤ 教育研究組織、事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化、効率化を図る。また、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。

(3) 大学の機構図

2頁：平成22年3月31日現在

3頁：平成21年3月31日現在





○ 全体的な状況

本学は、第一期中期目標前文で「国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な『知の情報発信拠点』であり続ける」ことを宣言した。この理念の達成に向けた基本目標として、世界トップレベルの教育・研究の実現、学生生活全般にわたる支援体制の強化、社会への貢献を掲げ、「業務の高度化、効率化と柔軟な管理運営、人事、財務システムの導入により大学法人の経営基盤を確立する」との経営方針のもと中期計画を推進した。平成21年度及び第一期中期目標期間の主な成果は以下のとおりである。

○ 学長のリーダーシップ発揮による資源の確保と効果的配分

(1) 外部資金等の自己収入の増加

研究の活性化による競争的研究費収入増を図るため、学長裁量経費枠にインセンティブ経費を確保し、科学研究費補助金の申請及び採択実績、学会や社会からの評価、将来性、準備状況などの観点から選んだ優れた研究活動に対して配分した。また、研究担当理事のもと競争的資金申請への支援体制を構築し、競争的資金獲得を全学的に推進した。その結果、平成21年度の科学研究費補助金、共同研究、受託研究、その他の外部資金の獲得総額は5,151,082千円で、平成16年度(3,368,627千円)と比して1,782,455千円(52.9%)増加した。

(2) 大学病院収益の増加

病院においては、法人化後、継続して経営基盤の強化に取り組んできたが、平成21年度には学部附属から大学直轄の大学病院に改組し、新しい運営体制の下、更なる取り組みを行った結果、前年度より約20億円、平成16年度と比較すると約47億円の増収となった。

(3) 学長裁量経費の充実と効果的配分

自己収入増加と経費節減に基づき学長裁量経費を、平成17年度の219,130千円から平成21年度には558,000千円(約155%増)へと充実させ、「公募プロジェクト経費」「新任教員の教育研究推進経費」「年度計画対応共通プログラム経費」「重点研究課題推進経費」等の戦略的・重点的資金配分を制度化した。

(4) 教職員の柔軟かつ戦略的配置

学長管理の教員ポストを増やし、学内教育研究施設等への新規教員の措置など機動的、戦略的に教職員配置を実施した。また、労基法第14条に基づく有期労働契約による教職員の雇用制度と有期雇用職員への年俸制を新たに導入することで、外部資金による柔軟な教職員採用が可能となり、効果的な教育研究プロジェクト推進体制を構築することができた。

上記の資源の確保と効果的配分による本学の基本目標の達成状況を、以下の4つの観点で示す。

I. 長崎大学の個性を発揮する研究の重点的推進

平成16年度に、「熱帯病・感染症研究」、「放射線医療科学」及び「海洋環境生物資源研究」の3つの国際連携研究を本学の重点研究分野として育成する国際戦略を策定した。前二者は、21世紀COEプログラムに「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点(平成15-19年度)」及び「放射線医療科学国際コンソーシアム(平成14-18年度)」として、さらにはグローバルCOEプログラムに「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」(平成20-24年度)及び「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」(平成19-23年度)として採択され、これまでの蓄積に基づく特色ある国際的教育研究拠点として大きく発展した。拠点の中核組織である熱帯医学研究所及び医歯薬学総合研究科附属原爆後障害研究施設は、WHO研究協力センターに指定されており、様々の国際的研究・人材育成プロジェクトにおいて指導的役割を果たした。「環東シナ海海洋資源研究」も、文部科学省教育研究特別経

費や科学技術振興調整経費等の支援により、環東シナ海沿岸域の環境と水産資源問題に、本学が中心となって日中韓の関係研究機関と連携して取り組み、成果をあげた。

これら国際連携研究のマネジメントに特化した「国際連携研究戦略本部」を平成17年度に創設し、国際連携研究の企画立案並びに外部資金の受入など業務運営・経費執行面の手続処理を一元化した。その成果として、ケニアとベトナムの2ヶ所に、本学が主宰・運営する本格的(常駐型)海外感染症研究拠点を、ベラルーシに放射線医療科学研究拠点を設置し、熱帯病・新興感染症や放射線医療科学領域の国際的共同研究が大きく進展した。

平成18年度には、上記の3課題を含む特色ある研究10課題(重点研究課題)を選定し、平成19年度より学長裁量経費及び間接経費等により、研究支援員の雇用、国際シンポジウム開催および大型設備の整備・更新等の重点支援を行うとともに、競争的外部資金獲得に向けた積極的支援を行った。平成20年度には外部評価委員等による中間評価で10課題に対する支援資金の配分を見直し、21年度に最終評価を行なった。

次世代の教育研究を担う若手教員育成を目指し「地方総合大学における若手人材育成戦略(平成19年度科学技術振興調整費採択課題)」によりテニユア・トラック制度を導入し、年俸制を適用する12名の助教を国際公募で採用し、重点研究課題に配置した。平成21年度には、各部署が定員内ポストでテニユア・トラックを採用することができるようにするため、「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制度に関する規程」を制定した。

II. 大学の特長を活かした教育組織の新設と特色ある教育プログラムの提供

平成18年度に医歯薬学総合研究科に、講義を全て英語で行う熱帯医学専攻(修士課程)を設置した。平成20年度に、国際協力の現場で即戦力となるプロフェッショナルな人材の育成を目的とした「国際健康開発研究科(独立研究科)」を創設した。本研究科は、「熱帯病・新興感染症研究」の成果を基盤とし、保健分野での国際協力活動に必須の資格である「公衆衛生学修士(MPH)」の修得と国際協力の現場で即戦力となるプロフェッショナルな人材の育成を目的としている。また、教育学部を改組し、教員養成学部の特化するとともに、教育学研究科を改組し、教職実践専攻(専門職学位課程)および教科実践専攻(修士課程)を設置した。

医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻(修士課程)設置計画書を提出し、平成22年4月の開設に向けた準備を進めた。学長室ワーキンググループ(WG)は、生産科学研究科を工学系と水産・環境系に分離し、5年一貫制博士課程を設置することおよび工学部と工学研究科において6年一貫的な教育を導入することなどを学長に答申し、平成23年度4月の改組に向けた準備を開始した。

平成16年度以降、合計20課題が特色ある教育プログラム(GP)に採択され、学生に提供された。平成21年度にも、「国際連携による熱帯感染症専門医の養成(大学院GP)」、「在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成(戦略GP)」が採択され実施中である。

III. 学生の要望に基づく学習・生活支援体制の充実と安全・安心な基盤環境整備

学生の就学、生活、就職など幅広い範囲を網羅する学生生活調査を、全ての学生を対象に平成18年度と21年度に実施した。この調査結果を分析し学生支援方策立案の基礎資料として利用し、学生の要望に応える教育学習支援方策の実施につなげた。

安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上を目的とした総合研究棟(工学部本館、水産学部本館、教育学部本館、環境科学部本館、経済学部本館)の改修工事を完成させた。また学生学習環境の支援に必要な予算を重点的に配分する施設維持管理計画

(営繕発注計画)を策定し、講義室等空調改修、便所改修、課外活動施設改修などの営繕工事を実施した。平成 21 年度は、既存の総合体育館、課外活動施設、野球場及びテニスコート等を改修するなど約 860,000 千円(平成 16 年度比約 360%増)の営繕工事を実施し、計画的な維持保全と学生学習環境改善を図った。

IV. 長崎大学が有する知的資産の積極的発信と社会への還元

附属図書館では、明治彩色写真などの新規収録写真を追加し、現在の収録総数は 6,778 点となった。「幕末・明治期日本古写真コレクション」及び国の登録有形文化財に登録された「日本古写真アルバム ボードインコレクション」等を「長崎学デジタルアーカイブス」として、ホームページ上で統合的に公開している。また、ガラパゴス諸島の写真スライド約 1,300 枚を「ガラパゴス諸島画像データベース」として公開した。

長崎大学で生産された学術研究成果を電子的に登録・保存し、広く世界中に発信するために「長崎学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」を構築した。リポジトリの登録数は、現在 17,000 件を超え、リポジトリの世界的総合ランキングは、国内 7 位、世界 74 位(2010 年 1 月)にランクされた。

日本語、英語、中国語、韓国語版の 4 カ国語で表示する大学ホームページ及び広報誌「CHOHO」等を通じて情報公開を積極的に進めてきた。平成 21 年度には「プレスリリース」欄を設け、本学から報道機関への提供情報を社会へ迅速に発信している。「CHOHO」についても順次発行部数を増加させた。平成 21 年度は「CHOHO」第 27 号を 14,600 部増刷し、同窓会会員にも配布した。また、高校生と一般向けの大学紹介ムービーを作成し各種広報活動に活用するとともに、ダイジェスト版(日本語、英語、中国語、韓国語)については大学ホームページで公開した。

法人化と同時に発足した知的財産本部と長崎 TLO が連携して知的資産の社会への還元を推進してきた。平成 21 年度には、長崎県教育委員会と「未来の科学者発掘プロジェクトに関する協定」を締結し、小・中・高校を対象に「オープンラボ」と「理数教師塾」を実施した。また、科学技術振興機構の理数系教員(CST)養成拠点構築事業への採択を受け、長崎県と共同で理数系教育の振興・充実のための CST 養成プログラムを開始した。

産学官連携による地域貢献の推進に向けて、平成 21 年度に、長崎県と「国立大学法人長崎大学と長崎県との包括連携に関する協定」を、また地元企業であるイサハヤ電子株式会社及び協和機電工業株式会社とそれぞれ「産学連携の協力推進に係る協定」を締結した。

意見交換を行う時間を十分に確保し、学外有識者の意見を法人経営に反映させた。議題については、本学のホームページで公開した。

内部監査については、学内規程を整備し、学長直属の監査室を設置し、定期的・臨時的に実施した。特に科学研究費補助金や不正使用防止の観点による監査等の実効性のある監査を実施し、結果を学長へ報告し、適切な措置を講じた。監事監査については、予防的見地から本学のガバナンス機能に注目して実施した。会計監査人による会計監査については、法令等に基づいた財務諸表の監査を法規準拠性、経済性・効率性、不正及び違法行為等の観点も含め実施した。監事監査及び会計監査人による会計監査の監査結果については、学長等へ報告され、運営や会計処理の検討に活用した。

(3) 危機管理と環境管理

本学において生じることが想定される危機事象に対処するための危機管理体制を構築し、「長崎大学危機管理規則」及び「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を整備した。新型インフルエンザや化学薬品の管理等個別に整備された全学的危機管理マニュアルは、本学ホームページの危機管理マニュアル等サイトに掲載した。

平成 17 年度「環境配慮の方針」を制定・公表し、これを全学的に推進する「環境委員会」を設置した。「環境報告書」を毎年公表し、環境に関連する教育・研究活動及び環境負荷の状況、並びに省エネルギー等への取組に関する情報を社会へ発信している。平成 21 年度は、環境科学部本館をはじめとする施設整備において省エネ関連設備等を導入し、附属中学校等に太陽光発電設備(40kW)を設置する等の環境対策を行った。

(4) 男女共同参画の推進

平成 20 年度に、男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置し、人事委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。平成 21 年度は、男女共同参画推進に関する職員の意識啓発、職務と育児の両立、女性研究者の拡大その他の総合的な支援事業を目的として、男女共同参画推進センターを設置し、専任のコーディネーターを配置するとともに、坂本地区と文教地区に保育園を設置し、保育事業の実施体制を整備した。また、長崎大学における男女共同参画の推進について学長メッセージを公表し、男女共同参画に関する講演会等を開催し、啓発に努めた。

(5) 事務系職員の人事評価の改善

目標管理による新たな人事評価システムを導入・実施するとともに、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。

総括と展望:第一期中期目標期間の最終年度である平成 21 年度の年度計画を十分に達成できたことと総括する。特に、平成 20 年度半ばに学長が交代したため、21 年度は新学長の新しいガバナンス体制の下、本格的に新しい取り組みが開始されいくつかの成果をあげた。とりわけ、医学部・歯学部附属病院の大学直轄の大学病院への改組を梃子とした病院運営の抜本的改革は大きな経営改善につながった。

平成 16 年度～21 年度の第一期中期全体としても、中期目標及び中期計画をほぼ満足できるレベルで達成できたと総括する。ただ暫定評価において改善事項として指摘されたもののいくつかは、当該計画の実現難度が高いこともあり次期中期計画に持ち越すこととした。

長崎大学は、第一期中期目標期間の成果に基づき、世界に突出した研究型の総合大学と長崎ブランドの高度専門職業人の育成を基本目標の柱として第二期中期目標・中期計画を策定した。この新しい目標・計画の下、国立大学大学法人としての経営基盤とそれを支える組織運営体制のさらなる強化を図り、個性輝く地方総合大学としての大飛躍を展望したい。

○ 学長のリーダーシップを保证する組織体制の効果的運用

(1) 効果的・機動的な運営組織の整備

戦略企画会議を大学の運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編し、副学長の下に大学の各種本部業務をライン化した。学内共同教育研究施設等の長は学長が直接選考することとした。大学本部の企画立案機能を強化するため「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、懸案事項について学外の有識者を含めた学長室 WG を設置した。平成 21 年度には、学長室 WG の答申を受けて、医学部・歯学部附属病院を大学直轄の大学病院へ改組し、新たに病院担当理事をもって病院長に充てることとした。柔軟な病院教員人事制度を導入するとともに、平成 22 年度学内予算編成に当たり病院予算を独立させた。教養教育改革及び生産科学研究科の改組についても、それぞれ学長室 WG を設置した。生産科学研究の改組については具体案を学長に答申し、平成 23 年 4 月の改組に向けた準備を開始した。

(2) 経営協議会の活用と監査機能の充実

経営協議会には地域の有識者・自治体の長のほかに国際機関の長も加え、学外の有識者の視点から大学経営を審議する体制を整えた。また、国立大学法人経営の在り方について、

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を構築する。 ・高度で個性的な教育研究を発展させるために、弾力的かつ柔軟な人材の配置と、資源の重点配分を推進する。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|--|---|--------|--|-----------------|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【1】 学長を中心に役員会、経営協議会、教育研究評議会が連携して、教育研究、産学官連携、地域連携、国際連携における重点的施策を明確化し、その実現のための経営戦略の立案を図る。 | [1-1] 学長を中心に役員会、学長・副学長会議、経営協議会及び教育研究評議会が連携し、次期中期計画を策定する。 [1-2] 大学経営において最も重要な位置を占める附属病院への大学本部支援体制を強化するため、医学部・歯学部附属病院から大学病院へ改組し、学長が指名する理事が病院長を兼務する体制に移行する。 | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) 学長のリーダーシップの更なる発揮のため、学長交代を機に戦略企画会議を学長・副学長会議に再編するとともに、学長を中心に同会議で次期中期計画の原案を作成し、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議等における意見を踏まえ、次期中期計画策定の準備を進めた。 | | | |
| | | III | (平成 21 年度の実施状況) 学長を中心に、学長・副学長会議で次期中期計画原案を作成し、経営協議会及び教育研究評議会の意見を踏まえ修正を行い、役員会で審議の上、決定した。 | | | |
| | | IV | 病院への大学支援体制を強化するため、医学部・歯学部附属病院を大学病院へ改組し、学長が指名する理事が病院長を兼務する体制へ移行した。 併せて病院運営に係る病院運営会議を設置するとともに、柔軟かつ機動的な人事・財務の管理運営体制のため新たに病院に教授会を置いた。 さらに平成 22 年度学内予算編成に当たり、病院予算を独立させた。 | | | |
| ○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【2】 学長を中心にした最終意思決定機関の役員会及び審議機関としての経営協議会と教育研究評議会の機能的・機動的な役割分担を確 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) 学長交代を機に、各業務分野を統括させるべく副学長を増員するとともに、従前の戦略企画会議を運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編した。また、「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、10 月末には外部有識者を含めた大学病院改革検討委員会を設置し、医学部・歯学部附属病院のあり方について議論を行い、平成 21 年 3 月に答申を行った。 | | | |

| | | | | |
|---|---|------------|---|--|
| <p>立し、さらに学内コンセンサスの確保のために、全学委員会の見直し、充実を図るとともに、部局間の連絡調整会議的な機能をもたせた組織の改善を図る。</p> | <p>【2-1】 学長室の企画・立案機能と平成20年度に設置した「学長・副学長会議」の運営本部的機能を活用し、より効果的・機動的な運営を行う。</p> | <p>III</p> | <p>(平成21年度の実施状況) 学長・副学長会議を毎週(第1週目を除く。)開催し、各副学長が担当する案件について意見交換を行い、より効果的・機動的な運営を行えるようにした。</p> | |
| <p>【3】 学長のリーダーシップ機能発揮のために、経営感覚に優れた人材の登用と財務システムの活用により経営・財政基盤を確立する。</p> | <p>【2-2】 学長・理事が法人経営の責任を負い、副学長が大学の運営責任を負う体制を確立する。</p> | <p>III</p> | <p>財務、人事、組織等の法人経営に関しては、役員会を中心に学長・理事が行い、広報、産学連携、入試等の大学の運営については、学長・副学長会議を中心に各副学長が行うよう、責任体制を確立した。</p> | |
| <p>【3】 学長のリーダーシップ機能発揮のために、経営感覚に優れた人材の登用と財務システムの活用により経営・財政基盤を確立する。</p> | <p>【3-1】 引き続き平成20年度分のセグメント毎の収支データ、損益データを基に、中期計画期間中のデータを分析するとともに、次期中期計画期間の運営費交付金の配分ルールを踏まえ、平成22年度予算配分方針を策定する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成20年度の実施状況概略) 平成19年度分のセグメント毎の収支データ表等を作成し、過去4年間のデータ分析を行うことにより、平成21年度予算編成に対し、更なる教育研究経費の重点化を目指すために大学高度化推進経費(学長裁量経費)の増額を含め財務基礎の充実に取り組んだ。また、各種財務指標による分析結果や新たな運営費交付金の配分ルールを踏まえ、次期中期計画期間における学内予算配分方針の検討に着手した。</p> | |
| <p>【4】 役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な仕組みを確立する。</p> | <p>【3-2】 医学部・歯学部附属病院から大学病院への改組に伴い、病院収支改善と診療環境改善のため、病院セグメントにおける柔軟かつ機動的な財務人事システムの導入を検討し、併せて病院経営感覚に優れた外部有識者を登用する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成21年度の実施状況) 平成20年度のセグメント毎の収支データ表等を作成し、過去5年間のデータ分析を行った結果を踏まえ、平成22年度学内予算編成に当たっては更なる教育研究の重点化を目指すため、大学高度化推進経費の増額を図るなど、財源の一元化や予算事項の見直し等に取り組んだ。また、病院においては経営基盤の確立のため病院予算を独立させるなどの予算配分基本方針を決定した。</p> | |
| <p>【4】 役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な仕組みを確立する。</p> | <p>【4】 法人の管理運営を担当する役員会と大学の業務執行を担当する学長・副学長会議の役割分担を明確にするとともに、副学長による大学業務の執行責任体制を学内に周知し、実質化する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成20年度の実施状況概略) 本学の法人経営と大学運営の責任を明確にするため、法人経営を担当する役員会の審議事項を法人法に鑑み精選し、大学運営にあたっては副学長の下に各種本部業務をライン化するとともに、大学運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」を設置した。</p> | |
| | | <p>III</p> | <p>(平成21年度の実施状況) 法人の管理運営については役員会の審議案件とし、大学の業務執行については学長・副学長会議において協議するよう役割分担を明確にするとともに、各副学長の担当に応じて、事務局等の担当課がサポートするよう周知するとともに、学長・副学長会議に各担当課長を列席させる体制を整えた。</p> | |

| | | | | | |
|--|---|------------|---|--|--|
| <p>【5】 機能的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会を設置する。</p> | <p>【5】 引き続き経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要案件がある場合には、合同委員会を開催する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 次期中期計画の策定に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議を開催し、外部委員との意見交換を行った。</p> | | |
| <p>○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策</p> | | | | | |
| <p>【6】 副学部長の設置を含めた学部長等補佐体制の充実を図るとともに、教授会における審議事項の精選を進める。</p> | <p>【6】 大学病院への改組に伴い、病院長を兼務する理事の意思決定をサポートするため、副病院長を増員し、その権限と責任のもと、迅速かつ機動的な意思決定ができる体制を強化する。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 新たに設置した国際健康開発研究科においては、大学の戦略的観点から、学長が研究科長を指名し、研究科の管理運営については学長を議長とする「国際健康開発研究科運営評議会」が審議を行い、研究科長を議長とする研究科の「教授会」は教学関係事項等の審議のみを行うという、運営体制を構築した。</p> | | |
| <p>○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> | | | | | |
| <p>【7】 教員と事務職員等の役割分担を明確にする一方、教員と事務職員等が共同で大学・学部運営の企画・立案等に参画し得るようにシステム作りを進める。</p> | <p>【7】 「学長室」に設置するワーキンググループの構成員として事務職員が参画し、教員とともに大学の懸案事項に関する調査・分析、企画・立案を行う。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 担当機能別に分化している広報体制の見直しのため、広報担当副学長及び広報主幹を新設し、一般広報、入試広報及び就職広報等の広報体制の連携を進め、教員と事務職員が一体となって広報活動を企画立案する戦略的な新広報体制を構築した。</p> | | |
| <p>○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> | | | | | |
| <p>【8】 適切な教育改善と育成すべき研究を推進するために、重点的資源配分を行う全学的体制作りを進める。</p> | <p>【8】 前年度に行った重点研究 10 課題の中間評価結果に基づき、</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 重点研究 10 課題(に対し、学長裁量経費(重点研究課題推進経費) 80,000 千円による研究支援員雇用、国際シンポジウム開催等の支援を行ったほか、間接経費(全学共通経費)を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。また、学長、理事及び外部評価委員等による重点研究 10 課題の中間評価を行い、3年間の進捗状況を検証するとともに、各研究課題の今後の推進体制の見直しを行った。</p> | | |
| <p>(平成 21 年度の実施状況) 重点研究 10 課題に対する中間評価の結果に基づき、重点研究 10 課題に対し、支援資金の配分の</p> | | | | | |

| | | | | | |
|--|---|-----|--|--|--|
| | 10 課題への支援資金の配分の見直しを行う。また、大学院 GP に附随する間接経費を活用した重点的教育改善方策を実施するための体制を確立する。 | | 見直しを行った。 また、教育改善方策に対する重点的な財政的措置を推進するため、大学院 GP に附随する間接経費の配分にあつては、新たに学内公募制を実施した。学内公募を行い、選定にあつては教育改善委員会の審査を経て学長が採否を決定するなど、学長のリーダーシップのもと、選定作業を実施し、本年度は6件（配分総額3,980千円）の教育改善方策を選定した。 | | |
| 【9】学長のリーダーシップの下で大学運営を機動的・戦略的に進めるために一定の教員数を学長の下に確保する。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを6増やし11とした。そのうち、教授1及び准教授2の学長管理教職員ポストを、保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。 | | |
| | 【9】平成21年度は、学長管理教職員ポストを新たに6増し、17を確保する。 | III | (平成21年度の実施状況) 引き続き、人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを6増やし17を確保した。さらに、それらの学長管理教職員ポストのうち、平成22年4月新設の広報戦略本部に教授1を、先端計算研究センターに准教授1を配置することを決定した。 | | |
| ○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 | | | | | |
| 【10】役員会、経営協議会、監事に起用する学外者については、産業界、行政、学界、地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。 | | III | (平成20年度の実施状況概略) 経営協議会の学外委員の任期満了に伴い、各界から多様な有識者を登用した。 | | |
| | 【10】平成20年度に実施済みのため平成21年度は年度計画なし | — | (平成21年度の実施状況) 経営協議会の学外委員の欠員補充に当たり、各界から多様な有識者を登用した。 | | |
| 【11】大学全体や学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みを検討する。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 学長室に設置するWGに学外有識者を委員として加え、本学の改革案策定に必要な助言等を受ける体制を整えた。さらに、「長崎大学アドバイザー要項」を制定し、学長が必要と認めた場合は、学外有識者をアドバイザーとして委嘱し、本学の業務について必要な助言等を受けることができる体制を整えた。 また、水産学部では外部評価を実施するとともに、国際連携研究戦略本部、教育学部・教育学研究科、工学部、熱帯医学研究所、医学部・歯学部附属病院、共同研究交流センター及び環東シナ海洋環境資源研究センターでは学外有識者を加えた運営委員会等を開催した。 | | |
| | 【11】学長室ワーキンググループに高い見識を有する外部有識者を加え、本学が抱える重要懸案事項に関する企画・立案を行う。 | III | (平成21年度の実施状況) 教養教育の在り方について検討するため設置した「全学教育検討WG」及び生産科学研究科の改組案策定のため設置した2つの「生産科学研究科改組検討WG」に複数の外部有識者を委員として加え、必要な助言を受けて、重要懸案事項に関する企画・立案を行った。 | | |
| | | — | 学外の有識者に「長崎大学熱帯医学研究所運営及び研究推進アドバイザー」を委嘱し、熱帯医学研究所の運営、熱帯医学における先導的研究等について、指導・助言を受けた。 | | |
| ○内部監査機能の充実にに関する具体的方策 | | | | | |
| 【12】内部監査機能の充実にを図るために、監査部門を設置して定期的に業務監査等を実施する。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 監査室による業務及び会計監査を実施し、その結果を業務改善に繋げるべく学内に公表した。特に競争的資金等については、不正使用に重点を置き、目的外使用や他の経費との合算使用の有無の確認など、不正発生要因に応じた実効性のある内部監査を実施した。 | | |
| | 【12】監査室による業務及び会計 | III | (平成21年度の実施状況) | | |

| | | | | |
|--|--|------------|---|--|
| | <p>監査を臨時・定期的に行うにあたり、不正防止計画推進室及び監事等との連携を強化し、より実効性のある内部監査を実施する。特に不正使用防止の観点から公的研究費の重点監査を実施する。</p> | | <p>監査室による業務及び会計監査を行うにあたり、監事及び会計監査人との情報交換を行い連携を強化した。また、不正防止計画推進室による不正防止計画の作成にあたり、監査室の意見を述べた。さらに、不正防止計画の観点による監査項目を含めた内部監査を実施し、その結果を業務改善に繋げるべく学内に公表した。特に公的研究費については、不正使用防止の観点等による重点監査を実施した。</p> | |
| <p>○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策</p> | | | | |
| <p>【13】 大学運営の効率化を図るため、国立大学法人間の全国組織及び地域ブロックでの活動を通じて、自主的な連携・協力体制を整備充実する。</p> | <p>【13】 引き続き国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、九州地区支部会議の審議のもと、九州地区の国立大学の連携事業を推進する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、大学間の連携事業の合同シンポジウム、合同入試説明会、防災ネットワーク構築及びリポジトリによる学術論文誌の発行を実施した。また、新たに教育の連携に関する事業について、検討を開始した。</p> <p>III (平成 21 年度の実施状況) 引き続き、国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、大学間の連携事業の合同シンポジウム、合同入試説明会、防災ネットワーク構築、リポジトリによる学術論文誌の発行及びe ラーニングを用いた大学院間の連携の可能性の検討を実施した。</p> | |
| | | | <p>ウェイト小計</p> | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | ・教育研究の進展や社会的要請等に適切に対応し、教育研究の高度化を図る視点から大学院に重点をおいた大学を目指すとともに既存学部等の在り方について検討する。 |
|------|--|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|--|---|--------|--------|--|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策 | | | | | | |
| 【14】 教育研究組織の見直しについては、教育研究評議会・経営協議会等で検討し、役員会の議を経る。 | 【14】平成 19 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | IV | / | (平成 20 年度の実施状況概略) 生産科学研究科の改組については、WG での検討結果について役員懇談会で意見交換を行い、その結果を教育研究評議会に報告した。 | | |
| | | - | - | (平成 21 年度の実施状況) 薬学部薬科学科の学年進行に連動した医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻 (修士課程) の開設にあたり、教育研究評議会での検討の上、役員会の議を経て、設置計画書を文部科学省へ提出した。 | | |
| ○教育研究組織の見直しの方向性 | | | | | | |
| 【15】 医歯薬学総合研究科、生産科学研究科、経済学研究科への再編に伴い、研究科の基礎となる学部の再編、統合について検討する。また、教育学部は、教員養成学部として特化する。 | 【15-1】 薬学部薬科学科の学年進行に連動して、医歯薬学総合研究科新生命薬科学専攻 (仮称) 修士課程の平成 22 年度開設に向けて準備を行う。 | IV | / | (平成 20 年度の実施状況概略) <ul style="list-style-type: none"> 教育学部は、情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編したことにより、教員養成学部として特化した。 独立研究科「国際健康開発研究科 (修士課程)」を設置した。この保健医療分野の国際協力人材養成に特化した特色ある教育システムは、内外から高い評価を受け、平成 20 年度大学院教育改革推進プログラム (大学院 GP) に採択された。 教育学研究科を改組し、教職実践専攻 (専門職学位課程) 及び教科実践専攻 (修士課程) を設置した。 生産科学研究科改組 WG を設置して検討を行い、改組の考え方の大枠について学長に答申を行った。 | | |
| | | III | / | (平成 21 年度の実施状況) 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻 (修士課程) 設置計画書を提出し、大学設置・学校法人審議会による審議の結果、設置計画の内容に修正が必要とされる意見はなく設置が可能との判定を受け、平成 22 年度設置することを文部科学省高等教育局長あてに報告した。 | | |

| | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|
| | 【15-2】生産科学研究科の改組について、改組の必要性、基礎学部再編・統合の可能性まで含め、学長室に設置するワーキンググループで具体的な案を策定する。 | | Ⅲ 生産科学研究科の改組について、学長室内に二つのワーキンググループを設置し、改組計画の具体案の策定を行い、学長に答申を行った。 | | |
| 【16】学内共同教育研究施設等は、組織の見直しを進めるとともに、その役割を見据え再編・統合を進める。 | 【16】学内共同教育研究施設等の更なる再編・統合に向けた具体的改組案を作成する。 | Ⅳ | (平成20年度の実施状況概略) 保健管理センターを改組し、保健管理部門、カウンセリング部門、へき地病院再生支援部門及び離島・へき地医療教育研究部門を置く「保健・医療推進センター」を設置した。 | | |
| | | Ⅲ | (平成21年度の実施状況) 学内共同教育研究施設として、新たに先端計算研究センターを平成22年4月1日に設置することを決定するとともに、学内共同教育研究施設の再編・統合に向けた具体的改組案を作成した。 | | |
| | | | ウェイト小計 | | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 教職員の人事の適正化に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価システムの整備、活用を図るとともに柔軟で多様な人事制度の構築に努める。また、人事の流動性の向上に努めるとともに適切な人員管理を図る。 ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。 |
|------|--|

| 中期計画 | 平成21年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | ウェイト | |
|--|--|------|---|--|------|---|
| | | 中 | 年 | | 中 | 年 |
| 〇人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【17】 教員、事務系職員の個人評価を確実に実行する。特に教員については、平成9～18年の個人評価結果を踏まえて、平成20年を目的に、評価法を改定し、評価システムを充実させる。 | | III | | (平成20年度の実施状況概略) ・教員の人事評価については、平成19年度に確立した基準に基づき実施した人事評価結果を検証し、平成20年度の人事評価を実施した。 ・事務系職員については、第3次試行（平成20年1月～5月実施）の結果を基に、人事評価基準作成プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成21年3月に評価システムの成案を得た。 | | |
| | 【17-1】 教員の人事評価システムを継続する。 | III | | (平成21年度の実施状況) 教員の人事評価については、引き続き各部署等の実施基準に基づき人事評価を実施した。 | | |
| | 【17-2】 事務系職員については、新人事評価システムを本格実施する。 | III | | 平成21年3月に成案を得た新人事評価システムについて、さらに多角的に検証を行い、必要な修正を加えて平成22年1月から本格実施した。 | | |
| 【18】 大学への貢献に応じたインセンティブの内容を検討するとともに、優れた業績をインセンティブに反映させるシステムを整備・充実させる。 | | III | | (平成20年度の実施状況概略) ・教員については、長崎大学における教員の人事評価に関する指針により定められた各部署等の実施基準による優れた業績の評価を昇給及び勤勉手当のインセンティブに確実に反映させた。 ・事務系職員については評価システムの成案が得られたことに伴い、評価結果をインセンティブへ反映するための基準等の整備に向けて検討を行った。 | | |
| | 【18-1】 教員については、確立した基準及び指針を引き続きインセンティブ付与に活用する。 | III | | (平成21年度の実施状況) 引き続き、「長崎大学における教員の人事評価に関する指針」により定められた各部署等の実施基準に基づき業績の評価を昇給及び勤勉手当のインセンティブに反映させた。 | | |
| | 【18-2】 事務系職員を対象とした人事評価システムの本格実施に合わせて、インセンティブ付与基準を整備する。 | III | | 事務系職員については、人事評価システムの成案が得られたことに伴い、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。 | | |
| 【19】 柔軟な人事制度を検討する組織を整備する。 | | IV | | (平成20年度の実施状況概略) 男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置し、同委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。 | | |

| | | | | | |
|---|---------------------------------|-----|--|--|--|
| | 【19】平成19年度に実施済みのため平成21年度は年度計画なし | — | (平成21年度の実施状況) 人事委員会及び各専門部会において、法人運営の改革に向けた人事、給与、労務に関する制度の構築及び改正について検討を行い、多くの就業規則の新設、改正を行った。 | | |
| 【20】外部資金等を活用した教職員の採用も含めて多様な採用形態について検討するとともに、社会貢献活動を容易にするために人事制度、変形労働時間制等を検討し、柔軟な人事制度を構築する。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 外部資金等を活用した教職員の有期雇用制度適用者に対する年俸制について、平成21年度の年俸改定のために行った評価を踏まえ、年俸制の効果、問題点の洗い出しのため、年俸制適用者及び評価者(部局長)に対し、アンケート調査を行った。 また、「感染症創薬研究推進拠点形成」及び医学部・歯学部附属病院の「治験拠点病院活性化事業」を推進するため、医学部に創薬科学分野を開設し、当該分野を担当する教授に年俸制を適用した。 | | |
| | | III | (平成21年度の実施状況) 年俸制適用者を拡大するため、現行の有期雇用教員を対象とした年俸制度を見直し、教員以外のプロジェクト担当の戦略職員にも年俸制が適用できるように制度を改正した。 | | |
| ○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 | | | | | |
| 【21】任期制をとる組織では、再任の条件・期間について引き続き検討する。他の組織においては任期付き教員の採用・任期制の導入の必要性とそのための条件の検討を行い、可能な組織等から導入する。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 新たにアドミッションセンター及び国際連携研究戦略本部の専任教員に任期制を導入した。また、医歯薬学総合研究科、医学部・歯学部附属病院、熱帯医学研究所及び先端生命科学支援センターにおいて、各部署等が定めた基準に基づき、再任評価を実施した。 | | |
| | | IV | (平成21年度の実施状況) 任期制導入後、初めて再任評価を実施した医歯薬学総合研究科、病院、熱帯医学研究所、アドミッションセンターに対し、任期制全般についてのアンケートを実施し、教育研究等への導入効果等を報告書としてまとめた。 さらに、任期制を未だ導入していない部署等についても、導入の必要性とそのための条件についての検討状況等を調査し、意見等を取りまとめた。 これらの報告書等を学長に報告するとともに、教育研究評議会に報告した。 | | |
| 【22】民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材を採用するために公募制による教員選考を積極的に推進するとともに、人事交流を容易にする人事制度を整備する。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材の採用を推進するため、平成20年度教員採用(講師以上)63名のうち32名を公募により採用した。また、テニユア・トラック事業に従事する助教については、国際公募を実施し、新たに3名を採用した。 | | |
| | | III | (平成21年度の実施状況) 民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材の採用を推進するため、引き続き、教員採用(講師以上)68名のうち31名を公募により採用した。また、テニユア・トラック事業に従事する助教については、国際公募を実施し、新たに1名を採用した。 | | |
| ○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策 | | | | | |
| 【23】職種に応じて広く世界から優れた人材の採用を容易にする環境を整えるとともに、プロジェクト型職員採用の柔軟化を進める。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 広く世界から優れた人材を求め、グローバルCOEプログラムにおいて、新たに1名の外国人を採用した。 | | |
| | | — | (平成21年度の実施状況) プロジェクト型職員として、入試広報を戦略的に担当する職員(プロジェクト・オフィサー)1名を年俸制により採用した。 | | |
| | 【23】平成18年度に実施済みのため平成21年度は年度計画なし | | | | |

| | | | |
|--|------------|--|--|
| <p>【24】 就業規則等の整備を通じて、女性の働きやすい環境を整備する。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職女性医師が復帰を目指すための職場環境を整備するために「長崎大学医学部・歯学部附属病院復帰医取扱規程」に基づき、出産又は育児のために医療現場を離れた医師及び歯科医師に対する職場復帰に向けた支援・再教育を行うにあたり、より多くの医師等が復帰できるよう、支援・再教育を受けることができる医師等の申請条件等を整備した結果、2名の医師を復帰医として採用した。 ・女性の働きやすい環境整備のため、次世代育成支援対策に係る行動計画に定めた短時間勤務制度として育児休業制度を見直し、職員が育児部分休業を行うことができる場合の子供の年齢を3歳から小学校就学前までに拡大した。 ・男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置するとともに、人事委員会の審議事項に男女共同参画に関する事項を加えた。また、同委員会に男女共同参画推進専門部会を設置するとともに、今後取り組むべき男女共同参画に関する事業等の策定を行った。 | |
| <p>【24-1】 「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行した。</p> | |
| <p>【24-2】 保育所を整備・充実する。</p> | <p>IV</p> | <p>従来の院内保育園（入所定員 20 名）を廃止し、新たに 24 時間保育及び病後児保育を行う長崎大学病院あじさい保育園（入所定員 30 名）を坂本キャンパス近隣に設置した。</p> | |
| <p>【24-3】 男女共同参画の推進を図るため、担当副学長を中心に女性研究者の支援に重点的に取り組むとともに、学内教職員等に対する啓発活動を強化する。</p> | <p>IV</p> | <p>男女共同参画の推進を図るため、担当副学長を中心とした推進組織の設置、学内教職員に対する啓発活動、仕事と家庭の両立支援等を次のとおり推進した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①男女共同参画推進センターの設置 ②男女共同参画、特に女性研究者支援を担当するコーディネーター2名を採用 ③女性研究者拡大に成功した米国国立衛生研究所副所長による、男女共同参画に関する対象者別講演会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 役員、部局長等幹部職員対象 イ 推進事業担当委員会委員、支援教職員、担当職員対象 ウ 女性大学院生、女性学部学生、女性若手研究者対象 ④文部科学省生涯学習局長による男女共同参画に関する対象者別講演会の実施 ⑤長崎県・長崎大学主催 男女共同参画に関する特別講演会の実施 ⑥長崎大学における男女共同参画推進方針を示した学長コメントの発表 ⑦長崎大学における男女共同参画推進リーフレットの作成、配布 ⑧第1回九州アイランド女性研究者支援シンポジウムの共催 ⑨女性研究者支援システム改革プログラム事業合同シンポジウムでの取り組み発表 ⑩第1回長崎県内男女共同参画推進センター連絡会議への参加とネットワーク作り ⑪学内女性教職員のネットワーク構築と男女共同参画の事業企画を目的とした学長との意見交換会の開催 ⑫NBC 長崎放送の要請により、本学における男女共同参画推進の取組をラジオ放送において紹介 ⑬センターの3部門である「両立支援部門」、「人間環境支援部門」及び「女性研究者拡大支援部門」に学内教職員から協力者を募り、それぞれの事業を検討・実施するWGを設置し、活動を行った。 ⑭女性採用部局に対しインセンティブを付与する男女共同参画推進経費の配分要領の決定 ⑮男女共同参画推進センター ホームページの開設 | |

| | | | | | |
|---|--|-----|--|--|--|
| | | | <p>⑯24 時間及び病後児保育可能な保育園を坂本キャンパス近隣に開設した。</p> <p>⑰仕事と家庭の両立支援として、育児中の女性研究者へ研究補助者を措置するテクニカル・スタッフ制度の試行を開始</p> <p>⑱仕事と家庭の両立支援として、文教地区で行う一時的な保育事業の実施に向けた学生サポーターの研修・実習内容の決定など準備を進めた。</p> | | |
| 【25】 障害者の採用に努めるとともに、バリアフリー等の働きやすい環境を整備する。 | | IV | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>法定雇用率 2.1%を上回る 2.2%の障害者の雇用を維持した。</p> <p>教育学部本館改修、経済学部便所改修工事において、多目的便所を設置するとともに、工学部本館、教育学部本館の屋外出入りにスロープを設置した。また、事務局階段に手摺を設置するなどバリアフリー化を進めた。</p> | | |
| | 【25-1】 引き続き障害者の雇用を推進する。 | III | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>引き続き、障害者の雇用を推進し、法定雇用率 2.1%を上回る 2.3% (平成 21 年 6 月 1 日現在)とした。</p> | | |
| | 【25-2】 施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を推進する。 | III | <p>環境科学部本館改修、経済学部本館改修、福利施設改修、男女共同参画推進センター改修工事において、多目的便所を設置するとともに、屋外出入りにスロープを設置し、また点字ブロックを整備するなどバリアフリー化を推進した。</p> | | |
| 【26】 | | — | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>平成 20 年度定年退職者のうち労使協定の基準を満たした 15 名を次年度に再雇用することを決定した。(平成 21 年 4 月 1 日現在：再雇用職員延べ 44 名)</p> | | |
| | 【26】 引き続き「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して、再雇用を実施する。 | III | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>再雇用を希望する平成 21 年度定年退職者 10 名を次年度に再雇用することを決定した。(平成 22 年 4 月 1 日現在：再雇用職員延べ 54 名)</p> | | |
| ○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 | | | | | |
| 【27】 事務職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。 | | IV | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>平成 20 年度は統一試験合格者を 7 名採用するとともに、専門的知識を有する人材を必要とする部署に社会福祉士及び診療情報管理士の有資格者、診療報酬請求事務能力認定試験及び医療事務実務能力認定試験の合格者など 6 名を選考採用した。</p> | | |
| | 【27】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | — | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>平成 21 年度は、統一試験合格者を 16 名採用するとともに、専門的知識を有する人材を必要とする部署に診療情報管理士の有資格者 1 名を選考採用した。</p> | | |
| 【28】 事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度の充実を図る。 | | IV | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>事務系職員に対する人事評価を支える仕組みのひとつとして評価者を対象とした研修を新たに実施し、評価能力の向上を図った。また、階層別、職能別、自己啓発に係る研修を引き続き実施するとともに、新たに若手職員による組織活性化セミナーを実施し、討議結果を踏まえ、事務組織活性化に関する提言書を初めてまとめるなどして、研修制度の充実を図った。</p> <p>さらに、国立大学協会の支援を受けて、九州地区国立大学法人等テーマ別研修を企画・実施し、九州地区の各国立大学法人等から 330 名の参加があった。</p> | | |

| | | | | |
|--|--|------------------|---|--|
| | <p>【28-1】引き続き階層別研修，職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を実施するとともに，eラーニングを利用した研修を企画・実施する。また，事務系職員の新人事評価システムの実施に伴う評価者研修の充実を図る。</p> | | <p>III (平成 21 年度の実施状況) ・階層別，職能別研修，自己啓発及びeラーニング研修等の学内研修を計画どおり実施した。また，平成 21 年 9 月には，昨年に引き続き若手職員による組織活性化セミナーを実施したほか，10 月には「係長クラス勉強会」を初めて実施し，企画員自らが研修を企画・運営し，係長クラス職員の意識改革やモチベーションの向上を図った。 ・事務系職員の新人事評価システムの本格実施に伴い，平成 22 年 1 月に，事務系職員の新人事評価制度の評価者研修を実施した。</p> | |
| | <p>【28-2】OJTの一貫として，「学長室」に設置するワーキンググループの構成員として事務職員が参画し，大学運営に関する企画・立案を行う。</p> | | <p>III OJTの一環として，学長室に設置した「全学教育検討WG」及び「生産科学研究科改組検討WG」の構成員として，事務職員が参画し，企画・立案を行った。</p> | |
| <p>【29】人事交流については，職員の資質向上を図るため，国立大学法人等と連携して計画的な人事交流制度を構築する。</p> | <p>【29】平成 18 年度に実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | <p>III —</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 人事交流については，「九州国立大学法人等職員人事交流協定」に基づき計画的な人事交流を行った。 (平成 21 年度の実施状況) 引き続き，人事交流については，「九州国立大学法人等職員人事交流協定」に基づき計画的な人事交流を行った。</p> | |

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

| | | | | |
|--|--|------------|---|--|
| <p>【30】教育研究の専門性や社会のニーズに対応して，中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みを構築するとともに，適正な事務組織の再編を行い，全体的な人件費を適切に管理する。</p> | | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) ・人件費削減計画を実行し，教育研究の専門性や社会ニーズに対応した適切な教職員の配置を推進するための学長管理教職員ポストを6増やし11とした。そのうち，教授1及び准教授2の学長管理教職員ポストを保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。 ・テニユア・トラック事業に従事する助教を新たに3名採用し，事業を推進した。 ・研究及び国際の専門性に対応して，研究国際部の「学術国際課」及び「留学生課」を「研究企画課」及び「国際交流課」に再編した。また，情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に，共同研究交流センター3部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合した。</p> | |
| | <p>【30-1】平成 19 年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し，平成 21 年度は，学長管理教職員ポストを新たに6増やして，17を確保する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 21 年度の実施状況) 人件費削減計画を実行し，教育研究の専門性や社会のニーズに対応して，中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を推進するための学長管理教職員ポストを6増やして17とした。</p> | |
| | <p>【30-2】医学部・歯学部附属病院から大学病院への改組に伴い，病院収支改善と診療環境改善のため，病院に特化した柔軟かつ機動的な人事システムの導入を検討・実施する。</p> | <p>III</p> | <p>各診療科の収入に応じ，配分ポストを超えて助教を雇用できる制度（インセンティブ助教制度）を導入し，20名の助教を採用した。 また，若手医師の人事の活性化及び臨床能力の向上を図るため，診療助教として3年間の有期労働契約の後，その評価により，テニユア教員への登用を行う「診療助教制度」を導入し，これにより7名の診療助教を採用した。</p> | |

○人件費削減の取組に関する具体的方策

| | | | | | | |
|---|------------------------|--------|---|--|--|--|
| 【31】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。 | 【31】 人件費削減計画を引き続き実施する。 | III | (平成20年度の実施状況概略) 総人件費改革に対応して教員6名、その他職員18名を削減した。 | | | |
| | | III | (平成21年度の実施状況) 総人件費改革に対応して教員9名、その他職員18名を削減した。 総人件費改革の実行計画どおり、4%の人件費の削減を達成した。 | | | |
| | | ウェイト小計 | | | | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | ・大学運営を円滑に推進できるよう事務組織全般にわたり業務を精査するとともに、教育研究組織と連携して事務組織の見直しを行う。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|---|------------|--------|--------|---|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 | | | | | | |
| 【32】事務の効率化や新たなニーズに適切に対応できるような、また、大学運営の企画立案等に参画できるような事務組織の構築を図る視点から、必要に応じ見直しを行う。 | / | IV | / | (平成 20 年度の実施状況概略) 事務効率化プロジェクトチームによる検討結果に基づき、専決事項の拡大、委員会委員の発令通知書の廃止、非常勤職員の雇用契約期間の変更、教員への発注権限の付与を行う等の業務の改善・削減を行うとともに、就業情報管理システムを平成 21 年 1 月から導入し、就業情報を電子化したことにより、出勤簿及び休暇簿が廃止され、服務関係の業務が簡素化した。 また、新設の国際健康開発研究科には新たな事務組織は設けず、関係部局等の職員の兼務により対応させることとした。さらに、情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に、共同研究交流センター 3 部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合するなど効率的な事務組織を構築した。 | / | / |
| | | IV | / | (平成 21 年度の実施状況) ・動物実験計画及び組換え DNA 実験計画について、実験計画の申請から承認までの手続の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システム (WEB 申請・審査システム) を導入した。 ・文教地区及び医学部地区等の警備業務の契約を一本化した。 ・旅費業務の外部委託を導入した。 ・文教地区の事務部の集約化や財務部の組織再編等の案を策定した。 | / | / |
| 【33】学生の支援に関する事務について、組織の改善・充実を図る。 | / | IV | / | (平成 20 年度の実施状況概略) 「学生何でも相談室」に 2 名のカウンセラーを配置し、充実した学生相談体制を維持して学生の相談に対応した。また、部局においても相談室を設置した。 | / | / |
| | | IV | / | (平成 21 年度の実施状況) 大学全体のカウンセリング組織の改善・強化と学生相談体制の充実を図るため、学生何でも相談室のカウンセラー 2 名のうち 1 名を保健・医療推進センターカウンセリング部門へ異動させ、准教授 1 名、カウンセラー 3 名体制とした。これにより、カウンセリング部門と学生何でも相談室が有機的連携を図ることができ、学生相談体制の充実・強化に繋がった。 また、各部局に配置した相談員が学生に分かるようにプレートを設置し、相談を必要とする学生のために便宜を図った。 | / | / |

| | | | | | |
|--|--|------------|------------|--|--|
| | <p>【33-2】 学生支援センターの就職支援班と学生支援プログラム「やってみゅーでスク」が連携し、キャリア形成支援を充実させる。</p> | | <p>III</p> | <p>「やってみゅーでスク」は「就職支援班」と連携し、学生からの就職相談に対応するなどキャリア形成を支援した。</p> | |
| <p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> | | | | | |
| <p>【34】 国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業を検討し、当該業務処理の協力体制を構築する。</p> | <p>【34】 引き続き「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会」及び「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会運営協議会」の構成員としての責務を果たすほか、九州地区の各大学と共同して本学で行う国立大学法人等職員採用試験を円滑に実施する。</p> | <p>III</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州地区の国立大学法人等間における事務系職員の人事の企画，連絡調整を共同して実施した。 平成 21 年度から長崎大学で実施される九州地区国立大学法人等職員採用試験に対応するため，人事企画課に WG を設け，試験の円滑な実施に向け，検討を行った。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き，九州地区の国立大学法人等間における事務系職員の人事の企画，連絡調整を共同して実施した。 平成 21 年度から初めて長崎大学を会場に実施された九州地区国立大学法人等職員採用試験を円滑に実施した。 | |
| <p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> | | | | | |
| <p>【35】 必要な業務を精選するとともにアウトソーシング可能な業務については，民間委託を進め，業務の効率的な運用を行う。</p> | <p>【35】 アウトソーシングについて経費節減及び業務効率化の観点から再評価するとともに，その評価結果を踏まえて，更なる派遣職員契約，民間委託を推進し，業務の効率的な運用を図る。</p> | <p>III</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>薬学部では，教室の施錠業務を委託した。また，医学部・歯学部附属病院では，医科材料 SPD (管理・搬送)，医科系外来クラーク業務，搬送業務，ベッドセンター業務及び病棟ヘルパー業務を委託した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅費計算業務の削減及び旅費支給業務の迅速化を図るため，旅費業務の外部委託を導入した。 学生会館，総合体育館等の窓口業務を外部委託した。 | |
| | | | | <p>ウェイト小計</p> | |
| | | | | <p>ウェイト総計</p> | |

[ウェイト付けの理由]



| |
|---------------------------|
| (1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等 |
|---------------------------|

1. 特記事項

【平成 16～20 事業年度】

(1) 効果的・機動的な運営組織の整備と効果的運用

ア 戦略企画会議を大学の運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編した。副学長の下に大学の各種本部業務をライン化した。学内共同教育研究施設等の長は、学長が直接選考することとした。新設の国際健康開発研究科の科長の選任に当たっては、教授会の推薦によらず、学長が選考決定した。「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、諮問された大学の重要懸案について調査・分析、企画・立案を行うものとした。

イ 学長を本部長とする「計画・評価本部」で前年度の自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価に基づいて次年度の計画立案を行うこととし、大学運営における PDCA（企画・立案→運営→評価→改善）サイクルを確立した。

(2) 教育研究組織の見直し

平成 17 年度には、国際連携研究のマネジメントに特化した「国際連携研究戦略本部」を創設した。平成 20 年度には、教育学部を改組し、教員養成学部の特化した。また、教育学研究科を改組し、教職実践専攻（専門職学位課程）及び教科実践専攻（修士課程）を設置した。国際保健医療分野の高度な知識と技能を有する人材を育成するため、国際健康開発研究科（修士課程）を設置した。保健管理センターを改組し、保健管理部門、カウンセリング部門、へき地病院再生支援部門及び離島・へき地医療教育研究部門の 4 部門を置く、保健・医療推進センターを設置した。

(3) 重点研究課題の推進と若手研究者の育成

中期目標期間中、戦略的に重点的な支援を行う、重点研究課題 10 課題を選定し、その推進のため、学長裁量経費による支援及び間接経費を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。科学技術振興調整費「地方総合大学における若手人材育成戦略」（平成 19 年度採択課題）事業実施にあたり、自然科学系重点研究プログラムに国際公募を経て 15 名のテニユア・トラック助教を採用した。

(4) 弾力的かつ柔軟な人材配置の推進及び年俸制の導入

「国際連携研究戦略本部」、「環東シナ海海洋環境資源研究センター」等に、学長管理ポストを配置するとともに、国際連携研究戦略本部、熱帯医学研究所等を中心に、外部資金を活用した有期雇用の教職員を配置した。また、年俸制を導入し、若手研究者に競争的環境の中で自立性と活躍の機会を与える仕組みとして、毎年目標設定をさせ評価する「年度のプロセス評価システム」を導入し、能力、研究成果に給与を反映させるシステムをテニユア・トラック助教に適用した。

【平成 21 事業年度】

(1) 学長室の活用

学長のリーダーシップの更なる発揮のため、学長の諮問機関である学長室の企画・立案機能を活用した。学長室に学外の有識者を含めたワーキンググループを設置し、教養教育の在り方、新しい教養教育改革の理念及び生産科学研究科の改組案について、調査・分析、企画・立案を行った。

(2) 医学部・歯学部附属病院を大学病院に改組

病院への支援体制を強化するため、医学部・歯学部附属病院を大学直轄の大学病院へ改組した。大学直轄体制とするため、新たに病院担当理事を置き、病院長は当該病院担当理事をもって充てることとした。大学病院の運営体制については、経営方針等の大学病院の管理運営に関する重要事項を審議する運営会議を設置するとともに、副病院長を従来の 4 名から 6 名に増員し、病院長補佐 3 名を新設したほか、診療連携組織及び運営支援組織を設け、病院長のリーダーシップの強化とそれを支援する体制を整えた。さらに、外部の有識者を病院長特別補佐として委嘱し、大学病院の管理運営に関し、必要な助言を受ける体制を整備した。また、柔軟かつ機動的な人事・財務の管理運営体制を導入するため、新たに大学病院に教授会を置き、教員の採用等の選考を行い病院の教員人事を独立させるとともに、平成 22 年度学内予算編成に当たり、病院予算を独立させることとした。なお、新体制で経営基盤強化に取り組んだ結果、平成 21 年度は前年度と比較して、約 20 億円の増収となった。

(3) 教育研究組織の見直し

医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻（修士課程）設置計画書を提出し、平成 22 年 4 月の開設に向けた準備を進めた。

また、生産科学研究科の改組について、学長室に置くワーキンググループにおいて、改組計画の検討を行い、生産科学研究科を工学研究科と水産学・環境科学系研究科に改組すること、両研究科に 5 年一貫制博士課程を設置すること、工学部と工学研究科において 6 年一貫制の教育を行うこと等を基本とする具体案を学長に答申し、平成 23 年 4 月の改組に向けた準備を開始した。

(4) 部局テニユア・トラック制の導入

「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程」を制定し、部局テニユア・トラック制を導入した。これにより、熱帯医学研究所は、テニユア・トラック助教 1 名を部局の教員定員枠を用いて採用した。

(5) 事務系職員の新人事評価システムの実施

事務系職員を対象とした目標管理による新たな人事評価システムを本格実施するとともに、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。

2. 共通事項に係る取組状況**○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。****(1) 企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況****【平成 16～20 事業年度】**

「戦略企画会議」は、学校教育法の改正等に伴う「新教員制度」「テニユア・トラック制度」導入における企画・立案等を進めるとともに、「次期中期計画を見据えた基本的考え方」を取りまとめた。「学長室」は、医学部・歯学部附属病院の改革及び教養教育（全学教育）の見直しについて調査・分析、企画・立案を行った。「計画・評価本部」は、具体的な計画立案と評価を行うマネジメント上の非常に重要な役割を担った。副学長の下に各種本部業務をライン化するとともに、副学長が関係の全学委員会の委員長や全学共同教育研究施設等の長を務めることとした。

【平成 21 事業年度】

「学長・副学長会議」は、次期中期計画原案を作成し、経営協議会、教育研究評議会及び役員会で審議し、決定した。「学長室」は、WG を設置し、教養教育の在り方及び生産科学研究科の改組案策定のための検討を行い、学長に答申を行った。

(2) 法令や内部規制に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか。**【平成 16～20 事業年度】**

意志決定までの過程において、大学運営上の重要事項を各部局と総合調整する「連絡調整会議」や各理事・副学長を委員長とする全学委員会により、学内の意見聴取・合意形成を図るとともに透明性確保のための情報公開を徹底した。

【平成 21 事業年度】

平成 16～20 事業年度と同様に、法令や内部規制に基づいた手続きにしたがって意思決定を行った。

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。**(1) 法人の経営戦略に基づく学長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況とその資源配分による事業の実施状況****【平成 16～20 事業年度】**

学長裁量経費を充実させ、公募プロジェクト経費、新任教員の教育研究推進支援経費、年度計画対応共通プログラム経費、重点研究課題推進経費など、法人の特長を戦略的・重点的に支援・育成するための資金配分をシステム化して実施した。学長管理ポストを戦略的に配置するとともに、外部資金の活用により、重点戦略分野に有期雇用職員を配置した。間接経費の配分に当たっては、共通的研究設備の整備・更新を行った。年俸制

を導入し、テニユア・トラック助教に適用した。

【平成 21 事業年度】

平成 20 年度に実施した重点研究 10 課題に対する中間評価の結果に基づき、10 課題に対する、支援資金の配分を見直した。教員以外のプロジェクト担当の戦略職員にも年俸制が適用できるように制度を改正し、入試広報を戦略的に担当する職員（プロジェクト・オフィサー）1 名を年俸制により採用した。学長管理教職員ポストを 6 増員し、17 とした。

○ 業務運営の効率化を図っているか。**(1) 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組状況****【平成 16～20 事業年度】**

超過勤務縮減プロジェクトチームを設置し、業務の改善及び効率化に関する方策を検討し、時間外勤務の適正管理を行った結果、超過勤務手当を縮減した。また、事務効率化プロジェクトチームを設置し、「効率的業務運営に向けての改善方策」を策定し、業務の改善・削減を行った。更に、情報メディア基盤センター事務室を学術情報部に、共同研究交流センター 3 部門の事務を研究国際部に統合するなど効率的な事務組織を構築した。

【平成 21 事業年度】

事務効率化プロジェクトチームによる検討結果等に基づき、旅費業務の外部委託を導入する等の業務の改善を行うとともに、事務組織を再編した。

(2) 各種会議・全学的委員会等の見直し、管理システムのスリム化・効率化等、管理運営効率化に向けた取組実績**【平成 16～20 事業年度】**

委員会の統合（学術交流委員会と留学生交流委員会→国際交流委員会）、事務組織の再編（研究国際部・学術情報部の新設及び、財務部経理課給与支給部門を人事企画課に移管し給与事務を一元化）を進めた。また、新設の国際健康開発研究科においては、研究科の予算、組織等の管理運営事項は、学長を議長とした全学的体制である国際健康開発研究科運営評議会が審議を行い、教授会は教学関係事項のみを審議する運営体制とした。

【平成 21 事業年度】

動物実験計画及び組換え DNA 実験計画について、実験計画の申請から承認までの手続の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システム（WEB 申請・審査システム）を導入した。

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

(1) 定員充足率

【平成 16～20 事業年度】

(課程別の収容定員, 収容数及び定員充足率一覧表)

| 課程 | 16 年度 | | | 17 年度 | | | 18 年度 | | |
|----------------|----------|---------|-----------|----------|---------|-----------|----------|---------|-----------|
| | 収容定員 (人) | 収容数 (人) | 定員充足率 (%) | 収容定員 (人) | 収容数 (人) | 定員充足率 (%) | 収容定員 (人) | 収容数 (人) | 定員充足率 (%) |
| 学士課程 | 6,887 | 7,683 | 111.6 | 7,002 | 7,780 | 111.1 | 6,992 | 7,810 | 111.7 |
| 修士課程 博士前期課程 | 622 | 812 | 130.5 | 622 | 776 | 124.8 | 659 | 791 | 120.0 |
| 博士課程 博士後期課程 | 624 | 633 | 101.4 | 655 | 655 | 100 | 666 | 581 | 87.2 |

| 課程 | 19 年度 | | | 20 年度 | | |
|----------------|----------|---------|-----------|----------|---------|-----------|
| | 収容定員 (人) | 収容数 (人) | 定員充足率 (%) | 収容定員 (人) | 収容数 (人) | 定員充足率 (%) |
| 学士課程 | 6,977 | 7,774 | 111.4 | 6,977 | 7,712 | 110.5 |
| 修士課程 博士前期課程 | 684 | 835 | 122.1 | 674 | 804 | 119.3 |
| 博士課程 博士後期課程 | 670 | 617 | 92.1 | 665 | 673 | 101.2 |
| 専門職学位課程 | | | | 20 | 24 | 120.0 |

【平成 21 事業年度】

(課程別の収容定員, 収容数及び定員充足率一覧表)

| 課程 | 21 年度 | | |
|------|----------|--------|-----------|
| | 収容定員 (人) | 収容数(人) | 定員充足率 (%) |
| 学士課程 | 6,982 | 7,642 | 109.5 |

| | | | |
|----------------|-----|-----|-------|
| 修士課程 博士前期課程 | 664 | 727 | 109.5 |
| 博士課程 博士後期課程 | 638 | 646 | 101.3 |
| 専門職学位課程 | 40 | 40 | 100 |

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

(1) 外部有識者の活用状況

【平成 16～20 事業年度】

経営協議会の第 1 期及び第 2 期の外部委員に、民間企業等の経営者、地元有識者、国際機関の長等を任用し、外部有識者の意見を法人経営に反映させた。

学外の有識者をアドバイザーに委嘱するアドバイザー制度を設けた。学長室に設置した大学院改革検討委員会、全学教育検討ワーキンググループにおいては、外部有識者を委員として参画させ、客観的見地から、見識ある調査・分析、企画・立案を行った。学部等の運営にも学外からの意見を反映させるため、学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等の仕組みを導入した。

【平成 21 事業年度】

学長室のワーキンググループに複数の外部有識者を委員として加え、教養教育の在り方、新しい教養教育改革の理念及び生産科学研究科の改組案について、企画・立案等を行った。また、学外の有識者を「長崎大学熱帯医学研究所運営及び研究推進アドバイザー」に委嘱し、熱帯医学研究所の運営、熱帯医学における先導的研究等について、指導・助言を受けた。

(2) 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

【平成 16～20 事業年度】

各年度、6 回程開催し、議題の精選、審議の実質化等を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保した。また、第 2 期中期計画の策定にあたり、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議を開催し、外部委員との意見交換を行った。経営協議会で審議を行った議題については、本学のホームページで公開した。

【平成 21 事業年度】

平成 21 年度は 7 回開催し、議題の精選、審議の実質化を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保した。経営協議会での議論を踏まえ、平成 21 年度には医学部・歯学部附属病院を大学院に改組した。また、次期中期計画及び年度計画の策定にあたり、経営協議会において意見交換を行うとともに、平成 21 年度の大学運営の実績、検討状況等について、経営協議会と教育研究評議会の合同会議を開催し、意見交換を行った。経営協議会で審議を行った議題については、引き続き、本学のホームページで公開した。

○ 監査機能の充実が図られているか。

(1) 内部監査、監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

【平成 16～20 事業年度】

内部監査については、学内規程を整備し、学長直属の監査室を設置し、定期的・臨時的に実施した。特に科学研究費補助金や不正使用防止の観点による監査等の実効性のある監査を実施した。監査結果については、学長へ報告し、適切な措置を講じた。監事監査については、予防的見地から本学のガバナンス機能を注視し、特に透明な意思決定メカニズム、ステークホルダー間の調整や信頼性醸成、経営におけるチェック・アンド・バランスの各視点に注目して実施した。会計監査人による会計監査については、法令等に基づいた財務諸表の監査を法規準拠性、経済性・効率性、不正及び違法行為等の観点も含め実施された。監事監査及び会計監査人による会計監査の監査結果については、個別に協議会を開催して学長等へ報告され、運営や会計処理の検討に活用された。

【平成 21 事業年度】

監査室による業務及び会計監査を行うにあたり、監事及び会計監査人との情報交換会を期中に2度開催した。また、監事との情報交換は日常的に行われており、会計監査人についても実地監査等の機会に情報交換を行い連携を強化した。

不正使用防止の観点等による重点監査については、従来から実施していた文部科学省科学研究費補助金に加え、厚生労働省科学研究費補助金やグローバル COE 等も対象として実施した。

○ 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

(1) 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定、男女共同参画推進のための組織の設置等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置した。また、人事委員会の審議事項に男女共同参画に関する事項を加えるとともに、人事委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。

【平成 21 事業年度】

男女共同参画推進に関して、職員の意識啓発、職務と育児の両立、女性研究者の拡大その他の総合的な支援事業を実施するため、男女共同参画推進センターを設置し、専任のコーディネーターを配置した。同センターを中心に、教職員の男女共同参画に関する意識改革に向けた啓発活動や広報活動を行うとともに、女性研究者のための相談指導体制を整備する「人間環境支援」、女性研究者（教員）が仕事（研究活動）と出産・育児などの家庭生活とを両立させることを支援する「両立支援」及び本学における女性研究者を増やすための全学的な取り組みを行うと同時に、部局の取り組みを支援する「女性研究者拡大支援」のための計画を策定し、順次実施に移している。

学長メッセージ「長崎大学における男女共同参画の推進について」を公表した。また、部局長を主な対象者として、文部科学省生涯学習政策局長を講師とする「大学における

男女共同参画の推進に関する講演会」、アメリカ国立衛生研究所（NIH）の Joan P. Schwartz 副所長を講師とする「男女共同参画に関する講演会」等を開催し啓発に努めた。

(2) 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

出産又は育児のために医療現場を離れた医師及び歯科医師に対する職場復帰に向けた支援・再教育を行う制度を整備した。「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」（医療人GP）により設置した「女性医師麻酔科復帰支援機構」において、結婚や出産・育児などによる休職後に復帰支援を必要とする女性麻酔科医及び麻酔科への転向を希望する他分野女性医師を専修医として採用し復帰に向けての2年間の研修環境を提供している。なお、医療人GPとしての補助事業期間終了後も、引き続き、本学の事業として継続した。

【平成 21 事業年度】

第二期中期計画に女性教員の新規採用率30%を掲げることを決定するとともに、女性研究者を採用した部局に対しインセンティブとして男女共同参画推進経費を配分することを検討し、平成22年度から実施することを決定した。

(3) 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

育児休業制度を見直し、職員が育児部分休業を行うことができる場合の子供の年齢を3歳から小学校就学前までに拡大した。

【平成 21 事業年度】

妊娠・出産・育児などの理由で研究時間の確保が困難な理系の女性研究者（教員）を対象に、テクニカルスタッフを雇用し支援する制度の試験的運用を開始した。坂本地区では24時間保育及び病後児保育を行う長崎大学病院あじさい保育園を設置した。文教地区では、既設の宿泊施設を改修し、プレイルーム及びミーティングルーム等を備えた男女共同参画推進センターを完成させるとともに、一時預かり保育事業の実施に向けた準備を進めた。

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。

(1) 教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか

【平成 16～20 事業年度】

教育研究組織の改編等については、各組織（部局）と関係理事等との事前打合せ、役員懇談会等でのヒアリング、教育研究評議会での審議等を踏まえ、役員会で決定する体制を確立した。

【平成 21 事業年度】

生産科学研究科の改組の具体案の策定については、学長室のWGを活用し、関係部局と協議を行い、役員懇談会での協議を踏まえ、学長に具体案を答申した。

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

(1) 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況

【平成 16～20 事業年度】

「熱帯病・感染症研究」「放射線医療科学」「環東シナ海海洋環境資源研究」の3つの国際連携研究のマネジメントについては、国際連携研究戦略本部が主として当たり、外部資金や間接経費による有期雇用教職員を海外拠点へ赴任させる等、国際連携研究業務の高度化・効率化を推進した。これらの3分野に続いて、次世代の個性的かつ魅力ある課題を発掘し創出していくために、重点研究課題 10 課題を選定した。更に、「重点研究課題推進経費」を学長裁量経費の中に確保し、財政面で集中支援できる体制を確立した。

【平成 21 事業年度】

重点研究 10 課題を推進するため、引き続き、学長裁量経費及び間接経費により、積極的に支援するとともに、外部評価委員等による最終評価を行った。さらに、次期中期計画期間中における重点研究課題のあり方について検討を開始した。

(2) 全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況

【平成 16～20 事業年度】

熱帯医学研究所に、学外の研究者も参加する運営委員会と専門委員会を設置し、研究所の運営と熱帯医学研究所で実施する研究について外部からの意見を反映できるようにした。両委員会には研究担当理事と医歯薬学総合研究科長が委員として加わり、大学全体としての支援体制が敷かれた。

【平成 21 事業年度】

熱帯医学研究所は、国公私立大学を通じて研究者が共同研究を行う新たな体制である「共同利用・共同研究拠点」制度の認定申請を行い、文部科学大臣の認定を受けた。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

(1) 平成17年度課題「中期目標・中期計画達成に向け、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映に関するスケジュール設定が求められる。」に関する対応状況

教員についての人事評価システム整備と活用のため、平成 18 年度に、「教員の人事評価検討ワーキンググループ」を設置し、インセンティブ付与のための全学的な人事評価の基本方針を定め、平成 20 年 1 月から、優れた業績等を新しい昇給制度に反映させた。事務系職員については、第 3 次に渡る試行を行い、その結果を基に人事評価基準作成プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成 21 年 3 月に評価システムの成案を得た。事務系職員の新人事評価システムは平成 22 年 1 月から本格実施を行うとともに、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。

(2) 平成 17 年度課題「経営協議会における適切な審議が求められる。」に関する対応状況

経営協議会において、学内規則等で規定されている審議事項は、全て経営協議会の審議に付し、その後法人としての意思決定を行った。また、議題の精選等を行うとともに、会議資料を一週間前までに事前配付を行い、審議の実質化を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保することとした。

(3) 平成 19 年度課題「学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行うについては、現状の問題点等の協議を行っているが、支援事務組織の再編成には至っていない。」に関する対応状況

平成 20 年度に情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に、共同研究交流センター 3 部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合した。

(4) 平成20年度課題「生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得るについては、特色となる教育研究組織の創生、基礎学部の改革・改組との連動等のさらなる検討が必要な状況であり、成案を得るまでには至っていない。」に関する対応状況

生産科学研究科の改組については、学長室に 2 つのワーキンググループを設置し、改組計画の具体案の策定を行い、学長に答申を行った。それに基づき、平成 23 年 4 月の改組に向けた準備を開始した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | ・科学研究費補助金・各種民間研究助成金などの外部資金の獲得に努めるとともに、収入を伴う事業の拡充を図る。 |
|------|--|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|---|--|--------|--------|--|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○科学研究費補助金, 受託研究, 奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【36】 企業情報の収集に努めるとともに研究情報及び成果を公開すること等により、産学官の連携を推進させ、受託研究と奨学寄附金等の増加に努める。 | 【36】 産学官連携機構と (株) 長崎 TLO が連携し、情報を共有し産学官連携事業を拡大する。 | III | | (平成 20 年度の実施状況概略) 産学官連携機構と(株)長崎 TLO を同一フロアに集約し、毎月 1 回の共同研究交流センター・知財定期連絡会を開催して、産学官連携情報を共有し、産学連携の実務戦略を策定した。また、面談相談会を長崎及び佐世保において開催するとともに、複数企業の訪問を実施した。 | | |
| | | III | | (平成 21 年度の実施状況) 定期的に共同研究交流センターの専任教員及び学内コーディネーターのチーフコーディネーターが参加する拡大知財連絡会議を開催し、産学官連携機構の各部の活動報告、意見交換を行う等して情報を共有した。長崎市及び (株) 長崎 TLO とともに開始した長崎市戦略経営人材養成事業を平成 21 年度も継続して行った。 | | |
| 【37】 科学研究費補助金への全教員の応募と採択件数・交付金額の増加を目指す。 | 【37-1】 引き続き科学研究費補助金への全教員の応募を目指すとともに、採択率を向上させるため科学研究費補助金申請書の相互点検等を行う。 | IV | | (平成 20 年度の実施状況概略) ・全教職員の応募を図るため、文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、応募率と採択率の高い部局に対するインセンティブの付与を継続した。また、各部局においては、申請書の相互点検等を行った。その結果、平成 21 年度の応募件数は 1,037 件、教員 1 人あたりの応募件数は 1.02 件となった。なお、平成 20 年度の採択件数及び交付金額は 380 件、1,035,485 千円であった。(交付決定時) ・文部科学省から講師を招いて行った説明会において、若手研究者に対し、計画調書作成のポイント等に関する説明を行った。また、大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請課題に対する研究資金の支援を、平成 21 年度から行うことを決定した。 | | |
| | | IV | | (平成 21 年度の実施状況) 全教員の応募を図るため、引き続き文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、科学研究費補助金をはじめとする競争的外部資金に付随する間接経費の獲得額に応じ、研究者に対しインセンティブの付与を行った。また、各部局においては、申請書の相互点検等を行った。その結果、平成 22 年度の実施状況は、平成 22 年度の実施状況は 1,023 件、教員 1 人あたりの応募件数は 1.1 件となった。なお、平成 21 年度の実施状況は、平成 21 年度の実施状況は 439 件、1,130,149 千円であった。 | | |

| | | | <p style="text-align: center;">科学研究費補助金の採択件数及び交付金額（間接経費含む） 金額単位：千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td style="text-align: center;">385</td> <td style="text-align: center;">387</td> <td style="text-align: center;">391</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td style="text-align: center;">1,051,240</td> <td style="text-align: center;">989,260</td> <td style="text-align: center;">1,034,660</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td style="text-align: center;">394</td> <td style="text-align: center;">380</td> <td style="text-align: center;">439</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td style="text-align: center;">1,160,780</td> <td style="text-align: center;">1,035,485</td> <td style="text-align: center;">1,130,149</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 採択件数 | 385 | 387 | 391 | 交付金額 | 1,051,240 | 989,260 | 1,034,660 | | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 採択件数 | 394 | 380 | 439 | 交付金額 | 1,160,780 | 1,035,485 | 1,130,149 | |
|---|-----------|-----------|---|--|----------|----------|----------|------|-----|-----|-----|------|-----------|---------|-----------|--|----------|----------|----------|------|-----|-----|-----|------|-----------|-----------|-----------|--|
| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 採択件数 | 385 | 387 | 391 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付金額 | 1,051,240 | 989,260 | 1,034,660 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 採択件数 | 394 | 380 | 439 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付金額 | 1,160,780 | 1,035,485 | 1,130,149 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【37-2】 基盤研究（S），（A），若手研究（S），（A）等の大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請者に対して研究資金援助を含めた支援を行う。</p> | | IV | <p>大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）により大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請者に対してステップアップ・再チャレンジ事業を実施し，平成 22 年度科学研究費補助金採択を目指し，9 課題に対し支援を行った。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【38】 卒業生，研究生，産学官連携のパートナー，地域の個人・企業など，広い意味で長崎大学に関係ある個人・機関との連携を維持・発展させる活動を強化し，長崎大学を支援する組織の構築を図る。</p> | | IV | <p>（平成 20 年度の実施状況概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学部同窓会の関東（東京）支部と連携して，平成 21 年 3 月 7 日に国立科学博物館において全学同窓会懇親会を開催し，会員相互の親睦を深めた。また，本学への理解を深めてもらうため，全学同窓会広報誌を創刊した。 （株）長崎 TLO と連携して，出島インキュベータ入居企業に対して，大学のシーズ（福祉・介護機器，マンションの外壁タイル接着剤など）を提供し，商品化に向けての共同開発を進めた。 （株）TDC の寄付講座を工学部に開設したことに伴い，それに関連する共同研究契約の締結を併せて行った。また，都市エリア事業において，参画企業として（株）富士フィルム等が参入し，共同で事業を推進した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【38】 全学同窓会及び各学部等同窓会を通じて同窓生との情報交換及び連携協力を更に推進するなど，本学の支援組織を強化する。</p> | | IV | <p>（平成 21 年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学同窓会の活動を支援するために「長崎大学全学同窓会支援室」を設置した。 全学同窓会の活動をより実質的にし，各学部等同窓会間との連携及び情報共有を図るために全学同窓会幹事会を設置した。 第 1 回長崎大学ホームカミングデーを平成 21 年 11 月 21 日に長崎大学文教キャンパスで，長崎大学学園祭運営委員会の協力を得て，本学と全学同窓会が共催し，同窓生に本学の近況等を報告するとともに，交流・親睦を深めた。 同窓生への情報提供を充実するため，全学同窓会のホームページ及び全学同窓会広報誌をリニューアルした。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【39】 科学研究費補助金や共同研究，受託研究，その他の外部資金の受入れを中期目標期間中に 10%以上増加させる。</p> | | IV | <p>（平成 20 年度の実施状況概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度の科学研究費補助金，共同研究，受託研究，その他の外部資金の獲得総額は 4,780,953 千円であった。平成 19 年度に対し 167,458 千円の増加であった。（決算時） JICA 技術協力プロジェクト「保健医療」のスリランカ国及びガーナ国の 2 件の事業及び JICA 短期集団研修を受託した。また，平成 18 年度に採択内定の JICA「草の根技術協力事業（パートナー型）」においては，平成 20 年 11 月にケニア共和国の了承が得られ，平成 20 年 12 月に正式採択となり，JICA との業務委託契約が締結された。さらに，JST「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」獲得に向けた体制を整備した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>【39-1】 科学研究費補助金や共同研究, 受託研究, その他の外部資金の受入れを平成20年度より増加させる。</p> <p>【39-2】 国際連携研究戦略本部の機能を活用し, 国際機関や各省庁, ODA 関連の外部資金を新規に獲得する。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>平成 21 年度の科学研究費補助金, 共同研究, 受託研究, その他の外部資金の獲得総額は 5,151,082 千円であった。平成 20 年度に対し 370,129 千円の増加であった。また, 平成 16 年度に比し, 52.9% 増となっており, 10%以上増加させるという目標を達成した。</p> <p style="text-align: center;">外部資金獲得状況</p> <p style="text-align: right;">単位: 千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究</td> <td>145,313</td> <td>209,532</td> <td>192,990</td> </tr> <tr> <td>受託研究等</td> <td>703,015</td> <td>1,424,325</td> <td>1,080,840</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>858,726</td> <td>874,612</td> <td>868,920</td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>1,051,240</td> <td>989,260</td> <td>1,034,660</td> </tr> <tr> <td>その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等</td> <td>324,031</td> <td>343,938</td> <td>424,417</td> </tr> <tr> <td>COE(GCOE)</td> <td>286,302</td> <td>318,400</td> <td>351,351</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,368,627</td> <td>4,160,067</td> <td>3,953,178</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究</td> <td>163,229</td> <td>206,598</td> <td>215,649</td> </tr> <tr> <td>受託研究等</td> <td>1,397,250</td> <td>1,416,624</td> <td>899,460</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>918,177</td> <td>949,403</td> <td>1,040,497</td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>1,160,780</td> <td>1,035,485</td> <td>1,130,149</td> </tr> <tr> <td>その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等</td> <td>428,709</td> <td>432,233</td> <td>1,176,561</td> </tr> <tr> <td>COE(GCOE)</td> <td>545,350</td> <td>740,610</td> <td>688,766</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,613,495</td> <td>4,780,953</td> <td>5,151,082</td> </tr> </tbody> </table> <p>IV JICA「草の根技術協力事業（地域支援型）」が平成 21 年 12 月に採択内定となった。</p> | | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 共同研究 | 145,313 | 209,532 | 192,990 | 受託研究等 | 703,015 | 1,424,325 | 1,080,840 | 寄附金 | 858,726 | 874,612 | 868,920 | 科学研究費補助金 | 1,051,240 | 989,260 | 1,034,660 | その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等 | 324,031 | 343,938 | 424,417 | COE(GCOE) | 286,302 | 318,400 | 351,351 | 計 | 3,368,627 | 4,160,067 | 3,953,178 | | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 共同研究 | 163,229 | 206,598 | 215,649 | 受託研究等 | 1,397,250 | 1,416,624 | 899,460 | 寄附金 | 918,177 | 949,403 | 1,040,497 | 科学研究費補助金 | 1,160,780 | 1,035,485 | 1,130,149 | その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等 | 428,709 | 432,233 | 1,176,561 | COE(GCOE) | 545,350 | 740,610 | 688,766 | 計 | 4,613,495 | 4,780,953 | 5,151,082 | |
|--|--|-----------|--|--|----------|----------|----------|------|---------|---------|---------|-------|---------|-----------|-----------|-----|---------|---------|---------|----------|-----------|---------|-----------|-----------------------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---|-----------|-----------|-----------|--|----------|----------|----------|------|---------|---------|---------|-------|-----------|-----------|---------|-----|---------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---|-----------|-----------|-----------|--|
| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同研究 | 145,313 | 209,532 | 192,990 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託研究等 | 703,015 | 1,424,325 | 1,080,840 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄附金 | 858,726 | 874,612 | 868,920 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科学研究費補助金 | 1,051,240 | 989,260 | 1,034,660 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等 | 324,031 | 343,938 | 424,417 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| COE(GCOE) | 286,302 | 318,400 | 351,351 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 3,368,627 | 4,160,067 | 3,953,178 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同研究 | 163,229 | 206,598 | 215,649 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託研究等 | 1,397,250 | 1,416,624 | 899,460 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄附金 | 918,177 | 949,403 | 1,040,497 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科学研究費補助金 | 1,160,780 | 1,035,485 | 1,130,149 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等 | 428,709 | 432,233 | 1,176,561 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| COE(GCOE) | 545,350 | 740,610 | 688,766 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 4,613,495 | 4,780,953 | 5,151,082 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【40】 施設の効果的な運用を図り, 外部への積極的な貸し出しを行う。</p> | <p>【40】 引き続き施設の効果的な運用を図るため, ホームページ等を活用した積極的な情報提供を進める。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>外部への貸出しを拡大するため, 貸出可能施設を拡充し, 他機関のホームページへのリンクや PR を実施することで積極的に情報提供を行った。その結果, 大幅な増収を図ることができた。</p> <p style="text-align: center;">土地建物等貸付料 平成 20 年度 39,309 千円 (平成 19 年度比 15,607 千円増)</p> <p>IV (平成 21 年度の実施状況)</p> <p>ホームページ掲載内容の体裁整備や貸出可能施設情報を更新するとともに, 過去の利用者等へ郵便による利用案内を行い, 積極的な広報活動及び情報提供を実施した結果, 改修工事等による影響もなく, 増収を図ることができた。</p> <p style="text-align: center;">土地建物等貸付料 平成 21 年度 43,727 千円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|------------|--|--|
| <p>【41】 知的財産本部などの技術管理部門を中心に特許料等の収入増を図る。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度比 4,418 千円増)</p> <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明届件数 70 件のうち、技術移転に繋がりそうな案件に絞り込み、53 件を大学承継として順次特許申請を進めた。 ・知的財産本部は(株)長崎 TLO と協働して、シーズ・ニーズ情報の共有化を図るとともに技術分野別に役割分担を進め、指揮命令系統の自由度を上げてシーズ発掘から技術移転活動への機動力を向上させた上で運用活動に重点を置いた結果、ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円となり、平成 19 年度に比べ、3 件、37,738 千円増加した。 ・過去出願分の案件の活用状況を精査して棚卸しを実施した結果、いずれも出願係属中の国内特許 20 件、外国特許 7 件を放棄処理した。 | |
| <p>【41-1】 特許料収入が見込める発明の機関承継と特許出願を増加させる。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>発明評価委員会での承継審査において、より一層事業性の観点に重点を置くことで、出願すべき発明の質の向上に努めた。</p> <p>技術移転に繋がりそうな案件に絞り込み、45 件の特許申請を進めた。また、ライセンス契約数は 8 件、契約料は 10,178 千円となった。</p> | |
| <p>【41-2】 従来の特許出願案件に対する評価を行い、維持の可否を決定する。</p> | <p>III</p> | <p>本部内の定例の担当者連絡会において、毎月、案件見直しを行い、活用状況をチェックしつつ、権利化および維持の可否を決めた。</p> | |
| <p>【41-3】 ライセンス契約を増やすために (株) 長崎 TLO との連携を強化する。</p> | <p>III</p> | <p>積極的に、(株)長崎 TLO の技術移転スペシャリストと協働し研究シーズの技術展示会への出展、企業への紹介及び九州経済産業省編集「九州地域技術シーズ集」やホームページへのシーズ公開を行った。</p> | |
| | | <p>ウェイト小計</p> | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | ・事務の合理化, 効率的な施設運営等を進めることにより, 管理的経費の節減を図る。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|---|------------|--------|--------|--|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○管理的経費の抑制に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【42】柔軟な人員配置を行うなどして, 人件費の更なる適正化を図る。 | / | III | / | (平成 20 年度の実施状況概略) 人件費の更なる適正化に向けて, 人件費シミュレーションが可能となる新たな人事給与システムと事務効率化を目的とした新たな就業情報管理システム (長崎大学就業情報管理システム) を導入し, 本移動させた。 | / | / |
| | | III | / | (平成 21 年度の実施状況) ポイント制の導入等による最適な人件費管理の確立のため, 人事給与システムを活用し, 多角的な人件費試算を可能にする体制を整備した。 | / | / |
| 【43】情報のデータベース化と既存書類の電子化を行い, ペーパーレス化を推進する。 | / | III | / | (平成 20 年度の実施状況概略) 長崎大学就業情報管理システムの導入により, 事務系職員の就業情報を電子化し, 出勤簿や休暇簿等の印刷物を廃止した。また, 調達業務における業者への入札説明書について, 紙媒体から電子媒体での交付に移行することを推進した。 | / | / |
| | | III | / | (平成 21 年度の実施状況) 平成 16 年度からの 5 年間の期間において, 職員録, 学報, 就業情報等の電子化を推進し 10,580 千円の印刷経費の削減を行った。また, 平成 19 年度から, 調達業務における業者への入札説明書の交付を紙媒体から電子媒体への移行を行い 2 年間で約 59,000 枚のペーパーレス化が図られたことから, 平成 21 年度においても電子媒体での交付を引き続き行い, 約 37,300 枚のペーパーレス化を推進した。 また, 片面印刷しかできないプリンタについて, 更新時には両面印刷可能なプリンタへ更新するよう学内周知を図り, 平成 21 年度は両面印刷可能なプリンタへの更新を 5 台行った。 | / | / |
| 【44】業務の見直し及び効率化により, 光熱水料等管理費の低減を図る。 | / | IV | / | (平成 20 年度の実施状況概略) 管理費の低減を図るため, 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い, 約 580 千円の経費を削減した。 | / | / |

| | | | | | |
|--|---|----|---|--|--|
| | <p>【44】平成16年度以降実施してきた経費の抑制に関する取組（契約事務の効率化、公用車の削減、刊行物の精選、光熱水料の節減等）の成果を検証するとともに、その内容を基に業務の見直し、光熱水料等管理費の低減を引き続き図る。</p> | IV | <p>（平成21年度の実施状況） 平成16年度からの5カ年の期間においては、複数年契約の推進による業務の効率化、公用車の減による維持費の削減、電気供給契約の見直しによる使用料の低減、定期刊行物の精選や数量見直しによる経常経費の抑制による管理費の低減を行ってきた。平成21年度においても、引き続き新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い、約90千円の経費を削減した（数量見直し実施前の平成17年度末と比較して約2,300千円の削減を図った）。また、光熱水料については、一部改修工事の影響はあるものの、省エネ型の照明、冷暖房機器の導入や昼休みの消灯、夏期の軽装等の節減努力を行ってきた結果、平成20年度と比較し69,653千円の減となった。</p> | | |
| | | | ウェイト小計 | | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | ・土地、施設、知的財産を適正に管理し、学内外で有効活用が可能となるように運用の改善を図る。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | ウェイト | | |
|---|--|--------|--------|--|--------|--------|---|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 | |
| ○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 | | | | | | | |
| 【45】全学的な視点に立って、施設の管理・利用状況を定期的に点検し、オープンラボ等共用スペースとして20%を確保するなどその有効利用に努める。 | <p>【45-1】教育研究共用スペース（オープンラボ）を規則等に基づき確実に運用する。</p> <p>【45-2】講義室等の稼働率及び利用形態を引き続き把握し、施設を有効活用する。</p> | III | / | (平成20年度の実施状況概略) ・教育研究共用スペース（オープンラボ（2,728㎡））を確保し、使用者を全学で公募し有効利用した。 ・講義室の稼働率調査を行い、講義室の稼働率を全学に公開し、有効活用を推進するとともに、施設を有効に活用するため、倉庫として利用していた旧自家発電施設を情報メディア基盤センターのサーバー室に改修することを決定し、改修工事に着手した。さらに、坂本1団地にある原研2号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、新設の国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修することを決定した。 | / | / | |
| | | | | III | | | (平成 21 年度の実施状況) 経済学部本館改修、環境科学部本館改修工事において教育研究共用スペース（オープンラボ 411㎡）を確保し、使用者を公募により決定した。 |
| | | | | III | | | 講義室等の稼働率調査結果を施設部ホームページに公表し、施設の有効活用を推進するとともに、坂本1団地にある原研施設2号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修した。また、文教2団地の講義室2室を語学専用学習室に改修した。 |
| 【46】施設の資産については良好な状態で長期使用を可能とするため、計画的な維持保全に努める。 | <p>【46-1】長期にわたる施設の効果的な活用を図るため、施設維持管理計画（営繕発注計画）に基づき計画的な維持保全を行う。</p> <p>【46-2】総合的な安全点検を継続</p> | IV | / | (平成20年度の実施状況概略) 施設の維持管理計画（営繕発注計画）に基づき、平成19年度より74,000千円増の約417,000千円の営繕工事（講義室等空調改修、便所改修、建具改修、課外活動施設改修等）を実施した。また、柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲載するとともに、階段手摺改修等安全対策工事を実施するなど、計画的な維持保全に努めた。 | / | / | |
| | | | | IV | | | (平成 21 年度の実施状況) 施設の維持管理計画（営繕発注計画）に基づき、学生を支援するための施設である既存の総合体育館、課外活動施設、野球場及びテニスコート等を改修するなど約860,000千円の営繕工事を実施し、計画的な維持保全に努めた。 |
| | | | | III | | | 坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲 |

| | | | | | |
|---|---|-----|--|--|--|
| | 的に行うため、柳谷団地に引き続き、坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。 | | 載するとともに、外壁タイルの落下の危険性があるものや老朽化した手すり等、早期修繕等を実施し計画的な維持保全に努めた。 | | |
| 【47】 知的財産の社会での活用を促進するために、それらに関するデータ収集方法や公開方法を再構築する。 | 【47】 平成19年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の成果を基に、引き続き研究者に対して有用な社会的活用法を説明するとともに、知財ポリシーや営業秘密管理の周知化を図る。 | IV | (平成20年度の実施状況概略) <ul style="list-style-type: none"> シーズ発掘から知的財産の活用に至る一連の情報を一元管理した結果、技術分野毎の役割分担の推進と同時に指揮命令系統のスピード化につなげることができたため、技術移転の成約が順調に進み、ライセンス契約数は17件、契約料は46,716千円となり、平成19年度に比べ、3件、37,738千円増加した。 全部局の教授会で、知的財産に係る研究者に有用な社会的活用法を説明するとともに、知的財産ポリシーや営業秘密管理の周知化を図った。 | | |
| | | III | (平成21年度の実施状況) 大学高度化推進経費に基づくプログラムにおける知的財産セミナー、FD及び授業を通じて、教員及び将来の研究者要員としての学生を対象に啓発活動を行った。 | | |
| | | | ウェイト小計 | | |
| | | | ウェイト総計 | | |

[ウェイト付けの理由]

.....

1. 特記事項**【平成 16～20 事業年度】****(1) 財務運営体制の充実**

- ア 予算を総合的に企画，立案するマネジメント体制を整備強化（予算決算分析，経営企画等）するため，予算企画室を財務課に設置し，予算の効率的・効果的な配分を実施した。
- イ 収入・支出業務，月次決算，棚卸実施，調達業務，目的別分類の区分方法などの財務運営マニュアルを作成し，適切かつ円滑な財務会計システムへの充実を図った。

(2) 財務会計面からの戦略的・効果的な教育・研究活動支援

- ア 平成 17 年度から，優れた教育研究活動を積極的に支援するため，教育研究基盤経費の中から，学長裁量経費として「公募プロジェクト経費」を創設，将来の特色となりうる萌芽的研究への支援事業として，「研究推進支援プログラム」「教育改革支援プログラム」「社会貢献・産学連携推進プログラム」など，戦略的・効果的な教育・研究への基盤整備の支援を行った。（4 カ年の配分総額 225,000 千円）
- イ 平成 17 年度から，新規に採用される教員に対し，教育，研究活動のスタートアップを推進するための初期的な基盤経費を支援するため，学長裁量経費の中に「新任教員の教育研究推進支援経費」を新設した。（支援単価：教授@1,000 千円，准教授@800 千円，講師@600 千円，助教@600 千円）
- ウ 平成18年度から，大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマとして選定した重点研究10 課題を推進するため「重点研究課題推進経費」として総額152,000千円（3 カ年）を学長裁量経費の中に確保し財政面での支援体制を確立した。
- エ 平成 18 年度から，学長裁量経費の中に「学生学習環境改善施設整備費」を新設し，講義室等の空調設備，体育館武道場床改修など学生支援の基盤となる施設の改善を計画的に進めることとした。（3 カ年の配分総額 229,600 千円）
- オ 年度計画に定める教育・研究・学生支援等に係る重要な事業を確実に達成するための支援経費として，学長裁量経費の中に「全学共通プログラム経費」として総額 198,130 千円（4 カ年）を確保し配分した。

(3) 外部資金の増加

科学研究費補助金に関しては事務処理体制を見直し，学内締切を可能な限り延長するとともに，学内説明会を開催して教職員の意識向上を図った。科学研究費補助金以外の競争的外部資金に関しても，本学ホームページに外部資金情報サイトを新設し全教職員への情報周知徹底を図るなど外部資金増加への取組を行った結果，資金獲得額が大きく伸長した。平成 20 年度の科学研究費補助金，共同研究，受託研究，その他の外部資金の獲得総額は 4,780,953 千円で，平成 16 年度と比して 1,412,326 千円（42%）増加した。

(4) 会計事務（契約関係）の適正化，効率化

事務連絡協議会のもとに立ち上げた「事務効率化プロジェクトチーム」がとりまとめた「効率的業務運営に向けての改善方策」に沿って，物品の発注及び検収体制の一部見直しを行い，500 千円未満の物品の発注については調達課発注から教員（現場）発注へ移行し，納品の迅速化を図った。また，一括契約の導入拡大を実施し契約業務に係る事務量の削減を行った。

さらに，業務の効率化及び資源の効果的活用の観点から，同一キャンパスにおいて，各学部固有の業務（教授会，学務業務等）を行う体制を保証しつつ，可能な限り共通的な業務を集約化した効率的な事務体制を構築するためのプロジェクトチームを新たに設置し，検討を行った。

(5) 外部資金獲得等へのインセンティブ

科学研究費補助金の増加を図るため，特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）及び全学共通プログラム経費から，インセンティブ経費を確保し，部局毎の科学研究費補助金の応募及び採択状況等に対応して配分した。

また，科学研究費補助金の申請及び採択状況の外，地域社会から高い評価を受けている研究活動並びに高い効果が期待される研究成果発表活動への準備等，優れた研究成果展開活動に対して，インセンティブ経費を確保し配分した。

(6) 補助金の交付前使用に係る立替制度の導入

補助金を受領するまでの間，当該研究等の実施に必要な資金を措置するため，立替制度を平成 19 年度に導入し，当該研究の早期着手と研究者の負担解消を図り，補助金の効率的執行を実施した。（平成 19～20 年度 利用総数 636 件 立替総額 3,856,076 千円）

(7) 寄附講座の設置

工学部に TDK 株式会社からの寄附（5 年間総額 135,000 千円）を受け「TDK 寄附講座 エネルギーエレクトロニクス学講座」を設置した。

また、医歯薬学総合研究科に長崎県及び五島市からの寄附により設置している「離島・へき地医療学講座」については、平成 21 年度から 5 年間（総額 200,000 千円）の継続設置が決定した。

【平成 21 事業年度】**(1) 旅費業務の外部委託**

旅費計算業務の削減、旅費支給の迅速化、旅行者による立替払いの軽減等を図るため、旅費業務の外部委託を 4 月から実施した。また、外部委託化に伴い職員 4 名（定員 1 名、派遣職員 3 名）の削減を図った。更に、旅費計算業務の円滑化のため、処理の簡素・合理化及び関係規程等の見直しに着手した。

(2) 民間資金活用による職員用住宅の整備

民間事業者による本学土地を「建物譲渡特約付定期借地権契約（30 年）」により貸し付けし、住宅の整備、維持管理運営を行わせる民間資金活用方式にて、職員用住宅 2 棟（45 戸）の整備を行い、平成 22 年 4 月から運用を開始した。

(4) 契約の適性化

契約業務の適正性・透明性を確保するため、指名競争入札限度額、予定価格の作成を省略できる基準を、国と同額の基準とする措置を講じた。

(5) 病院の増収への取組

平成 21 年 4 月から新病院執行体制に移行し、診療方針に「新規入院患者の確保」を掲げ、経営基盤強化に取り組んだ結果、新入院患者数は 1,482 人の増、病床稼働率は 3.69% の増、手術件数は 783 件の増となった。これらの取組などにより診療稼働額は、平成 20 年度と比較して約 20 億円増加した。

2. 共通事項に係る取組状況**○ 財務内容の改善・充実が図られているか。****(1) 経費の節減に向けた取組状況****【平成 16～20 事業年度】**

ア 一般管理経費等の削減に向けた全学的な取組を推進し、管理的な経費の抑制に向け、省エネルギー対策（1%省エネ運動と執務室での軽装等）等を行い光熱水料の低減を図った。

イ 会議開催通知等の既存書類の電子化を推進するとともに、職員録管理システムや、就業情報管理システムの導入による電子化を行い、職員録、出勤簿及び休暇簿等の印刷物を廃止し、印刷経費のコスト削減を図った。

ウ 調達業務における業者への入札説明書の交付を紙媒体から電子媒体へ移行し、ペーパーレス化を推進した。

エ 複数年契約の導入により経費の抑制、契約事務量の削減、効率化を図った。

オ 電力需給契約や複写機の賃貸借・保守契約等を一般競争入札とすることにより、契約金額の削減を図った。

カ 共用車を 3 台削減し維持経費（車検、保険料等）の削減を図った。

キ 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い経費節減を行った。また、これらに係る支払い周期の延長を行うことにより契約業務の効率化及び経費の節減を図った。

【平成 21 事業年度】

新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを引き続き行い、平成 21 年度は約 90 千円の経費を削減した（数量見直し実施前の平成 17 年度末と比較して約 2,300 千円の削減を図った）。また、光熱水料については、省エネ型の照明、冷暖房機器の導入や昼休みの消灯、夏期の軽装等の節減努力を行ってきた結果、平成 20 年度と比較し 69,653 千円の節減となった。

(2) 自己収入の増加、資金の運用に向けた取組**【平成 16～20 事業年度】**

ア 施設の効果的な運用を図るため、貸出可能施設の拡充、本学ホームページによる情報提供の充実、他機関のホームページへのリンク等を行うなど学外に対し積極的に情報提供を行った結果、土地・建物等貸付料は 39,309 千円に達し、平成 16 年度と比して 11,092 千円増加した。

イ 余裕資金については、国債の購入及び定期預金を行うなど資金運用を図った（利息収入総額 30,955 千円）

ウ (株)長崎 TLO と協働して、シーズ・ニーズ情報の共有化を図るとともに、指揮命令系統の自由度を上げて運用活動に重点を置いた結果、ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円に達し、平成 16 年度と比して 13 件、45,416 千円増加した。

【平成 21 事業年度】

施設の効果的な運用を図り、外部への積極的な貸し出しを行うため、ホームページ掲載内容の体裁整備や、貸出可能施設情報を更新するとともに、過去の利用者等へ郵便による利用案内を行い、積極的な広報活動及び情報提供を実施した結果、改修工事等による影響もなく、土地・建物等貸付料は 43,727 千円に達し、平成 20 年度に比して 4,418 千円の増収を図った。

(3) 財務情報に基づく財務分析の実施とその分析結果の活用状況**【平成 16～20 事業年度】****ア 財務情報に基づく取組実績の分析**

平成 19 年度分のセグメント毎の収支データ等を作成するとともに、過去 4 年間のデータ分析を行うことにより、平成 21 年度学内予算編成において、更なる教育研究経費の重点配分を目指し、大学高度化推進経費（学長裁量経費）の増額を含め、財務基礎の充実に取り組んだ。

イ 戦略的な学内資源配分

大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマとして選定した重点研究 10 課題を推進するため、学長裁量経費の中に重点研究課題推進経費を設け財政面での支援を行った。

ウ 目的積立金の使途

目的積立金は、「教育研究の質の向上、組織運営の改善」という使途目的に鑑み、中期計画を踏まえつつ、以下の 3 つの観点の事業について、全学的視点や部局等の計画を考慮した予算措置を行った。

- ① 学内の老朽施設の改善、教育研究設備の計画的整備、教育・学習環境等の改善に対する配慮として、講義室等の空調設備改修、視聴覚設備の更新、図書館及び講義室等の空調設備改修、薬用植物園の整備等を行った。
- ② 組織整備に伴う設備整備事業として、国際健康開発研究科（修士課程）の新設、薬学部（薬学科、薬科学科）及び教育学研究科の改組に伴う教育用設備整備等を行った。
- ③ 医学部・歯学部附属病院の再開発等のための設備整備費を措置した。

【平成 21 事業年度】

平成 20 年度のセグメント毎の収支データ表等を作成し、過去 5 年間のデータ分析を行った結果を踏まえ、平成 22 年度予算編成に当たっては更なる教育研究の重点化を目指すため、大学高度化推進経費の増額を図るなど、財源の一元化や予算事項の見直し等に取り組んだ。

○ 人件費等の必要額を見通した財務計画の策定や人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

(1) 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況
【平成 16～20 事業年度】

「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革に対応して、5%の人件費削減を実施することとした本学の総人件費削減の方針に対し、平成 19 年度は 1%の人件費削減を実行し、更に平成 20 年度においては、教員 6 名、その他職員 18 名を削減した。

【平成 21 事業年度】

平成 21 年度においては、総人件費改革に対応して教員 9 名、その他職員 18 名を削減した。人件費削減計画の実行計画どおり、4%の人件費の削減を達成した。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

(1) 平成 17 年度課題、「科学研究費補助金等、外部資金への応募と獲得へのインセンティブの設定については、検討にとどまっていることから、早急な取組が求められる。」に係る取組の改善状況

特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）及び全学共通プログラム経費から、インセンティブ経費を確保し、科学研究費補助金の申請及び採択状況に対応して配分した。

【平成 21 事業年度】

科学研究費補助金については、全教員の応募を図るため、文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、インセンティブの付与を継続した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供
 ① 評価の充実に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | ○自己点検・評価の実施の基本方針 ・組織等評価及び個人評価を定期的に実施し、その結果を公表するとともに、指摘された問題点については改善に要する一定の期間を設け、その達成状況を確認して結果を公表する。なお、必要に応じ外部評価を実施する。 |
|------|--|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|---|--|--------|--------|--|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【48】 全学的評価委員会である長崎大学大学評価委員会の在り方を見直すとともに必要に応じ評価項目の見直しを行う。 | 【48】平成 20 年度に実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | IV | / | (平成20年度の実施状況概略) 平成20年度に実施の中期目標期間に係る法人評価受審のため、「計画・評価本部」及びその下に設置した各専門部が自己点検・評価を実施した。また、評価結果を次期中期目標・計画の策定作業に反映させた。 | | / |
| | | | | — | | |
| 【49】 各部局においては全学的評価委員会との緊密な連携の下に適切な評価が実施できる体制の整備・充実を図る。 | 【49】平成 20 年度に実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | IV | / | (平成20年度の実施状況概略) 平成20年度に実施の中期目標期間に係る法人評価受審のため、各部局は部局長及び評価委員会等を中心に、「計画・評価本部」等と緊密に連携し、自己点検・評価に基づいて現況調査表等を作成した。 | | / |
| | | | | — | | |
| ○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 | | | | | | |
| 【50】 組織等評価の結果を適切な方法で公表する。また改善項目及び改善方策について、一定の期間を設け、その達成状況を確認し、その結果を更に公表する等して実効性を担保する。 | 【50】自己点検・評価結果、第三者評価結果等については、引き続き学内周知を図るとともに、広く社会に対しても公表する。 | III | / | (平成20年度の実施状況概略) 中期目標の達成度評価のための自己点検・評価結果をまとめた業務実績報告書を公表した。また、平成19年度の業務実績については、ホームページで評価結果を公表した。 | | / |
| | | | | III | | |

| | | | | | |
|---|--|-----|--|--|--|
| <p>【51】 教員の個人評価については、全学的見地から総合的に分析し、その分析結果を公表する。 また、評価結果に基づいて学部等は適切な措置・指導助言を行う。</p> | <p>【51】 第3回（平成24年度実施予定）の個人評価の実施に向けて、更に実施基準等の見直しを進める。</p> | IV | <p>（平成20年度の実施状況概略） 教員の個人評価については、平成19年度（第2回）に実施した評価結果を検証し、評価法、実施基準等の見直しを行った。</p> | | |
| | | IV | <p>（平成21年度の実施状況） 教員の個人評価の見直しを行い、従来の教員の自己評価を基にする評価から、教員個々の教育、研究、社会貢献、組織運営等の活動状況をデータベースに入力しホームページで公開することを義務づけることにより、学内及び社会からの客観的な評価を受けることとした。また、活動状況のデータベースへの入力及び公開を教員の人事面の評価（昇給、勤勉手当、昇任、再任等に係る評価）の要件とするとともに、公開した活動状況のデータを人事面の評価に活用することとした。この見直しに伴い、教員個人業績データベース管理委員会を新たに設置し、公開するデータの検討等の教員個人業績データベースの構築に係る具体的な作業を行った。</p> | | |
| ○外部評価等 | | | | | |
| <p>【52】 自己点検・評価に当たっては、国立大学法人評価委員会による評価のほか、JABEE 評価等、外部の機関、有識者による評価を必要に応じて実施する。</p> | <p>【52】 部局等においては、外部評価等を引き続き実施する。</p> | III | <p>（平成20年度の実施状況概略） ・国立大学法人評価委員会による中期目標期間に係る法人評価を受審した。 ・工学部の5学科（機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、社会開発工学科及び材料工学科）がJABEE認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審した。</p> | | |
| | | III | <p>（平成21年度の実施状況） ・病院においては、平成21年11月4日から6日にISO9001認証の継続審査を受審し、ISO9001:2000年版からISO9001:2008年版への適用規格の移行及びISO9001認証の継続が確認された。 ・教育学部において運営評価委員会を開催し、外部委員からの意見・評価等を受けた。 ・附属図書館では、自己点検・評価及び外部評価を実施した。</p> | | |
| | | | ウェイト小計 | | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | ○教育及び研究並びに組織及び運営についての学外に対する積極的な情報発信の基本方針 ・教育研究、社会貢献など、諸活動に対する自己評価や第三者評価の結果を含め大学が有する各種情報を積極的に社会に公表する。特に学術情報については、そのデータベース化を図る。 |
|------|--|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|---|--|--------|--------|---|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【53】大学の有する情報を広報誌等紙媒体の他、速報性をもって積極的に社会に公開するための電子情報化を図る。その際英語版の充実や中国語版、韓国語版等を開設する。 | | IV | | (平成20年度の実施状況概略) ・大学広報誌「CHOHO」の配布先に長崎市近郊の医院や診療所等を追加し、また、長崎県内の高等学校の全クラスに1部ずつ配布するため、発行部数を7,200部から10,000部に増やした。 ・大学紹介ムービーの改訂版を作成した。 ・従来の共同研究交流センター産学連携部門の研究情報データベースから、教員等基礎データ(長崎大学評価基礎データベース)の一部を用いた研究者情報等データベースに切り替え、平成21年2月に大学ホームページにて公開した。 | | |
| | 【53-1】研究者情報等データベース(研究者総覧)を充実させる。 | IV | | (平成 21 年度の実施状況) 教育情報として新たに「担当授業科目」を追加して、研究者情報等データベース(研究者総覧)を充実させた。さらに、教員の希望による公開から、全教員の公開とするとともに、情報を未入力の教員に対して入力を促した。 | | |
| | 【53-2】大学広報誌「CHOHO」を増刷し、各学部同窓会会員に配布する。 | III | | 「CHOHO」第27号を14,600部増刷し、各学部等の同窓会を經由して同窓会会員に配布した。 | | |
| 【54】情報公開に当たっては、個人情報等の適正管理を図りつつ、社会の求めに応じて適切に提供する。 | | III | | (平成20年度の実施状況概略) ・情報の公開にあたっては、法令、個人情報保護規則、個人情報管理規程及び情報公開取扱規程に基づき、適切に対応した。 ・本学のホームページ利用者によりわかりやすいものにするためホームページのトップページに新たにバナーを設け、さらにインフォメーション等のページのレイアウトを改良した。 | | |
| | 【54】情報の公開に当たっては、各種関係規則等に基づいて引き続き適切に対応する。 | III | | (平成 21 年度の実施状況) 情報の公開にあたっては、法令、個人情報保護規則、個人情報管理規程及び情報公開取扱規程に基づき、適切に対応した。 | | |
| ○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備 | | | | | | |
| 【55】国内外に学術情報を発信するため、各分野にわたる既存の学術情報を整理す | | IV | | (平成20年度の実施状況概略) ・長崎大学学術研究成果リポジトリ(NAOSITE)と研究者総覧データベース及び評価基礎データベースとのデータ連携を行った。また、教員の研究成果発表とリポジトリ登録の可否を逐次調査 | | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| <p>るとともに、国際共同研究を推進していく過程等で得られた学術情報を国際的に活用できるよう附属図書館を中心に学内組織を整備し、データベースを構築する。</p> | <p>【55】長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) を持続的に拡充し、国内外に学術情報を発信する。</p> | | <p>して該当教員に論文提供を依頼する等、登録論文の増加に努めた結果、リポジトリの登録数は15,486件(平成21年3月31日現在)となり、リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositories で世界132位、国内7位(平成21年1月発表)にランクされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遡及的電子化などにより学内研究紀要掲載論文5,300件(平成21年3月31日現在)を長崎大学学術研究成果リポジトリに登録した。また、附属図書館と教育学部、経済学部、環境科学部及び留学生センターで協議し、今後刊行する研究紀要の電子化を新たに開始した。これにより、ほとんどの部局等で今後刊行する研究紀要を電子化し、リポジトリにより情報発信する体制が構築された。 | | |
| | | | <p>IV (平成21年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) の登録件数が17,000件を突破した。(平成22年2月24日現在) また、リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositories は、国内7位を維持するとともに、世界74位(平成22年1月発表)にランクアップした。 ・NII(国立情報学研究所)のCSI(最先端学術情報基盤)委託事業として「経営と経済」等の紀要を電子化した。 ・「ガラパゴス調査フィールドノート」の電子出版を行い、長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) で公開した。 ・最新論文の登録体制を、ワーキンググループから専従に切り替え、整備した。 | | |
| | | | <p>ウェイト小計</p> | | |
| | | | <p>ウェイト総計</p> | | |

[ウェイト付けの理由]



1. 特記事項**【平成 16～20 事業年度】**

- (1) 「計画・評価本部」体制の下での自己点検・評価及び評価結果の運営改善への活用
従前の自己点検・評価体制を見直し、学長を本部長とする「計画・評価本部」と、その下に、理事又は副学長を専門部長とする9つの専門部を設置した。また、支援組織として教員と事務職員からなる「計画・評価室」を設置した。「計画・評価本部」体制の下、年度計画の進捗状況を把握し、年度計画の遂行と実施状況の自己点検・評価作業を円滑に進めた。また、自己点検・評価の結果及び国立大学法人評価委員会の評価結果を中期計画達成に向けた次年度計画の策定にも反映させることで更に改善を進めるというPDCA（企画—実行—評価—改善）サイクルを確立した。「計画・評価本部」のホームページを設け、自己評価報告書、評価結果等を公表するとともに、大学構成員に対して、評価業務への理解と参加を促した。平成19年度の大学機関別認証評価の受審及び平成20年度の中期目標期間の業務実績評価の受審に際し、「計画・評価本部」体制の下、各部署等と緊密に連携し自己点検・評価を実施した。なお、評価結果については、教育研究等の改善及び次期中期計画の策定作業に反映させた。
- (2) 「評価基礎データベースシステム」の構築と運用
大学評価のための基礎データを蓄積する目的で、「教員等基礎データベース」及び「全学基礎データベース」からなる本学独自の「評価基礎データベースシステム」を構築し、教員及び部局等の活動状況を表す基礎データの収集、蓄積を進めた。また、大学評価・学位授与機構が構築した「大学情報データベース」へのデータ提供についても同データベースを活用し、速やかに対応した。
- (3) 「教員の個人評価」の実施
教員個人の活動状況についての自律的かつ定期的な点検及び評価を行うため、平成14年から平成18年までの5年間の活動状況を基に、第2回目の「教員の個人評価」を実施した。評価結果は、部局長等を通じて個人にフィードバックし、指導助言を行うなど教員個人の教育研究活動の水準向上に活用するとともに、「個人評価委員会」は全学的視点から分析し、その結果を、「平成19年度個人評価実施報告書」として「計画・評価本部」ホームページ上に公開した。また、評価結果を検証し、評価方法、実施基準等の見直しを行った。

【平成 21 事業年度】

- (1) 「教員の個人評価」の見直し
教員の個人評価の見直しを行い、従来の教員の自己評価を基にする評価から、教員個々の教育、研究、社会貢献、組織運営等の活動状況をデータベースに入力しホームページで公開することを義務づけることにより、学内及び社会からの客観的な評価を受けることとした。また、活動状況のデータベースへの入力及び公開を教員の人事面の評価（昇給、勤勉手当、昇任、再任等に係る評価）の要件とするとともに、公開した活動状況のデータを人事面の評価に活用することとした。この見直しに伴い、教員個人業績データベース管理委員会を新たに設置し、公開するデータの検討等の教員個人業績データベースの構築に係る具体的な作業を行った。
- (2) 学術講演会「現代アフリカの健康発展への挑戦」の開催
第1回野口英世アフリカ賞受賞者のミリアム・ウェレ博士を講師に迎え、学術講演会「現代アフリカの健康発展への挑戦」を本学中部講堂において日本学術会議九州・沖縄地区会議と共同開催した。長崎県内の高校生、大学生を中心に約700名が参加した。ミリアム・ウェレ博士からは「野口英世アフリカ賞、そして現代アフリカの健康と発展への挑戦」、熱帯医学研究所ケニア拠点長の嶋田雅暁教授からは「なぜいまアフリカ、熱帯の病（やまい）なのか？いつの世も一次の歴史は『辺境』で創造される」、医歯薬総合研究科の大西真由美教授からは「アフリカの女性と子どものくらし—アフリカンママのパワーとポテンシャル」と題した講演が行われた。
- (3) 長崎大学グローバルCOEセミナー「地球と人間の健康安全保障世界トップレベル拠点を目指して」の開催
東京国際交流館プラザ平成において、長崎大学グローバルCOEセミナー「地球と人間の健康安全保障世界トップレベル拠点を目指して」を開催した。これは、本学の2つのグローバルCOE拠点である「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」と「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」の紹介を通じて、地方大学である長崎大学が21世紀における世界の平和と人類の福祉（安全・安心）へ貢献しようとしていることをより多くの若手研究者、一般市民の方に知ってもらうことを目的としたものである。

(4) 熱帯医学研究所の市民公開講座「感染症とのたたかい」の開催

熱帯医学研究所は、研究所の活動や感染症についての情報発信と地域への貢献を目指し、市民公開講座「感染症とのたたかい」を第1回から第6回までのシリーズ（第1回「長崎大学熱帯医学研究所の役割」、第2回「トリ・ブタインフルエンザ」、第3回「ロタ・下痢ウイルス」、第4回「エイズ」、第5回「新興ウイルス感染症とは」、第6回「熱帯医学ミュージアム見学など」）で開催した。

(5) ハイチ大地震に関する市民シンポジウムの開催

ハイチ大地震に関する市民シンポジウム「ハイチのち生きる力」を開催した。このシンポジウムは、被災地の復興に向けて、市民一人一人に「自分に何ができるか」を考えもらうことにより、被災地の復興支援の輪が広がっていく一助となることを願って企画されたもので、ハイチ大地震の被災地で、日本の国際緊急援助隊医療チームの一員として、約2週間にわたって活動した本学熱帯医学研究所の教員とNPO法人の代表者が、被災の現状と支援活動の状況、劣悪な環境の中で懸命に生きる人々の様子などを報告した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

(1) 長崎大学評価基礎データベースの活用**【平成16～20事業年度】**

中期目標期間の業務実績評価の受審に際し、自己点検・評価作業を行うに当たって必要なデータを長崎大学評価基礎データベースから抽出して活用するなど、作業を効率化させた。

【平成21事業年度】

長崎大学評価基礎データベースシステムを活用して、(独)大学評価・学位授与機構の大学情報データベースへのデータ入力を行っている。当該評価基礎データベースは、定期的に年2回のデータ更新を行っているため、短期間の作業で終了することができた。また、評価基礎データベースを活用することにより、学生数、定員充足率等の正確なデータを短時間で作成することができるため、効率的な自己点検・評価作業を行うことができた。

○ 情報公開の促進が図られているか。

(1) 大学が有する貴重資料の電子化と公開**【平成16～20事業年度】**

附属図書館では、所蔵する長崎学に係る古写真や貴重資料を電子化し、分析・解説・データベース化して、「幕末・明治期日本古写真コレクション」、「日本古写真超高精細画像」、「古写真仮想展示会」、「日本古写真アルバム ボードインコレクション」、「ボードイン講義録」、「日本西部及び南部魚類図譜[グラバー図譜]」、「経済学部分館所蔵貴重資料[武藤文庫]」、「近代医学史関係資料[医学は長崎から]」、「医学和漢古書目録」、「近代黎明期翻訳全文画像データベース」を「長崎学デジタルアーカイブス」として、ホームページ上で統合的に公開した。また、ガラパゴス諸島の写真スライド約1,300枚を基礎資料として「ガラパゴス諸島画像データベース」を構築して公開した。これらの資料へは国内のみならず海外からのアクセス件数も非常に多かった。

【平成21事業年度】

幕末・明治期古写真コレクションに、明治彩色写真など、新規収録古写真を追加し、同コレクションの収録総数は6,026点から6,778点となった。さらに、「日本古写真アルバム ボードインコレクション」が国の登録有形文化財に登録された。また、伊藤秀三名誉教授の「ガラパゴス調査フィールドノート(野帳記録)」を学術研究成果リポジトリNAOSITEで電子出版した。

(2) 「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」の構築**【平成16～20事業年度】**

長崎大学で生産された学術研究成果(研究紀要・学術雑誌掲載論文・学位論文・会議等発表資料・各種教材など)を電子的に登録・保存し、広く世界中に発信するために「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」を構築した。登録論文の増加に努めた結果、リポジトリの登録数は15,486件(平成21年3月31日現在)となり、リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositoriesで国内第7位、世界第132位(平成21年1月発表)にランクされた。

【平成21事業年度】

長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) の登録件数が17,000件を突破した。(平成22年2月24日現在) また、リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositoriesは、国内7位を維持するとともに、世界74位(平成22年1月発表)にランクアップした。

(3) 大学ホームページや広報誌による情報発信**【平成 16～20 事業年度】**

大学ホームページ及び広報誌「CHOHO」等を通じて、情報公開を積極的に進めてきた。大学ホームページは、日本語、英語、中国語、韓国語版の4カ国語で作成し、海外からのアクセスにも対応し得る体制を構築しており、アクセス数もそれぞれ増加した。大学広報誌「CHOHO」についても、順次発行部数を増加させた（平成 18 年度：4,300 部、平成 19 年度：7,200 部、平成 20 年度：10,000 部）。更に、大学ホームページからも閲覧できるようにし、広く広報する体制を整えた。また、大学紹介ムービー（高校生向け、一般向け（日本語、英語）、ダイジェスト版（日本語、英語、中国語、韓国語））を作成し各種広報活動に活用するとともに、ダイジェスト版（日本語、英語、中国語、韓国語）については、大学ホームページで公開した。

【平成 21 事業年度】

大学ホームページに「プレスリリース」の欄を設け、本学から報道機関へ提供した種々の情報について、報道機関への情報提供と同時に掲載した。このことにより、社会への更なる迅速な情報発信が可能となるとともに、職員には掲載と同時にメールで周知して学内における更なる情報の共有を図った。また、広報誌「CHOHO」第 27 号を 14,600 部増刷し、同窓会会員に配布した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備等に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の活性化や学生支援, 社会貢献及び国際交流の充実・強化に資するため, 計画的な施設・設備の整備を行う。 ・施設全体を効率的に活用するとともに, 施設の維持管理, 敷地の有効活用に関する管理等を効率的に行う。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|--|---|------|--|--|------|-----|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○施設等の整備に関する具体的方策 | | | | | | |
| <p>【56】 施設の老朽化・狭隘化を解消し, 教育研究の活性化を図るため, 施設整備計画を策定し, 既存施設の有効利用を図りつつ, 施設の新増築や大規模改修を計画的に実施するとともに, 再配置についても検討する。</p> | | IV | | (平成20年度の実施状況概略) ・長崎大学施設緊急整備5か年計画に基づき, 平成21年度施設整備計画を作成し, 国立大学法人施設整備費要求を行うとともに, 工学部本館(Ⅲ期)(4,010㎡), 教育学部本館(Ⅱ期)(3,930㎡)について, 施設の有効活用を図りつつ, 安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的として大型改修工事を実施し, 病院本館については, 改修工事に着手した。 ・学生の学習環境及び生活環境の支援等に平成19年度より74,000千円増の約417,000千円の営繕工事(講義室等空調改修, 便所改修, 建具改修, 課外活動施設改修等)を営繕発注計画に基づき実施した。 | | |
| | 【56-1】 長崎大学施設緊急整備5か年計画に基づき, 引き続き施設整備計画を推進する。 | III | | (平成 21 年度の実施状況) 長崎大学施設緊急整備5か年計画に基づき, 平成 22 年度施設整備計画を作成し, 国立大学法人施設整備費要求を実施した。 | | |
| | 【56-2】 学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。 | IV | | 学生の学習環境及び生活環境の支援等に総合体育館外壁等改修, 課外活動施設改修, 野球場改修, テニスコート改修, 保健・医療推進センター改修等の営繕工事を実施した。さらに, 片淵団地にある歴史的建造物である3つの登録有形文化財(瓊林会館・煉瓦倉庫・拱橋)を周遊するための屋外環境整備を実施した。 | | |
| | 【56-3】 病院本館改修工事については, 事業計画に沿って整備を進める。 | III | | 病院本館改修工事については, 平成 22 年 6 月末の第 1 工区完成に向けて確実に整備を進めた。 | | |
| | 【56-4】 環境科学部本館及び経済学部本館については, 耐震性向上, 機能改善及び共有スペースの創出等を目的に改修を実施する。 | IV | | 環境科学部本館(Ⅰ期), 経済学部本館について, 施設の有効活用を図りつつ, 耐震性向上や機能改善に加え屋上緑化等の環境に配慮した大型改修工事を実施した。 | | |
| 【56-5】 国際連携研究戦略本部及び大学院国際健康開発研究科の特色ある教育研究活動を推進す | III | | 原研施設2号館及び講義実習棟を改修し, 国際連携戦略本部及び大学院国際健康開発研究科の教育研究活動を推進するためのスペースを新たに確保した。 | | | |

| | | | | | |
|--|--|-----|--|--|--|
| | るためのスペースを新たに確保する。 | | | | |
| 【57】 施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を進める。 | | III | (平成 20 年度の実施状況概略) 教育学部本館改修、経済学部便所改修工事において、多目的便所を設置するとともに、工学部本館、教育学部本館の屋外出入り口にスロープを設置した。また、事務局階段に手摺を設置するなどバリアフリー化を推進した。 | | |
| | 【57】 施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を引き続き推進する。 | III | (平成 21 年度の実施状況) 環境科学部本館改修、経済学部本館改修、福利施設改修、男女共同参画推進センター改修工事において、多目的便所を設置するとともに、屋外出入り口にスロープを設置し、また点字ブロックを整備するなどバリアフリー化を推進した。 | | |
| ○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 | | | | | |
| 【58】 施設データベースを活用して既存施設の利用状況等を把握し、大学全体の視点に立った有効活用を促進する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) ・大型研究装置の共同利用について実施したアンケートの結果を踏まえ、機器情報は購入後 5 年以内の 5,000 千円以上の機器とし、その名称、規格、設置場所、取得年度の情報を共同研究交流センターのホームページに「学内設置機器情報」として掲載した。また、共同研究交流センター運営委員会では、各委員を通じて、部局の教員へ機器の共同利用化を促進するよう依頼した。 ・施設部ホームページにおいて、講義室の稼働率を引き続き全学に公開するとともに、7 月 25 日開催の教育研究評議会において、平成 19 年度の講義室等稼働状況を報告するなど、施設の有効活用を推進した。さらに、坂本 1 団地にある原研 2 号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、新設の国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修することを決定し、平成 21 年度に改修工事を行うことにした。 | | |
| | 【58-1】 講義室等の稼働率を引き続き全学に公開するとともに施設の有効活用を推進する。 | III | (平成 21 年度の実施状況) 稼働率調査結果を施設部ホームページに公表し、施設の有効活用を推進するとともに、坂本 1 団地にある原研施設 2 号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修した。また、文教 2 団地の講義室 2 室を語学専用学習室に改修した。 | | |
| | 【58-2】 引き続き共同利用が可能な大型学内設置機器等に関する情報を学内のホームページに掲載し、設備の有効活用を更に推進する。 | III | 共同利用機器については、共同研究交流センターのホームページに大型学内設置機器に関する一覧を掲載し、随時情報を更新するとともに、共同研究交流センター運営委員会において、機器の共同利用化を促進するよう各委員に対し引き続き依頼した。また、より効果的な機器の利用及び周知の方策として、共同研究交流センター設置の利用頻度の高い大型設備については、利用者が常時利用状況を確認できるよう、機器予約システムを同センターのホームページ内に整備して運用を開始した。 | | |
| | 【58-3】 エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。 | IV | 省エネポスターを掲示し、省エネルギーを推進するとともに、「長崎大学環境マネジメントセミナー（エコアクション 21 への道、講演者；琉球大学教授）」を実施し意識啓発を図り、学内予算で附属中学校等に新たに太陽光発電設備（40kW）を設置し、さらに、経済学部本館改修等の大規模改修において、LED 照明を採用し、温室効果ガスの削減を図った。また、引き続き、文教町 2 団地のエネルギー使用量等を施設部ホームページに掲載することにより、温室効果ガスの削減のための意識啓発を図った。 | | |
| 【59】 長年にわたり施設の安全性・信頼性を確保し、活用するため、年 1 回、定期的な施設の巡回点検を実施 | | III | (平成 20 年度の実施状況概略) 柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲載するとともに、階段手摺改修等安全対策工事を実施するなど、計画的な維持保全に努めた。 | | |
| | 【59】 総合的な安全点検を継続的 | III | (平成 21 年度の実施状況) | | |

| | | | | | |
|---|---|-----|---|--|--|
| し、適切な維持管理と予防的保全等を行う。 | に行うため、柳谷団地に引き続き坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。 | | 坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲載するとともに、外壁タイルの落下の危険性があるものや老朽化した手すり等早期修繕等を実施し、計画的な維持保全に努めた。 | | |
| 【60】教職員・学生の構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを推進する。 | | III | (平成20年度の実施状況概略) 教職員及び学生の有志による周辺通路及びキャンパスの早朝清掃を定期的に行った。また、文教キャンパスでは正門や広場の環境整備を行い、学生の自主企画による池の水質改善も含め、美しいキャンパスづくりを推進した。片淵キャンパスにおいては、登録有形文化財等案内サインの設置、バイク駐輪場・通路の整備を行った。 | | |
| | | III | (平成21年度の実施状況) 教職員及び学生の有志による周辺通路及びキャンパスの清掃を定期的に行った。 | | |
| | | | ウェイト小計 | | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | ・安全管理体制の確立と意識の向上に努める。また、地域社会と一体化した大学となるために、環境マネジメントシステムを構築する。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由 (計画の実施状況等) | ウェイト | |
|---|--|--------|--------|---|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | | 中 期 | 年 度 |
| ○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 | | | | | | |
| 【61】労働安全衛生体制を整備するとともに、教職員に対する安全教育を毎年行う。 | 【61】労働安全衛生体制を充実させるとともに、教職員に対する安全教育を継続する。 | IV | | (平成 20 年度の実施状況概略) ・「長崎大学危機管理規則」、「長崎大学における危機管理体制に関する要項」及び関連する各種マニュアルをホームページに引き続き掲載し、学内構成員に周知した。また、新たに新型インフルエンザ対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する危機管理体制を構築するとともに、「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」を作成し、文書及びメールによる全構成員への周知やホームページへの掲載を行い、注意を喚起した。 ・労働安全衛生体制を更に強化するため、衛生管理者免許取得のための受講を支援し、新たに 12 名が衛生管理者免許を取得した。また、これまでの衛生管理実務実践講座、安全衛生講演会をひとつにまとめて、「安全衛生講座」として平成 21 年 3 月に実施し、教職員に対する安全衛生教育を行った。 | | |
| | | III | | (平成 21 年度の実施状況) 労働安全衛生体制を更に強化するため、衛生管理者免許取得のための受講を支援し、新たに 13 名が衛生管理者免許を取得した。また、「安全衛生講座」を平成 22 年 3 月に実施し、教職員に対する安全衛生教育を行った。 | | |
| 【62】産業保健スタッフを配置し、教職員の健康管理と健康増進に努める。 | 【62】教職員の健康管理と健康増進を図る体制を充実させるため、平成 20 年度に配置した産業カウンセラーを活用するとともに、新たに産業保健師を配置す | IV | | (平成 20 年度の実施状況概略) 平成 20 年度に実施した健康診断等において、罹患者の早期発見に努めた結果、有所見率は職員総数の 4.9% (149 名) で、何らかの疾患があることが判明したほか、労災 2 次健康診断の対象となった 14 名の職員に対して受診を勧めた。また、健康増進及び健康に対する意識高揚を図るための取り組みとして健康診断結果のお知らせに、メタボリックシンドロームの詳細や検査結果の数値に対する詳細な説明を掲載するなどして教職員の健康管理と健康増進に努めた。 | | |
| | | IV | | (平成 21 年度の実施状況) ・平成 21 年 6 月に産業カウンセラーが講師となり、職員のメンタルヘルス研修 (ラインケア・セルフケア) を実施し、心の健康の保持増進に努めた。 ・平成 21 年 7 月に実施した職員の定期健康診断に、メンタル診断を導入し、その結果を職員にフィードバックするほか、保健・医療推進センターカウンセリング部門のカウンセラースタッフが | | |

| | | | | | |
|---|---|-----|---|--|--|
| | る。 | | サポートするなどして、教職員のメンタルヘルスケアを推進した。 ・平成 21 年 7 月に保健・医療推進センターに産業保健師を配置し、新型インフルエンザ対応や職員 のメタボリックシンドロームの保健指導等の業務に従事させた。 | | |
| 【63】 地域社会と一体化した 大学となるために、 ISO14001 の取得等環境マ ネジメントシステムを構築 する。 | 【63】 引き続き環境配慮の方針に 基づいた取組を推進するととも に、地域社会に根ざす教育研究 活動をより進め、その成果を取 りまとめ「環境報告書 2008」に において公表する。 | III | (平成 20 年度の実施状況概略) ・「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」を全学に公表するとともに、環境負荷の低減に向 けた取組を一層推進することとした。また、平成 19 年度の環境に配慮した取組について、「環境 報告書 2007」にまとめ、本学ホームページに公表するとともに、環境対策等啓発キャンペーン ポスターを募集し、意識啓発を図った。 ・既に ISO14001 を認証取得している共同研究交流センター環境安全マネジメント部門及び環境科 学部は、「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」及び「環境報告書 2007」の作成等に参画 し、環境マネジメントシステムの運用を支援した。 | | |
| | | III | (平成 21 年度の実施状況) 環境配慮の方針に基づいた取組を「環境報告書 2008」にまとめ、本学ホームページに公表し、 意識啓発を図った。 | | |
| ○学生等の安全確保等に関する具体的方策 | | | | | |
| 【64】 災害発生時の対応を含 めた安全の手引きを作成 し、オリエンテーション等 において安全・衛生管理を 徹底する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) ・オリエンテーション等において「ばってんライフ」、「学生生活案内」を配布するとともに、各部 局においても「環境と安全に関する手引き」を利用して、学生の安全・衛生管理等の徹底を図っ た。また、消防署による防火指導講習会を開催するとともに、新型インフルエンザ対応マニユ アルを策定し、学内に周知した。 ・国際健康開発研究科では、途上国での「長期インターンシップ」の実施にあたり、学生の安全確 保を図るため、危機管理マニュアルを策定して、学生に周知するとともに、専門家によるフィ ールドセキュリティ研修を実施した。 ・大学入試センター試験並びに個別学力試験の際の「不測の事態（地震等の災害など）」に対する 取扱要領を、各入学試験実施説明会において、配付・説明して、全学部周知徹底した。 ・留学生オリエンテーションにおけるガイダンスや留学生生活ハンドブック（日本語、英語、中国 語、韓国語）の活用により、危機管理意識の啓発を図るとともに、所轄警察署から専門家を招き、 犯罪から身を守るための講話を実施した。 また、国際交流会館入居者オリエンテーション及び新規留学生全員参加の防火訓練を実施して 安全意識の高揚を図るとともに、留学生に緊急時等の一斉連絡を行うため、携帯電話メールへの 一斉配信システムを構築し、運用を開始した。 さらに、留学生に緊急時の連絡先及び生活上のトラブルに関する相談先を記載したポケットカ ードを作成し、配布した。 | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|--|---|-----|---|--|
| | <p>【64-1】オリエンテーション等において、「ばってんライフ」, 「学生生活案内」を配布し, 安全・衛生管理等を徹底する。</p> | IV | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度と同様に「ばってんライフ」, 「学生生活案内」を配布してオリエンテーション等において安全・衛生管理を徹底した。 新型インフルエンザへの対応について, 感染した場合等の措置, 相談窓口, 日常生活での注意点などを本学ホームページに掲載し, 注意喚起を行った。 本学で実施した「薬物乱用の講演会」のビデオを「健康科学」の授業で使用し, 学生に薬物の危険性を周知した。 | |
| | <p>【64-2】留学生については, 国際交流会館入居者オリエンテーション, 防火訓練及びトラブル相談ポケットカードの配布を通じて安全意識の高揚を図る。</p> | III | <ul style="list-style-type: none"> 留学生オリエンテーションにおけるガイダンスや留学生生活ハンドブック(日本語, 英語, 中国語, 韓国語)の活用により, 危機管理意識の啓発を図るとともに, 所轄警察署から専門家を招き, 犯罪から身を守るための講話を実施した。 国際交流会館入居者オリエンテーション及び新規留学生全員参加の防火訓練を実施して安全意識の高揚を図った。 留学生に緊急時の連絡先及び生活上のトラブルに関する相談先を記載したポケットカードを配布した。 | |
| <p>【65】附属学校園の幼児, 児童, 生徒の安全を確保するため, 災害発生時, 不審者侵入時等に対応した体制を整備する。</p> | | III | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各附属学校園では, それぞれの学校園が防災警備計画を作成し, 火災や地震などの災害, 不審者侵入などに対応した避難訓練を計画的に実施した。また, 幼稚園, 小学校, 中学校が合同の避難訓練を実施した。 各附属学校園では, 育友会と連携して立哨に当たるなど, 児童, 生徒の登下校時の安全対策に努めた。 | |
| | <p>【65】4 附属学校園は必要に応じて危機管理マニュアルの改訂を行うとともに, 教職員へのマニュアルの周知を徹底する。また附属学校園の合同避難訓練等を行い, 連携を一層強化する。</p> | III | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>各附属学校園では, 危機管理マニュアルの改訂を行うとともに, 教職員へマニュアルの周知を図った。また, 幼稚園, 小学校, 中学校が合同で火災や地震などの災害, 不審者侵入などに対応した避難訓練を計画的に実施した。</p> | |
| <p>○核燃料物質, RI 及び毒劇物等の適切な管理</p> | | | | |
| <p>【66】核燃料物質, RI, 毒劇物及び病原体等の管理体制を確立し, 使用状況等を毎年検証するとともに, 化学物質の移動・登録に関する「PRTR 法」への対応を行う。</p> | | III | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設については, 平成 20 年 12 月に文部科学省の立ち入り検査を受検し, 施設の健全性の確認を受けた。 核燃料物質及び RI については, 定期的な検証を行い, 全学の放射性同位元素等安全管理委員会において報告した。 「PRTR 法」については, 共同研究交流センター環境マネジメント部門が対応し, 調査結果は本学ホームページ及び「環境報告書」に公表した。 化学物質・薬品類の安全管理に更に万全を期すため, 平成 20 年 3 月に作成した「環境と安全に関する手引き」を基に, 化学物質・薬品類の安全管理の徹底を行ったほか, 産業医, 衛生管理者の巡視の中で安全管理の点検を行った。 | |

| | | | | | |
|---|---|----------|--|--|--|
| | <p>【66】核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の使用状況等を検証し、引き続き「PRTR 法」への対応及び化学物質・薬品類の安全管理を行う。</p> | | <p>Ⅲ (平成 21 年度の実施状況) ・平成 21 年 11 月から 12 月にかけて、管理下にない放射性同位元素等の有無について、全学一斉調査を実施した。 ・引き続き、「PRTR 法」については、共同研究交流センター環境マネジメント部門が対応し、調査結果は大学ホームページ及び「環境報告書」に公表した。</p> | | |
| <p>【67】全学の放射線施設の放射線取扱主任者によって構成する協議会を作り、全学の放射線施設の放射線安全管理の調査及び改善・充実を図る。</p> | <p>【67】全学の放射線施設の安全管理点検・調査を引き続き行う。</p> | <p>Ⅲ</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 全学の放射線施設の安全管理点検・調査を行った。</p> | | |
| | | <p>Ⅲ</p> | <p>(平成 21 年度の実施状況) 引き続き、平成 21 年 9 月に全学の放射線施設の安全管理点検・調査を行った。</p> | | |
| | | | <p>ウェイト小計</p> | | |
| | | | <p>ウェイト総計</p> | | |

[ウェイト付けの理由]

.....

| |
|-------------------------------|
| (4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等 |
|-------------------------------|

1. 特記事項

【平成 16～20 事業年度】

(1) 「施設技術相談室」及び「施設マネジメント室」の設置と活用

- ア 「施設技術相談室」を設置し、日常の施設に関する問題点や利用者からの要望に迅速に対応した。
- イ 「施設マネジメント室」を設置して、施設の有効活用の促進や省エネルギーの啓発等施設マネジメントを推進し、施設の維持管理を計画的に推進することとした。

(2) 計画的な学生学習環境の改善

本学の重点事項である「志と覇気にあふれた若者が集う大学を目指す」ため、学生学習環境の支援に必要な予算を重点的に配分する施設維持管理計画（営繕発注計画）を策定し、平成 16 年度は約 187,000 千円、平成 17 年度は約 256,000 千円、平成 18 年度は約 287,000 千円、平成 20 年度は約 417,000 千円（平成 16 年度比約 123%増）の予算により、講義室等空調改修、便所改修、課外活動施設改修などの営繕工事を実施した。

(3) 診療・教育・研究環境の改善

- ア 「最高水準の医療を提供するとともに、人間性ゆたかな優れた医療人を育成し、新しい医療の創造と発展に貢献する」基本理念に基づき、6 床室を 4 床室へ改善し、個室率 10%を約 26%に増やすなど、患者のプライバシーに配慮した、病棟・診療棟新営工事及び基幹・環境整備工事を完成させ、平成 20 年 6 月に開院した。
- イ 安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上を目的とした総合研究棟（工学部本館、水産学部本館、教育学部本館）改修工事を完成させた。
- ウ 生涯学習の拠点となる総合研究棟・放送大学長崎学習センター新営工事を実施した。

(4) 全学的視点に立った安全衛生管理体制の構築

各事業場に、労働安全衛生法を遵守した管理体制を整備するとともに、安全衛生管理について全学的な視点に立った総括を行う「総合安全衛生管理委員会」を設置した。更に、人事管理課を総務部内に新設し、大学全体の安全管理及び労務管理業務に対応するなど、学生を含めた大学構成員全員の安全と健康の確保に努めた。

(5) 新型インフルエンザに関する指針の策定

現在新型インフルエンザの予防及び対応をより確実なものとするため、新型インフルエンザ対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する危機管理体制を構築するとともに、「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」を策定し、即座に大学のホームページに掲載するとともに、電子メール等により各部局、全構成員等への周知を徹底した。

【平成 21 事業年度】

(1) 学生アンケートの意見に対応した学生学習環境等の改善

- ア 講義室等の稼働率調査結果を施設部ホームページに公表し、施設の有効利用を推進するとともに、平成 18 年度に実施された学生アンケート「第 10 回学生生活調査」を踏まえた学生への支援として、坂本 1 団地では原研施設 2 号館の既存スペースを国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修し、また、文教 2 団地では講義室 2 室を語学専用学習室に改修するなど学生の学習環境に対応した改善、再構築を図った。
- イ 施設の維持管理計画（営繕発注計画）に基づき、既存の総合体育館、課外活動施設、野球場及びテニスコート等を改修するなど約 860,000 千円の営繕工事を実施し、計画的な維持保全と学生学習環境改善を図った。

(2) 学生の企画による大学施設の整備

本学の懸案事項であった生協食堂の混雑の解消を図るため、平成 21 年度夢企画大賞「長大生協食堂の庭に本格的なウッドデッキを築造する！」を基にウッドデッキを整備し、学生の企画により大学の施設を整備する新しい手法を導入した。

(3) 教育・研究環境の改善

- ア 教育・研究の活性化及び施設の有効活用を図りつつ、安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的とした環境科学部本館改修（I 期）及び経済学部本館改修等の大型改修を実施した。
- イ 男女共同参画推進センター（おもやいセンター）を改修整備した。
- ウ 片淵団地にある 3 つの登録有形文化財（瓊林会館・煉瓦倉庫・拱橋）を周遊するための屋外環境整備を実施した。

(4) 病院の再整備

病院本館改修工事については、平成 22 年 6 月末の第 1 工区完成に向けて確実に工事を進めた。また、患者さんの安全・安心な通院を確保するため、外来入口への歩道を拡張するなど改善を図った。

(5) 教職員の健康管理と健康増進に関する取り組み

上司が部下に行うメンタルヘルス対策及びストレスに対する自分自身へのケアを目的に「職員メンタルヘルス「ラインケア」「セルフケア」研修」を実施した。また、仕事を円滑に進めるためのコミュニケーションの技法を習得させ、メンタルヘルス不調の

防止及びハラスメントの未然防止につなげることを目的に「コミュニケーション研修」を実施した。

職員の定期健康診断に、メンタル診断を導入し、保健・医療推進センターのカウンセラースタッフがサポートする体制を整備した。また、同センターは、産業保健師を配置するとともに、教職員に向けた「長崎大学 保健・医療推進センター健康だより」を刊行し、健康づくりに役立つ情報を定期的に発信した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

(1) キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

施設マネジメント専門部会において作成した、「安心・安全・快適なキャンパス」、「環境に配慮した施設設備」、「学生顧客主義を目指した施設整備」、「教育・研究の高度化、個性化に対応できる施設整備」をキャンパス計画の基本方針とした「文教町2キャンパスマスタープラン」に基づき、工学部本館改修工事、水産学部本館改修工事、教育学部本館改修工事等を実施し、既存施設の再生整備を行うとともに、福利厚生施設から環境科学部本館前広場にかけての通路を歩行者専用広場とし、安全で快適な広場計画の実現に向けた空間を確保した。

また、病院地区については、再開発計画に基づき病棟・診療棟を完成させるとともに、病院本館改修工事に着手し、平成 23 年度の完成に向けて着実に整備計画を進めた。

【平成 21 事業年度】

「文教町2キャンパスマスタープラン」に基づき、環境科学部本館改修（I期）工事等を実施し、既存施設の再生整備を行うとともに、教育学部本館から附属図書館本館前広場にかけての通路を歩行者専用広場とし、安全で快適な広場計画の実現に向けた空間を確保した。

(2) 施設・設備の有効活用の取組状況

【平成 16～20 事業年度】

教育学部本館、水産学部本館、工学部本館の改修工事に伴い、教育研究共用スペース（オープンラボ）を確保するとともに、オープンラボについては、競争的スペースとして使用者を全学から公募し、教育研究活動の活性化を図った。また、倉庫として利用されていた旧自家発電施設を情報メディア基盤センターのサーバー室に使用するための改修工事に着手するとともに、原研2号館の情報処理室やセミナー室を、国際保健分野の人材育成を目的として平成 20 年度設置した、大学院国際健康開発研究科の講義室や学生控室等に改修することを決定し、平成 21 年度に改修工事を行うこととするなど施設の有効活用を図った。

【平成 21 事業年度】

経済学部本館改修、環境科学部本館改修（I期）工事において教育研究共用スペース（オープンラボ）を 411 m²確保し、競争的スペースとして使用者を全学から公募し、

教育研究活動の活性化を図った。また、原研施設2号館及び講義実習棟を改修し、国際連携戦略本部及び大学院国際健康開発研究科の教育研究活動を推進するためのスペースを新たに確保した。

(3) 施設維持管理の計画的取組状況（施設維持管理計画等の策定状況）

【平成 16～20 事業年度】

施設マネジメントの一環として「施設安全点検パトロール」を行うとともに、「老朽化改善」、「アメニティ改善」、「教育研究環境改善」の3つの視点により作成した施設の維持管理計画に基づき、平成 16 年度の約 187,000 千円と比較して平成 20 年度は、230,000 千円増の約 417,000 千円（約 123%増）の営繕工事（講義室等空調改修、便所改修、建具改修、課外活動施設改修等）を実施した。

【平成 21 事業年度】

「施設安全点検パトロール」を行うとともに、施設の維持管理計画に基づき、スロープ及び点字ブロックの整備などバリアフリー化の推進、学生の学習環境及び生活環境の支援等に総合体育館等改修、課外活動施設改修、野球場改修、テニスコート改修、保健医療推進センター改修等 856,000 千円の営繕工事を実施した。

(4) 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

【平成 16～20 事業年度】

工学部本館や教育学部本館をはじめとする施設整備において、高効率形の変圧器・照明器具、空調機器、複層ガラス等を採用し、温室効果ガスの削減及び取組を実施した。また、地球温暖化防止対策の一環として、環境対策、CO₂削減、地球温暖化防止等の活動に対する理解、積極的関与を、学内の学生、教職員により広く推し進めるために、環境対策等啓発キャンペーンポスター「エコポスター2008」を募集し、234 点の応募作品が提出されるなど温室効果ガスの削減への意識啓発を図った。さらに、環境委員会において「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」を制定し、地球温暖化対策の取組を推進するとともに、本学ホームページや「環境報告書」での総エネルギー投入量、CO₂排出量等の公開や省エネルギーへの意識啓発のためのオリジナルポスターを掲示したり、夏場の節電対策として、6月から10月までの5ヶ月間軽装を励行するなどの取組を継続した。

地球温暖化防止への取組として、長崎県地球温暖化対策協議会の呼びかけに応え、平成 20 年度に4日間「ノーマイカーデー運動」を実施し、マイカー通勤の自粛に努めた。その結果、延べ 456 人の教職員が協力し、削減された二酸化炭素の排出量（推計）は約 2,400 kgであった。

【平成 21 事業年度】

環境科学部本館をはじめとする施設整備において、高効率形の変圧器・照明器具、LED照明、空調機器、複層ガラス、日射制御庇、屋上緑化等を採用し、学内予算で附属中学校等に新たに太陽光発電設備（40 kW）を設置する等の環境対策を行った。

地球温暖化防止対策の一環として、環境対策、CO₂削減、地球温暖化防止等の活動に対する理解、積極的関与を、学内の学生、教職員により広く推し進めるために、環境対

策等啓発キャンペーンポスター「エコポスター2009」を掲示し、省エネルギーを推進するとともに、「長崎大学環境マネジメントセミナー（エコアクション21への道、講演者：琉球大学教授）」を実施し意識啓発を計った。また、夏場の節電対策として、6月から10月までの5ヶ月間軽装を励行するなどの取組を継続した。

地球温暖化防止への取組として、長崎県地球温暖化対策協議会の呼びかけに応え、6日間「ノーマイカーデー運動」を実施し、マイカー通勤の自粛に努めた。その結果、延べ449人の教職員が協力し、削減された二酸化炭素の排出量（推計）は約2,450 kgであった。

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

(1) 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理体制・マニュアル等の整備・運用状況

【平成16～20事業年度】

「長崎大学危機管理規則」及び「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を整備し、本学における危機管理体制を構築した。また、新型インフルエンザへの対応として「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」、化学薬品等を中心とする全学的安全管理マニュアルである「環境と安全に関する手引き」、一般学生のための安全マニュアルである「ぼってんライフ」、附属学校の幼児・児童・生徒の安全確保に特化した「危機対応マニュアル」、国際交流・国際連携に関する「国際交流(学生の国際派遣、留学生の受入)に伴う危機管理マニュアル」及び「長崎大学職員の海外出張・赴任に伴う危機管理対応マニュアル」、「防災マニュアル(地震・火災)」等を整備した。これらの全学的危機管理マニュアルは、危機管理担当理事の下で掌握し、本学学内教職員専用ホームページの危機管理マニュアル等サイトで、関連学内規程とともに掲載した。

また、病院においては、副病院長(医療安全・評価)を置き安全管理体制の充実を図るとともに、感染防止対策の強化を目的に「感染制御教育センター」を設置した。

更に、学生の海外留学、海外研修、国際ボランティア活動等の増加に伴う危機管理対策の一環として「海外緊急事故対策シミュレーション」を実施した。

【平成21事業年度】

本学に在籍するすべての外国人留学生を対象に、春季と秋季の2回「防犯・生活安オリエンテーション」を実施した。浦上警察署生活安全課から講師を招き、日本での防犯、生活安全等に関する注意事項等について、国際交流課職員による英語及び中国語の通訳により説明を行った。大学病院においては、災害医療訓練として、トリアージ訓練及びエマルゴ訓練を実施した。学生の海外研修・留学等の安全を図るため、特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会(JCSOS)に入会し、海外リスク情報を迅速に入手することとし、これらの情報については、学内教職員に迅速に周知し情報を共有した。

危機管理マニュアル等については、適宜見直しを行っており、大学病院においては、「医療事故防止対策マニュアル」、「経管栄養安全管理マニュアル」及び「医療安全ポケットマニュアル」の改訂を行った。

(2) 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備・運用状況

【平成16～20事業年度】

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、「長崎大学における競争的資金等の適正管理に関する基本方針」を定め、責任体制を明確化するとともに、不正を発生させる要因を把握し、並びに不正防止計画を策定及び推進するために「不正防止計画推進室」を設置した。更に、研究費の使用ルール、事務手続き等に関する相談窓口、不正使用に関する通報窓口を設けた。また、公的研究費の使用に係る基本的なルールの理解のため「長崎大学研究費使用ハンドブック」を作成した。これらの研究費の不正防止のための取組については、ホームページへの掲載等により周知を徹底した。

また、研究活動の不正行為の防止については、「長崎大学研究者行動規範」を定めるとともに「長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を制定し、不正行為に関する申し立て窓口を含む不正行為の防止等の体制を整備した。

【平成21事業年度】

機関経理経費の不正使用について通報があった場合の調査委員会の設置、調査の手続等を定め、関係規程(「長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程」)を整備した。不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を取りまとめた「国立大学法人長崎大学競争的資金等不正防止計画」を策定し、具体的な防止計画を推進することとした。

また、不正防止に係る各種の規程、ガイドライン、相談窓口、通報窓口等については、本学ホームページの「不正防止への取り組みについて」に一括して掲載し、学内外からアクセスできるようにした。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

| | |
|-------------|---|
| <p>中期目標</p> | <p>○大学の理念を教育面から実現するための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院教育を重点的に充実し、本学における教育の高度化を実現する。そのことにより世界に貢献する「知」を創生しうる研究者を育成する。 ・同時に全学教育（教養教育）、学部専門教育の充実を図り、3者のバランスのとれた教育体制を確立・維持する。即ち、全学教育、学部専門教育においても最高水準の教育を学生に提供しうる体制を構築する。 ・すべての教育課程を通して社会に学ぶ実践教育を重視し、課題探求解決能力を有する職業人養成のシステムを確立する。 ・本学の歴史、地域特異性、理念に基づく特色ある教育科目を創り出す。 ・4年ないし6年の一貫した大学教育を提供するため、全学教育、学部専門教育及び大学院教育のそれぞれの教育目標を明確にする。 <p>①学士課程における目標</p> <p>全学教育においては、幅広い視野と豊かな教養に裏打ちされた人間性を身に付け、問題意識を持って、総合的見地から問題の探求と解決に取り組む力を培うとともに、専門教育の前段としての基礎的素養を涵養する。</p> <p>学部専門教育においては、専門基礎教育の強化に努め、専門領域における見識を備え、専門的見地から問題の探求と解決に力を発揮し、未知の領域においても応用力をもって創造的活動に従事し、地域や国際社会に貢献できる人材を養成するとともに大学院での学術研究にも対応できる課題探求解決能力の涵養を目指す。</p> <p>②大学院課程における目標</p> <p>現代の複雑化した国内的・国際的問題や地域の諸課題に積極的に取り組み、それらを解決しうる実践的能力及び政策立案能力を備えた高度専門職業人並びに論理的に研究し解決しうる創造的能力を備えた研究者を養成する。とりわけ博士課程においては、世界的に評価の高い研究者の養成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の進路等を指標とする達成指標等を設けるとともに、それらを含む教育の成果・効果等を検証し、その結果を教育課程に反映する等して大学教育の充実に資する。 |
|-------------|---|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|--|---|
| <p>○教養教育の成果に関する具体的目標</p> | | |
| <p>【68】文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を多角的に理解することにより、基礎的かつ広範な教養を養う。</p> <p>【69】自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習・研究態度を身につけさせる。</p> <p>【70】特定のテーマについて多面的な見方を学習することにより、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。</p> | <p>【68, 69, 70-1】次期中期計画に向けて、新しい教養教育カリキュラムの再構築について検討を開始する。</p> | <p>中期目標に掲げる「教育の成果に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○教養教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎大学全学教育 WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成 WG」で新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに新しい教養教育カリキュラムの方向性について、検討を開始した。 ・引き続き、平和学、長崎学を講義する「教養特別講義」及び「長崎蘭学関連科目」、「全学乗船実習」を開講した。 ・引き続き、健康・スポーツ科学科目において、運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能力の向上のための教育及び精神面におけるストレス耐性能力強化のための教育を開講した。 ・引き続き、外国語技能検定試験等の成果に係る単位認定及び海外短期語学留学プログラムにおける学修の成果の単位認定を受けた学生を対象にし、ネイティブスピーカーの教員2名が担当するアドバンスクラスを開講した。 ・引き続き、全学教育の初習外国語において、達成基準を保証するため、 |
| <p>【71】平和学、長崎学に関するカリキュラムを更に充実させる。</p> | <p>【71-1】教養特別講義、長崎蘭学関連科目及び乗船実習並びに平和学及び長崎学に関する教育を実施する。</p> <p>【71-2】英語による短期留学プログラムにおける「長崎で平和を考える」を継続する。</p> | |
| <p>【72】生涯にわたり健康な生活を</p> | <p>【72】運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能</p> | |

| | | |
|---|---|---|
| <p>送ることができるように、健康に関する科学的な基礎知識を学習し、食や生活環境、身体運動、心身の休養などの生活習慣を常によりよく改善し、実践していく能力を身につけさせる。</p> | <p>力の向上のための教育及び精神面におけるストレス耐性能力強化のための教育を継続する。</p> | <p>授業のねらいや概要を明確にした共通シラバスを作成し、学生が共通の理解ができる授業を行った。 ・海外短期語学留学プログラムに基づき、語学研修のため、学生を韓国(1名)、中国(25名)、オーストラリア(21名)、ドイツ(4名)、フランス(1名)へ派遣した。</p> |
| <p>【73】外国人留学生在が大学で学習・研究するのに必要な日本語能力を養い、併せて日本社会に関する基礎的知識を修得させる。</p> | <p>【73-1】留学生在に学習・研究に必要な日本語能力を養わせるために、全学教育と一般並びに集中プログラムにおいて日本語の授業を継続する。 【73-2】留学生在センター交換留學生プログラムにおける日蘭学生共修科目である長崎蘭学を継続する。</p> | |
| <p>【74】情報処理資源・ネットワーク環境を活用して、主体的に情報を収集、分析、判断、創作及び発信できるように、情報機器や情報通信ネットワークの機能に関わる情報リテラシー、情報モラル等を修得させる</p> | <p>【74-1】全学教育情報処理科目「情報処理入門」において情報倫理・情報モラル教育を推進する。 【74-2】教育職員の情報倫理についての知識を深めるため、オンラインでのFD「情報倫理入門」を継続する。 【74-3】「全学教育ラーニングポータル」を活用した情報リテラシー教育、情報倫理教育を推進する。</p> | |
| <p>【75】国際化が進む世界で、異文化を理解しつつ世界の人々との確に意思の疎通を図るため、英語能力のみならず、複数の外国語を修得し、外国語能力の向上を目指す。</p> | <p>【75-1】平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により開始したオランダ語関連教育を継続する。 【75-2】TOEIC、TOEFL等の英語能力試験で高得点を得た学生に対しては、平成20年度に開講したアドバンスクラスを受講させる。 【75-3】初習外国語では、達成基準を保証するため、共通シラバスに基づく内容の修得を目指す。 【75-4】平成20年度に引き続き、海外短期語学留学制度を実施する。</p> | |
| <p>○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p> | | <p>○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p> |
| <p>【76】高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ、優れた専門職業人育成という社会の要請に応えるための適正なカリキュラム編成を行う。</p> | <p>【76】医学部医学科において、平成22年度に実施予定のモデルコアカリキュラムに即した専門基礎及び応用教育を実践するための新カリキュラムの検討を継続する。他学部においても、カリキュラムの点検・改善を継続する。</p> | <p>・教育学部では、学習指導要領の改訂に対応するため、学校教育教員養成課程小学校教育コースの必修科目として「小学校英語活動」(2単位)を開講した。また、工学部では建築士法の改正にあわせたカリキュラムの改訂を行った。 ・引き続き、薬学部と医学部において共修科目を開講し、薬学部と歯学部において共修科目を新たに3科目開講した。また、工学部、環境科学部及び水産学部が相互に協力して自学部以外の科目を担当する体制を取り、水産学部の教員が工学部の「生命科学」を、工学部の教員が水産学部の「数学入門」及び「電気電子工学」を、環境科学部の教員が水産学部の「地質学」をそれぞれ担当した。さらに、生産科学研究科の改組の検討を視野に入れ、基礎学部間で講義、実験、実習等の共修科目の設定について協議を行った。</p> |
| <p>【77】学部教育の学際化を図るため、大学院再編に連動して、学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを実現する。</p> | <p>【77】医歯薬学総合研究科の基礎学部間における単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に推進する。また、生産科学研究科においては、「教務関係3学部連絡委員会」で研究科の改組を視野に入れた基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れについて更に検討を進める。</p> | <p>・「長崎大学全学教育WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成WG」で、新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の</p> |
| <p>【78】平成14年度に発足した大学教育機能開発センター全学教育研究部門の教員組織を整備し、その機能を全学教育の実施と改善のために有効活用する。</p> | <p>【78-1】次期中期計画期間における教養教育の在り方について、平成20年度に学長室に設置した「全学教育検討ワーキンググループ」において大学教育機能開発センターの改組を視野に入れた検討を行い、教育実施体制等の見直しの方向性を決定する。 【78-2】専門教育で必要とする英語力涵養(ESP: English for Specific</p> | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | <p>Purposes) を視点に入れた教材, 教科書を作成し, また, 英語コミュニケーションを視点に入れたテキストを開発する。</p> | <p>理念及び教養教育の方法を決定した。さらに, 新しい教養教育の実施体制等の方向性について検討を行った。</p> | |
| <p>○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置</p> | | <p>○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置</p> | |
| <p>【79】 従来の研究科を再編し, 人文, 社会, 自然, 生命科学の各領域で, 授業内容と学位論文の高度化, 学際化, 国際化を強力に推進する。</p> | <p>【79-1】 平成 19 年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け医歯薬学総合研究科に開設した医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース及びがん専門薬剤師養成コースを継続する。 【79-2】 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻(修士課程)及び新興感染症病態制御学系専攻(博士課程)において, 「国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を行う特別プログラム」による留学生の受入れを継続する。また, 生命薬科学専攻(博士前期・後期課程)においても, 留学生の受入れを継続する。 【79-3】 平成 20 年度に新設した国際健康開発研究科では 2 年次生の 8 ヶ月間に及ぶ長期海外インターンシップを開始する。 【79-4】 経済学研究科においては, 平成 20 年度に採択を受けた大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において, 実践的情報収集・仮説構築能力の養成を目的とした 3 ヶ月間に及ぶ中国での海外フィールド研究を開始する。 【79-5】 トップレベルの研究者及びトップマネジメント等による講義, 国際シンポジウムの開催, 英語による講義, 複数組織が連携した教育研究の展開を引き続き実施し, 学位論文の高度化, 学際化, 国際化を進める。</p> | <p>・国際健康開発研究科において, 2 年次生 11 名をバングラデシュ, ケニアなど途上国 6 ヶ国に派遣し, 8 ヶ月間に及ぶ「長期インターンシップ」を実施するとともに, 平成 20 年度採択の大学院 GP「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」による取組として, 世界トップレベルの研究者や実務者を 11 名招聘して, 集中講義及びセミナーを実施した。また, 第 1 回野口英世アフリカ賞受賞者ミリアム・ウェレ博士による特別講義を実施した。 ・経済学研究科では, 大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において, 実践的情報収集・仮説構築能力の養成を目的とした中国での海外フィールド研究を 2 週間実施した。</p> | |
| <p>【80】 テーマに基づくリサーチ(実習)を重視し, 世界レベルの成果の達成に向けた指導体制を整備する。それにより大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させる。</p> | <p>【80】 英語による授業の展開, 副指導教員制度による学位論文指導体制等の拡充を図る。</p> | | |
| <p>○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標</p> | | <p>○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標</p> | |
| <p>【81】 学生の職業意識向上のために, キャリア教育を充実させるとともにインターンシップなどを通して産業界との連携を強化する。</p> | <p>【81】 従来のインターンシップ教育に加え, 特色 GP, 現代 GP, 教員養成 GP, 特別教育研究プログラム, 大学高度化推進経費による教育改革プログラム等で開発した特色あるインターンシップ教育を充実させ, 企業等の学外組織と連携した教育を推進する。</p> | <p>・引き続き, 全学部・学科の共通科目として「キャリア概論」を設け, 1・2 年生を対象に開講し, 講師は最前線で活躍している産業人等が複数で担当した。また, キャリアデザインをテーマとする科目「考えよう! 自分のキャリアデザイン」を平成 22 年度から開講することを決定した。2 年生からは各学部・学科教育の事情に応じたキャリア教育やインターンシップを実施した。</p> | |
| <p>【82】 卒業後の大学院進学において海外留学を選択できるシステム(大学間学術交流協定や留学支援システムなど)の構築を目指す。</p> | <p>【82】 重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定するとともに, 大学院学生交流を促進するためのデュアルディグリー制度の構築を目指す。</p> | <p>・引き続き, 医学部保健学科看護学専攻で, 国家試験の合格率を向上させるため, 国家試験受験科目の教育内容を充実するとともに, 外部委託による模擬国家試験を複数回受験させた。 ・歯学部では, 卒前・卒後臨床教育専任教授ポストを新設し, 専任教授を配置した。また, 6 年生へのチューター制を導入し, 共用試験及び卒業試験の国家試験を見据えた対応と判定基準の厳格化を行った。</p> | |
| <p>【83】 大学院進学率の向上を図る。</p> | <p>【83】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | <p>・工学部では, 建築士法の改正に対応し, 建築製図等の授業科目の新設な</p> | |
| <p>【84】 医師・歯科医師・薬剤師・看護師, 理学及び作業療法士な</p> | <p>【84】 国家試験合格率を向上させるため, 教育内容を充実するとともに, 国家試験対策特別講義, 卒業試験, 模擬国家試験, 国家試験対策ゼミ</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>ど国家試験の合格が必要な職種については、部局ごとに具体的目標を設け、その目標を達成する。</p> | <p>等を更に実施・充実させる。</p> | <p>どカリキュラムの改正等を行い、学生の建築士免許の取得のための指導を強化した。</p> |
| <p>【85】国等が認定する各種資格の取得を推奨し取得者数の増加を図る。</p> | <p>【85】各種資格・免許等の履修の手引きへの記載、説明会の開催、就職情報とあわせた学生への情報提供等により、資格取得の指導を強化する。</p> | |
| <p>○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標</p> | | <p>○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標</p> |
| <p>【86】高度専門職業人として学生の希望する職種に進むことができるよう、各種資格取得のための指導を強化するなど教育・指導体制を充実する。</p> | <p>【86-1】教育学研究科においては、教員養成 GP「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」の取組を継続することによって、高度専門職業人養成の指導体制を充実させる。</p> <p>【86-2】国際健康開発研究科においては、国際保健の現場で必要とされる英語コミュニケーション能力を向上させるため、ネイティブによる授業「国際保健コミュニケーション」を引き続き実施する。</p> <p>【86-3】医歯薬学総合研究科では、専門医制度との両立を可能とする大学院教育の実質化方策の検討を引き続き行う。</p> <p>【86-4】経済学研究科では、平成 20 年度に採択を受けた大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において、東京証券取引所での実習を実施し、金融分野の即戦力となる高度専門職業人を育成する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国際健康開発研究科において、国際保健の現場で必要とされる英語コミュニケーション能力を向上させるため、ネイティブによる補習授業「国際保健コミュニケーション」を実施した。 ・経済学研究科においては、平成 20 年度に採択を受けた大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において、東京証券取引所等での実習を 9 月に 2 週間実施した。 ・重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定し、関係部局に対し大学高度化推進経費（学長裁量経費）を措置した。 |
| <p>【87】大学院博士前期課程修了者の後期課程への、あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率を向上させる。</p> | <p>【87】大学院博士課程及び博士後期課程への進学率向上のため、学位取得までのプロセスとメリットを明確にし、進学説明会における広報活動を通じて積極的に説明する。</p> | |
| <p>【88】外部資金や学長裁量経費による複数の大型研究プロジェクトを立ち上げ、課程修了後にポスドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を整える。</p> | <p>【88】外部資金による研究プロジェクト等の立ち上げ及び継続により、課程修了後にポスドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を引き続き維持する。</p> | |
| <p>【89】大学間学術交流協定締結を推進し、大学院修了生の学外留学支援システムを充実させる。</p> | <p>【89】大学院修了者の海外派遣を推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する。</p> | |
| <p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> | | <p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> |
| <p>【90】単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況など、様々な教育成果達成指標に係るデータの収集・管理・分析システムを確立する。</p> | <p>【90】学生の教育成果達成に係るデータを収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムを導入する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムについて、計画に従って導入した。 ・全学教務委員会において、本学教育の全般にわたる教育方法、教育体制、成果及び効果の検証を行うため、卒業時の学生に対するアンケート調査を実施した。 |
| <p>【91】学生による授業評価システムの不断の改善を行うとともに、その結果を適正に評価する</p> | <p>【91】学生による授業評価システムについては、平成 20 年度の検討結果を踏まえ、下記の改善を加える。 ①学生による授業評価に加えて、「教員による自己評価」を試行する。</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| ための手法を開発する。 | ②シラバスに記載された学習到達目標を授業評価設問として設定する。 ③オンラインでの回答方法を更に推進する。 | |
| 【92】在学时においては、GPAや単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況など、様々な達成指標を用いて、教育の成果・効果の検証を行う。 | 【92】GPAや単位取得状況等の達成度指標、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き実施する。 | |
| 【93】卒業後においては、就職先企業等の協力を得るなどして、社会への貢献度の調査を行い、教育の成果・効果の検証を行う。 | 【93】教育の成果・効果の検証を行うため、卒業生に対するアンケート調査を行う。 | |

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

| | |
|---|---|
| 中期目標 | ○アドミッション・ポリシーに関する基本方針 |
| | ・ 本学の理念を踏まえ、各学部・研究科が求める学生像（アドミッション・ポリシー）を明確にするとともに入試情報を含めこれを積極的に公表する。 |
| | ・ 適正な入学定員の検討を行うとともに様々な能力、資質、適性等を多元的に評価するための入試の多様化を含む適切な選抜方法の改善に努める。 |
| | ・ 社会人や外国人留学生を積極的に受け入れるための環境の整備等に努める。 |
| | ○教育課程に関する基本方針 |
| | （学士課程） |
| | 【全学教育】 |
| | ・ 4年ないし6年一貫の大学教育を可能にするため、全学の教員が参画する全学協力体制を維持し、全学教育と各学部の専門教育及び高等学校教育と全学教育との有機的な連携を図り、全学教育の目標を達成することが可能なカリキュラム構成とする。 |
| | 【専門教育】 |
| | ・ 学部間や他大学との単位互換を図りつつ、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムを編成する。また、様々な分野での社会的要請に応えるようにカリキュラムを充実することによって有能な専門職業人を養成する。さらに専門性を育成するため、必要に応じて、大学院と連携した教育も行う。 |
| （大学院課程） | |
| ・ 各分野の高度専門職業人及び研究者、教育者の養成を可能にするために、各研究科や専攻等の内容の高度化・先端化・学際化及び国際化に対応できるカリキュラムを体系的に編成する。 | |
| ○教育方法に関する基本方針 | |
| （学士課程） | |
| ・ 個々の授業科目や各専門分野の特性に応じた、多様な形態の授業科目の提供をさらに推進し、少人数教育の促進、教育補助（ティーチング・アシスタント：TA）の活用や社会の現場における体験学習、また単位制を実質化するため、履修登録単位数の上限設定の制度や自主学習（予習・復習）の促進、資格取得、学習相談・助言体制、他大学等との単位互換等に配慮する。また、学生の学習意欲の向上を目指すとともに、学生による授業評価の分析結果を生かし、学習指導方法を確立する。 | |
| （大学院課程） | |
| ・ 各分野における専門性を一層向上させるために、授業形態、研究指導・支援体制等の改善に努め、きめ細かな教育・研究指導を行う。 | |
| ○成績評価に関する基本方針 | |
| （学士課程） | |
| ・ 授業科目の特性に応じた成績評価基準を明確にするとともに、学習到達度の総合的な評価を行う。 | |
| （大学院課程） | |
| ・ 成績評価基準を明確にするとともに、修士・博士の学位審査制度の改善を行い、学位授与申請手続きの円滑化と学位授与率の向上を図る。 | |

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|--|--|
| ○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 | | 中期目標に掲げる「教育内容等に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。 |
| 【94】 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを公表・周知する。 | 【94】 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを引き続き公表・周知する。 | ○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 ・引き続き、本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシー及びすべての学部・研究科のアドミッション・ポリシーを、平成 22 年度入学 |
| 【95】 平成 14 年度に発足したアドミッ | 【95-1】 アドミッションセンターが、入学者選抜に関する諸課題 | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>ションセンターの機能と役割を明確にし、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立する。</p> | <p>に対応する先導的組織として、学部への支援を行う。 【95-2】アドミッションセンターに広報を主担当とする教職員を配置する。</p> | <p>者選抜要項（大綱）、学生募集要項及びホームページに掲載し、公表・周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッションセンターにおいて、平成 21 年度一般入試における共通問題（数学、理科、英語）に関する分析・評価を行い、問題作成委員にその結果を提供し、平成 22 年度入試問題の作成に活用した。 ・アドミッションセンターにおいて、AO 入試 1 次選考データの分析・評価を行い、その結果を各部局に提供し、平成 22 年度入試に活用した。 ・入学者選抜方法の質を高めることを目指し、入学者選抜委員会委員及び学部における入学者選抜関係教員を対象とした入試制度の設計に関する FD を開催した。 ・入学定員の適正さを点検するため、平成 14 年度から平成 21 年度入学者の 1 年次の GPA を入試区分ごとに比較分析を実施した。 ・プロジェクト型職員として、入試広報を戦略的に担当する職員（プロジェクト・オフィサー）1 名を年俸制により採用した。 ・学部別体験型学習を加えた全学的な入試説明会を佐世保北校で開催し、延べ 1,150 名の参加者を得た。 ・九州地区国立大学合同説明会（開催地：東京・広島・福岡）、九州各地における進学説明会・相談会及び学外における様々な大学説明会に参加し、高校生・高校教諭・保護者等に対応した。 ・高等学校との入試連絡において、学部単位の分科会を設け、高校教諭への説明を充実した。 ・長崎大学と長崎県教育委員会との協定に基づき、以下の高大連携事業を推進した。 <ol style="list-style-type: none"> ①夏季にオープンキャンパスを開催し、4,238 名の参加者を得た。 ②出前講座－県内 25 校に 143 名の講師を派遣し、講義を行った。 ③高校生のための公開講座－2 学部で 2 講座を開講し、41 名が受講した。 ④「県内高校教諭と本学教員との協議会」については、長崎大学における高大連携推進ワーキンググループにおいて企画を作成し、長崎大学 36 名、長崎県高校教諭 35 名、長崎県教育委員会 1 名が参加して、「長崎大学が実施している入学試験のあり方について」、「高等学校と大学の連携について」の意見交換を行った。 ・AO 入試や推薦入試等特別選抜における学力保証手法について、アドミッションセンター専任教員を中心に各学部入試委員長と個別に検討した。 ・アドミッションセンター専任教員を中心に各学部の課題論文評価基準を調査した。 ・医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻修士課程の設置計画書を提出し、平成 22 年 4 月の開設に向けた準備を進めた。 |
| <p>(学士課程)</p> | <p>【96】 各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p> | |
| <p>【96】 各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p> | <p>【96】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【97】 入学定員の適正さを点検し、入学者選抜方式(AO 入試、推薦入試、編入学など)と選抜方法（学力検査、面接、小論文・課題論文、実技検査など）について定期的な見直しを行うために、入学者選抜の結果の分析と評価を行う。</p> | <p>【97】 入学定員の適正さを点検するため、平成 14 年度から平成 21 年度までの入学者選抜の結果について、GPA 等の学士力評価指標に基づく分析を実施する。</p> | |
| <p>【98】 平成 15 年度より導入された高等学校学習指導要領による受験者に対して適切な個別学力検査が実施できるよう、高等学校のカリキュラムの調査と分析・研究を行う。</p> | <p>【98】 平成 18 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【99】 オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座、ガイダンスセミナー、進学説明会等による適切な高大連携を検討し、そのための教員組織体制を整備する。</p> | <p>【99-1】 全学的な大学入試説明・相談会及び学部独自の広報の機会にデモ実験等を組み合わせた体験型学習を加える。 【99-2】 オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座等による適切な高大連携を引き続き実施する。</p> | |
| <p>【100】 ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を行い、その運用方法を確立する。</p> | <p>【100-1】 AO 入試や推薦入試等特別選抜における学力保証手法の検証を行い、大学入試センター試験及び各種検定試験等の活用方法を検討する。 【100-2】 現行の入試体制の中で、課題論文評価基準をより明確化するとともに、面接のガイドラインを策定する。</p> | |
| <p>【101】 入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するために、入学から卒業までの学生の修学状況、卒業後の進路状況、社会における貢献度について追跡調査を行う。また、そのためのデータベースを新たに設計・構築する。</p> | <p>【101】 学生の教育成果達成に係るデータを収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムを導入する。</p> | |
| <p>(大学院課程)</p> | | |
| <p>【102】 各研究科のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p> | | |
| <p>【103】 各研究科における定員の適正さを点検し、加えて、将来構想に基づき課程（コース）を増設し、大学院</p> | <p>【103-1】 医歯薬学総合研究科新生命薬科学専攻（仮称）修士課程を設置するための準備を進める。 【103-2】 生産科学研究科の入学試験実施体制を見直すとともに</p> | |

| | | |
|---|--|---|
| 定員の増加を図る。 | に、充実を図る。 | |
| 【104】大学院にあつては、入学者選抜において、語学力、基礎学力等、研究遂行能力を総合的に評価する。 | 【104】平成 18 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | |
| 【105】研究科（博士課程）で秋季入学制度の導入を進める。 | 【105】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | |
| (学士課程・大学院課程共通) | | |
| 【106】アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法を学内外により周知させるため、広報体制の整備を進める。 | 【106-1】入学志願倍率の改善に向けた取組として、アドミッションセンターに広報を主担当とする教職員を配置し、学部と連携した新たな入試広報体制を構築する。 | |
| ①入学者選抜のための適切な手法を教員に周知させるため、ファカルティ・ディベロップメント (FD) を最大限に活用する。 | 【106-2】引き続き入学者選抜方法の質を高めることを目的とした FD を開催する。 | |
| ②ホームページを活用し、入試情報の周知に努めるとともに、インターネットの双方向性を活用し、受験者、高校教諭、保護者等からの要望の汲み上げ体制を強化する。 | | |
| ③IT による効率的かつ広域的情報処理手法を活用する。 | | |
| 【107】産学連携を強化し、関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れる。 | 【107】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | |
| 【108】外国人留学生の入学を促進するための適切な措置を講じ、入学者数の増加を図る。 ①外国人留学生への国や企業、関連機関からの奨学金を積極的に導入する。 ②外国人留学生のための福利厚生施設や生活支援体制をより一層充実させる。 ③英語による講義・セミナーの増加を図る。 | 【108】外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。 ①外国人留学生への企業、関連機関からの新たな奨学金の獲得を目指す。 ②(1)外国人留学生の住宅・傷害保険等に係る支援策の拡充を図る。 (2)国際交流会館等の外国人留学生用宿舎の増築・改修を具体化する。 (3)外国人留学生と日本人学生の交流の促進を図る。 ③(1)短期留学生の再入学の促進を図るため、短期留学プログラム修了生等へのアンケートを実施し、点検・評価を行う。 (2)英語による講義・セミナーの増加を図る。 ④入学志願者の増加を図るため、海外留学フェア及び国内での進学説明会に参加し、広報活動を行う。 | |
| ○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 (学士課程) | | ○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 |
| 【109】全学教育においては、高等学校 | 【109】次期中期計画に向けて、新しい教養教育カリキュラムの | ・「長崎大学全学教育 WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成 WG」で新しい教養教 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>での教育と学部教育との関係を視野に入れたカリキュラム編成とし、随時カリキュラムの点検・見直しを行う。その編成に当たっては、自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等を実現しうる科目を配置する。</p> | <p>再構築について検討を開始する。</p> | <p>育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに、全学共有学士像及び教養教育の理念に沿ったカリキュラムの方向性について検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教育必修科目の教養特別講義において「安心・安全」教育に関わる授業を開設し、安全、環境、倫理等の授業内容を充実した。 ・新入留学生を対象として、長崎県及び長崎市の協力の下に、長崎平和大学バスハイクを実施し、平和学習を実施した。 ・国際健康開発研究科では、複数科目の内容の体系化や科目配当学期の見直しなどカリキュラムの改善・充実について検討し、平成 22 年度以降の新カリキュラムを策定した。 ・経済学研究科及び生産科学研究科では、博士前期課程と博士後期課程の5年一貫のカリキュラムや実施方法などについて検討した。 |
| <p>【110】 専門教育においては、各学部の教育目標に応じて、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を行うことを基本とし、必要に応じてカリキュラム編成の点検・見直しを行う。カリキュラムの編成に際しては、さらに次の4つの事項に留意する。</p> | <p>【110】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>①インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の教育の充実</p> | <p>【110-1】 インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫及びフィールド型の充実した教育を引き続き実施する。</p> <p>【110-2】 留学生を長崎地域の小・中学校に派遣する異文化体験実習については、更に実習の効果を高めるために、平成 20 年度に行った評価に基づき内容の充実を図る。</p> <p>【110-3】 長崎県、長崎市及び長崎地域留学生交流推進会議と連携し、平和学習（語り部講話、原爆遺構見学等）を実施する。</p> | |
| <p>②教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応、また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実</p> | <p>【110-4】 教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応を行う。また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目を充実させる。</p> | |
| <p>③資格認定・取得への対応</p> | <p>【110-5】 学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度を継続する。また、大学コンソーシアム長崎による長崎県内での大学間単位互換制度を推進する。</p> | |
| <p>【111】 平成 15 年特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善」と「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し、全国のモデルとなる初年次教育と工学力養成カリキュラムを構築する。</p> | <p>【111】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>(大学院課程)</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| <p>【112】各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、随時その内容を検討し、改善策を図る。</p> | <p>【112】引き続き各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、必要に応じてその内容の改善を行う。</p> | <p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教育の「教養セミナー」とともに、各学部において、少人数クラスによる対話型教育を実施した。 ・留学生支援の充実を図るため、チューターオリエンテーション（春・秋）を実施した。 ・eラーニング利用促進として、初級利用者向け講習会及びeラーニング利用促進セミナーを開催し、学生利用者が増加した。また、WebClass システムと他基盤システムとの連携を実現する統合認証基盤システムの構築を行った。 ・国際健康開発研究科では、開発途上国において実施する授業科目「短期フィールド研修」及び「長期インターンシップ」について、学生の安全配慮面から、宿舍借り上げ料などの経費の一部支援を行った。 ・経済学研究科では、国際カンファレンスを開催した。 ・医歯薬学総合研究科では、豪州 Curtin 工科大学より講師を招聘し、保健学研究会を開催して、世界レベルの論文記載法を指導した。また、国内外の最先端研究者を招いて分子認識科学を基盤とする創薬研究会を実施した。 ・生産科学研究科では、「Nagasaki Symposium on Nano-Dynamics 2010 (NSND2010)」を開催するとともに、第3回長崎ナノダイナミクス講演会及び第6回日中ジョイントセミナーを実施した。 ・工学部では、6月にメニーコアコンピュータ GPGPU セミナーを実施した。 ・上海海洋大学で開催された第7回東シナ海の海洋・水産科学に関する国際ワークショップに参加した。 ・留学生センター教員、部局の留学生指導主事等が参加する留学生センター連絡協議会を9月と2月に開催して相互の連携を深め、留学生に対する多様な支援の在り方を検討し、支援体制の実質化を図った。 |
| <p>【113】博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラムの編成を検討する。</p> | <p>【113】博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が可能なカリキュラムについて、検討を継続する。</p> | |
| <p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 (学士課程)</p> | | |
| <p>【114】授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、授業科目での予習・復習を適切に指示する。</p> | <p>【114】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【115】自己表現能力の涵養を図るために、大教室での多人数の講義をできるだけ削減し、少人数のクラスを適宜配置するとともに、少人数セミナーを維持・拡充し、対話型教育を推進する。</p> | <p>【115】引き続き、少人数クラスによる対話型教育を推進する。</p> | |
| <p>【116】シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行い、その活用方法を工夫改善する。</p> | <p>【116】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【117】シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。</p> | <p>【117】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【118】学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA 制度などを活用し、相談・助言・支援体制を整備する。</p> | <p>【118】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【119】留学生や社会人学生等の多様な学生に対して、個別の対応によるきめ細かな支援を行うために、チューター制度等を活用する。</p> | <p>【119】チューター制度の更なる点検・評価を行い、留学生支援の充実を図る。</p> | |
| <p>【120】大学院生による教育補助として</p> | <p>【120】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |

| | |
|--|---|
| の TA 制度を充実し、その活用を図る。 | |
| 【121】 学生の理解度を高めるために、教材の開発や講義方法の工夫を行い、情報機器、ビデオ、教材提示装置などの視聴覚設備を活用した授業科目を適宜配置するとともに、電子情報メディア機能を活用し、eラーニングを推進する。 | 【121-1】 コース管理システムを用いたeラーニングへの取組支援として、初級利用者・経験者・特定部局向け等の講習会を実施し、各部局におけるeラーニングの推進を支援する。 【121-2】 WebClass システムを大学の基盤システムとして定着させ、eラーニング支援体制の構築を検討する。 |
| (大学院課程) | |
| 【122】 きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制を導入する。 | 【122】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし |
| 【123】 大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。 | 【123】 海外における大学院生の実地調査研究及びインターンシップ等を支援する。 |
| 【124】 各分野の最先端の研究者等による特別講義等を実施する。 | 【124】 国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を継続する。 |
| 【125】 シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行いその活用方法を工夫改善する。 | 【125-1】 引き続き学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに明示し、教育を実施する。 【125-2】 引き続き全研究科において、研究指導計画書に年間研究指導計画等を明示し、研究指導を行う。 |
| 【126】 シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。 | 【126】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし |
| 【127】 学生の自主学習のためのインターネット利用環境を整備し、eラーニングを推進する。 | 【127】 長崎大学教務委員会の下に設置されたeラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき、全学を対象としたeラーニングのポータルサイト化を進める。 |
| 【128】 TA 制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育の一助とする。 | 【128】 TA 制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育を継続する。 |
| 【129】 留学生に対しては、留学生センターとの連携も考慮しつつ、留学生それぞれの状況に応じた対応が可能なように、支援体制を整える。 | 【129-1】 留学生それぞれの状況に応じた支援体制を継続する。 【129-2】 留学生からの要望や相談を受け付けるホームページの充実を図る。 |
| 【130】 社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用を導 | 【130】 平成 18 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし |

| | | |
|--|---|---|
| 入する。 | | <p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学部において、GPA や統一共用試験等を活用して、進級判定や履修指導などを行った。 教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する早期修了制度及び長期履修制度を実施し、研究科全体では1名に早期修了制度を、28名に長期履修制度を適用した。 学士課程及び大学院課程において、卒業・修了時に、特に優秀な成績を修めた学生に対し学長等による表彰を行った。 |
| ○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 | | |
| (学士課程) | | |
| 【131】適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。 | 【131】平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし | |
| 【132】GPA や医・歯学部における統一共用試験等を導入して、学習到達度の基準を設定し、また卒業判定方法について改善を行う。 | 【132-1】GPA や統一共用試験等を活用した学習到達度の測定及び履修指導を継続する。 【132-2】薬学部薬学科において、新たに統一共用試験を実施する。 | |
| 【133】卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を行う。 | 【133】卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生について、学長による表彰等を継続する。 | |
| (大学院課程) | | |
| 【134】適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。 | 【134】平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし | |
| 【135】学位授与基準の点検、複数の指導教員制度の導入、審査員の選定方法等の検討を通じて、学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図る。 | 【135】研究指導計画書に、研究指導方法、研究指導内容、年間研究指導計画、学位論文の指導体制・作成プロセス・評価基準・評価方法等を引き続き明示し、学生に配布する。 | |
| 【136】教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を充実する。 | 【136】教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を継続する。 | |
| 【137】修了時において、特に優秀な成績を修めた学生、及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げた学生については、学長による表彰を行う。 | 【137】引き続き、修了時において特に優秀な成績を修めた学生や学術研究活動において高い評価を受けるなどの顕著な業績を挙げた学生に対しては、学長等からの表彰を行う。 | |

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ③ 教育実施体制等に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の配置に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の充実と活性化を図る視点から教員を部局等に適切に配置するとともに、教育支援を充実するために技術職員、TA など支援職員の配置の適正化を図る。 ○教育環境の整備に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の改善に努めるとともに、附属図書館、学生自習室等自主学習を支援する施設・設備の整備に努め、全学的な観点から施設の効果的・効率的な利用を推進するとともに、情報ネットワークの拡充・整備を行い、教育の改善に役立てる。 ・附属図書館に関しては、学習・教育・研究の基盤施設として、電子図書館機能及び地域の文化遺産に関するデータベースの整備・充実を図りながら、学術情報を収集・整理・保管するとともに、利用者のニーズに的確に対応できる体制を整える。 ○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質を向上させるために自己点検・評価システムを構築し、多様な外部教育評価にも柔軟かつ適切に対応する。 ・各種成果指標から明らかになった教育に関する改善点について全学及び各部局でFDを開催し、その成果を実際の教育に反映させるシステムを完成させ、運営する。 |
|------|--|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|---|---|--|
| ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 | | 中期目標に掲げる「教育実施体制等に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。 ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ・大学教育機能開発センターの全学教育の企画・運営・実施機能を活用して、全学出動体制を継続した。 また、「長崎大学全学教育 WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成 WG」で新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに、新しい教養教育カリキュラムの方向性について、検討を開始した。 |
| 【138】部局間の連携による全学横断的な教育実施体制等を検討する。部局等においては、教育活動に重点を置いた教員を適宜配置する。 | 【138】全学教育における全学出動体制を継続するとともに、次期中期計画期間における教育実施体制の在り方を検討する。 | |
| 【139】技術職員等の支援内容と配置を検討・調整するシステムを構築する。 | 【139】平成 19 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | |
| 【140】TA の配置科目や教育補助の内容、また TA 採用数を検討・調整するシステムを構築する。 | 【140】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | |
| ○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 | | ○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ・全学的運用に係るオープンラボに関し、従前の薬学部、工学部、水産学部及び生産科学研究科に加え、新たに経済学部及び環境科学部において、共有スペースを確保し、使用者を公募し決定した。 ・附属図書館と放送大学の合築棟 1 階に 15 万冊収容可能な電動集密書架を設置した。 ・附属図書館では、学生がコンピュータを使いつつ、ディスカッションや情報発信の場としても使える学習スペースを設け、プロジェクター、パーテーション、テーブル、イス等を設置し、ラーニング commons の整備を行った。 ・附属図書館において、初年次生を対象とする「教養セミナー」のなかで「資料収集ガイダンス」(受講：148 クラス、1,530 名、初年次生の受講率 88%) を実施した。 ・今後における図書館の授業支援サービス実施のために、教員に対して「授業 |
| 【141】講義室の稼働率、狭隘度、設備機器等の現状を調査・点検し、講義室の整備計画、利用計画の方策を策定するとともに、管理情報を教職員が共同利用できるデータベースを構築する。 | 【141】講義室等の利用状況調査結果を教職員が閲覧できるようにし、施設の有効活用を積極的に推進する。 | |
| 【142】大学全体の視野に立った施設運営を推進するシステムを確立し、講義室の効率的、弾力的な利用を促進する。 | 【142】引き続き共用スペースを含む講義室を全学的に効率的・弾力的に利用する。 | |
| 【143】大学院生や留学生の増加に伴い、大学院生等の研究室、実験室、 | 【143】大学院生や留学生に対する教育の充実のため、教育研究環境の充実を図る。 | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>演習室等及び視聴覚機器等の施設・設備を拡充・整備し、教育研究環境の充実を図る。</p> | | <p>支援アンケート」(期間：7月15日から8月11日、対象：837名、回答：452件、回収率：54%)を行った。</p> |
| <p>【144】学習図書館機能の充実を図るため、シラバスに記載された参考図書の収集、閲覧座席の増設・更新、検索端末の増設等の整備を行う。</p> | <p>【144-1】利用者のニーズにあわせた図書館の施設整備を引き続き行う。 【144-2】図書館利用に関する学生懇談会を継続して学生のニーズを直接把握し、施設整備及びサービス等に反映させる。 【144-3】附属図書館におけるマルチメディア活用環境の整備及び学生のニーズに対応したコンテンツの充実を引き続き行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・FD及びSDの一環として、大学教育機能開発センターと附属図書館が連携し、学生のライティング指導に関するワークショップを開催した。 ・4年間で約25万冊の図書目録情報の遡及入力完成了した。 ・附属図書館において、学部ごと、キャンパスごとに、学生懇談会を合計8回(参加学生数：合計47名)実施した。 ・附属図書館において、重点資料として資格・就職関連資料(302冊)及び医学分館のAV資料(21点)を整備した。 ・ITを活用した新しい学習体制を整備するために、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現するための設計を行い、情報通信基盤システムを導入した。 ・利用者増加に対応したeラーニングシステムの増強を行い、全学生9,000名の内、3,850名の学生が自学自習システムとして利用した。 |
| <p>【145】利用者のニーズに対応して、附属図書館の夜間開館時間の延長を実現する。</p> | <p>【145】平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【146】全学的運用により共用する教育研究スペース(オープンラボ)を確保し、また部局等が使用する施設についても、教育研究活動の効率化を図るために、部局内で流動的に共用するスペースを確保する。</p> | <p>【146】オープンラボ等の全学及び部局共用スペースを確保し、効率的利用を促進する。</p> | |
| <p>【147】全学の情報ネットワーク利用のための機器を整備・更新し、IT化に対応した学生の自学自習システムを開発する。</p> | <p>【147-1】情報通信基盤システムを導入し、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現する。 【147-2】利用者増加に対応した学生の自学自習ITシステムの整備を行う。</p> | |
| <p>【148】教員のFD、学生ボランティア、eラーニング教材を開発することにより、図書館ガイダンスを充実させる。</p> | <p>【148-1】FDの一環として行ってきた図書館ガイダンスを引き続き実施するとともに、学生ボランティアを活用した学生向け図書館ガイダンスを継続する。 【148-2】図書館利用に関するeラーニング教材を拡充する。</p> | |
| <p>【149】図書資料、学内貴重資料、学内学術刊行物等の電子情報化を推進する。</p> | <p>【149】学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力の4ヵ年計画を完了する。</p> | |
| <p>【150】重要図書の目録データベース、長崎学デジタルアーカイブス、長崎大学主要紀要の電子化を実現し、大学の学術情報発信機能を強化する。</p> | <p>【150】長崎大学学術研究成果リポジトリ(NAOSITE)を持続的に拡充するための学内連携とデータベースシステムを確立する。</p> | |
| <p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> | | <p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> |
| <p>【151】教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。 ①学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法を開発する。</p> | <p>【151】本学における教育評価法の更なる改善のため、下記の取組を行う。 ①「学生による授業評価」に加えて、「教員による自己評価」を試行する。 ②教育の成果・効果の検証を行うため、卒業生に対するアンケ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教養セミナー科目において、『学生による授業評価』の設問に対応した『教員による自己評価』(教員アンケート)を実施した。 ・教育学部では新任教員の教育力向上のため、新任教員全員の授業公開と授業研究会を実施した。 ・経済学部、工学部及び環境科学部では、学部教育の成果・効果や満足度などを |

| | | |
|---|--|--|
| <p>②全学教育, 専門教育, 大学院教育の全ての授業科目について学生による授業評価を実施する。</p> <p>③卒業生による教育に関する事後評価, 企業等による大学教育に対する評価の導入を検討する。</p> <p>④技術系における JABEE 審査など外部評価に積極的に対応する。</p> | <p>ート調査を行う。</p> | <p>検証するため, 卒業時又は既卒者に対するアンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き, 平成 20 年度『学生による授業評価』の全学教育科目別集計を Web で公開した。 「オンライン授業評価システム」を改良し, マークシート実施時の選択肢の自由度を高め, より多様な評価に対応できるようにした。 |
| <p>【152】評価結果を適切にフィードバックするシステムを確立し教育改善へ直結させる。</p> <p>①評価結果を教員個人, 講座等, 部局へ適切に還元する。</p> | <p>【152-1】 教員, 部局への回答データ・集計データの提供を継続するとともに, より適切な結果を還元する。</p> <p>【152-2】 オンラインでの評価実施の効率化を進める。</p> | |
| <p>②評価結果をホームページ等により適切に学内外へ公表する。</p> <p>③評価結果を教育改善に効率的に連動させるために, FD などを活用した教育マネジメント・サイクルを確立する。</p> | <p>【152-3】 「学生による授業評価」の評価結果について, 全学教育科目別集計を Web で公開する。</p> <p>【152-4】 「学生による授業評価」の個別の評価結果に関する学生と教員の相互理解を深めるため, 教員によるコメントの公開を進める。</p> | |
| <p>【153】 教員の教育業績に関する評価システムの確立と検証・処遇システムの整備</p> <p>①教員の個人評価システムの中で, 教育活動に関する点検・評価を実施し, 特に高い評価を受けた教員には, 一層の向上を促すための適切な措置をとる。</p> | <p>【153】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p> | |
| <p>【154】 大学教育機能開発センター評価・FD 部門の機能と役割を明確化し, その機能を教育改善に有効に活用する。</p> <p>①教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究</p> | <p>【154】 教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究を継続する。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| ②学生による授業評価業務の実施 | | |
| ③評価データの管理と全学的な視点からの分析 | | |
| ○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 | | ○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 |
| 【155】全学向けに以下の項目に重点を置いたFDプログラムを開発し、毎年効果的に全学FDを実施する。 ①高等学校と大学（低年次）カリキュラムの導入的接続 | 【155】効果的な全学FDの実施を更に進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育改善委員会において逐次FDプログラムの検討を行い、教職員がともに長崎大学の教育改善について議論を行うFDサマーワークショップを開発し、実施した。 ・新任教員に対するFDなど、各部局の教育事情に応じたFD（授業実践FD、シラバスFD）を実施した。 |
| ②全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて、「長崎大学教育改善報告書(FD報告)」、「長崎大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)の自己点検・評価書」及び「長崎大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)の改善案書」を学内外に公開した。 |
| ③全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成 | | さらに、平成18年度から平成20年度に教育改善委員会が主催して実施した全学FDの実績報告書を「平成18年度～平成20年度FD実施報告書」として取りまとめ、学内外に公開した。 |
| ④全学教育に関する効果的な教材開発法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・全学的に利用可能なマルチメディア教材として、数学リメディアル用コンテンツを追加整備し、eラーニングコンテンツの拡大を図り、388コースの利用があった。 |
| ⑤全学教育カリキュラムに沿った授業管理法 | | |
| 【156】教育の改善を不断に図る一助として、専門教育に関する各学部独自のFDを毎年開催する。 | 【156】各部局において、専門教育及び大学院教育に関するFDを実施する。 | |
| 【157】オンラインによるFDのシステムを構築し、講演形式・ワークショップ形式などの既存の実施方法と併せた総合的なFD実施体制整備を行う。 | 【157】オンラインによるFDを取り入れた総合的なFD実施体制を試行する。 | |
| 【158】FDプログラムとその成果を評価し、評価結果はホームページ等を通じて学内外に公表する。 | 【158】平成20年度に実施した全学FDに関して、FDプログラムとその成果を評価し、結果をWebで学内外に公開する。 | |
| 【159】大学教育機能開発センター評価・FD部門の機能と役割を明確化し、その機能を教育改善に有効に活用する。 ①全学教育FDプログラムの研究開発と実施を主に担う。 ②部局の要請に応じて各部局FDプログラム開発の支援を行う。 | <p>【159-1】科目別委員会と共同で全学教育に関するFDプログラムを開発し、引き続き実施する。</p> <p>【159-2】引き続き部局の要請に応じて各部局におけるFDプログラムの開発支援を行う。</p> | |
| 【160】情報関連教職員により構成されたプロジェクトチームを構築し、情報化時代に対応した、マルチメディア教材とeラーニングの | 【160】マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツの拡大を図る。 | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>コンテンツ開発の全学的体制を整備する。</p> | | |
| <p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> | | <p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> |
| <p>【161】補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう、関連大学・学部と協力してeラーニングのコンテンツ開発など、教材や授業方法の改善を実施する。</p> | <p>【161】リメディアル教育用教材を利用して特色ある初年次教育を更に充実させるとともに、作成した教材の有効性を検証する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・工学部において、数学のeラーニングのコンテンツを開発した。 ・「長崎大学全学教育WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成WG」で、新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに新しい教養教育カリキュラムの方向性について、検討を開始した。 |
| <p>【162】全学教育に関しては、大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ、全学協働体制で実施する。</p> | <p>【162】全学教育の在り方を新たに構築するために、学長室に置く全学的なワーキンググループの答申を受けて改革に着手する。</p> | |
| <p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p> | | <p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p> |
| <p>【163】学部・研究科間で共通する授業科目等については共同講義の実施を推進する。</p> | <p>【163-1】医歯薬学総合研究科の「生命科学・医療教育センター」において、基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に推進する。また、生産科学研究科においては、「教務関係3学部連絡委員会」で研究科の改組を視野に入れた基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れについて更に検討を進める。</p> <p>-----</p> <p>【163-2】教職関連科目の共同講義を継続する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・工学部、環境科学部及び水産学部が相互に協力して自学部以外の科目を担当する体制を取り、水産学部の教員が工学部の「生命科学」を、工学部の教員が水産学部の「数学入門」及び「電気電子工学」を、環境科学部の教員が水産学部の「地質学」をそれぞれ担当した。さらに、生産科学研究科の改組の検討を視野に入れ、基礎学部間で講義、実験、実習等の共修科目の設定について協議を行った。 |
| <p>【164】特色ある地域の文化や歴史に深く根ざした教育研究を推進する平和・多文化センターの機能を強化し、地域での教育実践に強い教員養成を支援する。</p> | <p>【164】平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた漢陽大学校師範大学の講義への学生の参加を引き続き推進する。また、東北師範大学をはじめ、中国の大学との交流の拡大を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平和・多文化センターの活動の一環として、20名の学生が漢陽大学校師範大学と9泊10日のプログラムに参加した。また、華東師範大学及び上海師範大学と来年度から学生交流することに合意した。 ・工学部では、学生ものづくりアイデア展 in 長崎を主催し、参加した。また、学生ものづくりアイデア展 in 新潟に参加した。 |
| <p>【165】学生の自主的、創造的な活動を支援する創造工学センターの機能を強化、発展させ、工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点形成を目指す。</p> | <p>【165】創造工学センターの工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点としての機能を充実させる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学部では模擬試験等を実施し、CBT本試験及び再試験、OSCE本試験及び再試験をそれぞれ実施した。また、CBT及びOSCE実習室の整備を行った。 |
| <p>【166】薬学教育の6年制の実施に向けた教育体制の整備を検討する。</p> | <p>【166】薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な実務実習模擬薬局の整備及び全国统一共用試験（CBT及びOSCE）を実施する。</p> | |

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ④学生への支援に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | <p>○学生への学習支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談・助言体制を見直し、学生の修学指導の充実を図るとともに、ITを活用した新しい学習体制を整備し、学生の学習意欲の向上と自主的学習態度の涵養に努める。 <p>○学生への生活支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談体制の整備を図り、心身の健康保持・増進の支援をはじめ経済支援に努める。また、学内外における学生の自主的活動への支援体制を強化する。就職指導と就職活動支援の体制を整備・充実して大学における教育成果が卒業後に十分発揮出来るよう支援する。 ・社会人・留学生等については、生活支援等において特別の配慮を行うよう努める。 |
|------|--|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|---|--|--|
| ○学習相談・助言体制等に関する具体的方策 | | 中期目標に掲げる「学生への支援に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。 |
| 【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を整備するとともに、TA を配置して指導を充実させる。 | 【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を維持するとともに、TA を配置して充実した指導を行う。 | ○学習相談・助言体制等に関する具体的方策 ・引き続き、各学部において学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など、きめ細かな学習支援を実施した。オフィスアワー制度、TA制度を活用して学習相談・助言体制を充実させた。 |
| 【168】 オフィスアワーの実施を推進する。 | 【168】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | ・GPAや単位取得状況、TOEIC等の達成度指標を用いた教育の成果・効果の分析を引き続き実施するとともに、留学生には学生チューターを配置して学習支援等の相談・助言を行った。また、単位取得状況の把握をより容易にする新Web学生支援システムを導入した。 |
| 【169】 「学生何でも相談室」と、学部等の相談員との連携を密にして相談機能の向上を図る。 | 【169-1】 「学生何でも相談室」と学部等の相談員との連携を密にし、相談機能を更に充実させる。 【169-2】 ホームページに掲載した「学生相談 Q&A」を充実させる。 | ・講義室、自習室を始めとする学内のネットワーク環境整備のため、情報通信基盤システムを導入した。 |
| 【170】 単位取得状況の把握による指導体制を確立する。 | 【170-1】 各学部においては、GPA、共用試験、到達度試験等を用いて教育の成果・効果を把握し、分析結果を用いた指導を継続する。 【170-2】 単位取得状況の把握をより容易にする新 Web 学生支援システムを導入する。 | |
| 【171】 IT 活用のための情報インフラ（自習室、講義室のネットワーク環境等）を計画的に整備する。 | 【171-1】 情報通信基盤システムの導入により、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現する。 【171-2】 IT 活用による情報システムの多様化により複雑になった利用者 ID やパスワードを整理し、一人ひとつの ID で利用できる統合認証基盤システムを構築する。 | |
| 【172】 IT 支援による新しい学習体制（教育用サーバを利用したコンピュータ支援授業、衛星回線・インターネット等を利用したオンライン共同授業など）の整備を行い、多様な学習形態を | 【172-1】 全学を対象とする e ラーニングシステムと Web 学生支援システムとのデータ連携を図り、e ラーニングシステムを用いた学習体制を整備する。 【172-2】 e ラーニングシステムの利用増加を目的とした各種講習会を開催する。 | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>実現する。</p> | | |
| <p>○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策</p> | | <p>○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策</p> |
| <p>【173】 学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を全学生を対象に中期目標期間中に2回行い、学生の現況と要望を的確に把握し重点支援方策を設定するとともに、目標達成度の評価資料としても活用する。</p> | <p>【173】 学生のニーズに対応するための重点支援方策の総括を行い、その結果を利用して、学生生活調査アンケートの項目を選定し、2回目の調査を実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活調査報告による支援方策の状況を参考に項目を選定し、第11回学生生活調査を実施し報告書を作成した。 ・「学生何でも相談室」では、学生相談Q&Aを整備するとともに、全学部から選出されたピアサポーターの協力で、学生の相談に対応できる環境整備を整えた。また学生相談支援等協議会において、相談の事例報告、学生の修学、生活、こころ等の問題を全学部で共有し、機動的かつ迅速な対応を行うため、全学的に相談の流れを教職員に周知した。 ・保健・医療推進センターのカウンセリング部門において、メンタルヘルス講演会を実施するとともに、学生何でも相談室と連携をとり、相談業務に即対応できる体制を整えた。 ・学生支援体制「やってみゅーでスク」における登録学生が1,564人になり、ボランティア活動、学生と地域住民との交流等、79のイベントに延べ756人が参加した。 ・新型インフルエンザ対応マニュアルの活用により、学生の健康管理に対応し、感染拡大を未然に防止した。 ・食堂の混雑解消のため、学生の企画により食堂の隣接した場所にウッドデッキを築造するとともに、テーブルを増設した。また、テニスコート（オムニ）総合体育館、野球場、学生会館の整備や屋外用椅子の整備を行った。 ・「就職何でも相談室」における相談日及び相談時間を拡充し、増加する相談件数や学生個々の就職活動におけるニーズに対応した。また、全学の就職支援担当教職員が就職支援事業の情報を共有化するとともに、学内合同説明会を引き続き実施した。 ・競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及び学生の自主的活動に対し、学長表彰を行った。 ・社会人学生に対する再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除を実施した。 ・留学生に対する奨学制度を整えた。 ・TA、RA経費を引き続き確保し、大学院生のTA、RAへの雇用を継続するほか、共同研究経費、科学技術振興調整費、COE、SCOPE等の外部資金により大学院生をTA、RA、特別RA、研究支援員等へ雇用了。 |
| <p>【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持</p> | <p>【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持</p> | |
| <p>①「学生何でも相談室」にインターカー（相談窓口）を配置し、学生が相談しやすい環境を整備するとともに、専門のカウンセラーを適切に配置する。</p> | <p>①「学生何でも相談室」における学生相談対応のカウンセラー2名体制を継続する。</p> | |
| <p>②各部局における学生支援担当者、保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談担当者、学生支援センター担当者との連携を十分に活用し相談機能の充実を図る。</p> | <p>②保健・医療推進センターにおけるメンタルヘルス相談担当者と各部局及び学生支援センターにおける学生支援担当者の連携を強化する。</p> | |
| <p>③各学部は、休・退学、留年、不登校の実態の定期的な調査と対応の体制を整備する。</p> | <p>③学生相談支援等協議会で、学生相談の機動的対応のできる体制を整備し、休・退学等の減少に向けたきめ細かな指導・対策を実施する。</p> | |
| <p>④学生委員会の下に、学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当者で組織する「学生相談支援協議会（仮称）」を置き機動的対応を行う。</p> | <p>④平成19年度採択学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」により充実させた学生支援体制「やってみゅーでスク」において学生の自立的活動を推進する。</p> | |
| <p>【175】 心身の健康保持・増進等の支援</p> | <p>【175】 心身の健康保持・増進等の支援</p> | |
| <p>①保健管理センターにおける定期健康診断の受診を徹底させ、学部学生にあつては現状の高受診率（80.7%；新入生98.7%）を維持するとともに、大学院生の受診率（60.6%）を向上させる。</p> | <p>①引き続き定期健康診断の受診を徹底させ、高い受診率を維持する。</p> | |
| <p>②学生の福利厚生改善のため、長崎大学生協同組合等と大</p> | <p>②学生・教職員の福利厚生を充実させるために、生活協同組合との定期的な協議を引き続き行う。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>学との定期的協議の場を新たに設け、特に食堂の整備と健康に留意したメニューの充実を図る。</p> | |
| <p>③一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場の整備に努める。</p> | <p>③一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場等の整備を行う。</p> |
| <p>【176】 就職支援</p> | <p>【176】 就職支援</p> |
| <p>①企業での就労体験を持つキャリアアドバイザーを配置する等就職情報室の充実を図る。</p> | <p>不況下の求人減に対応した以下の就職支援を強力に遂行する。 ①引き続き「就職何でも相談室」に学外のキャリアアドバイザーを配置するとともに、就職情報室の資料等を更に充実させる。</p> |
| <p>②全学及び各学部の就職担当教職員が連携して全学的就職指導体制を充実・強化する。</p> | <p>②就職支援担当教員・職員等連絡会を継続し、全学的就職指導体制を強化する。</p> |
| <p>③外部（企業等）から講師を招きキャリア教育を授業として実施する。</p> | |
| <p>④各学部においてキャリア教育やインターンシップを単位化し、一層の推進と充実を図る。</p> | <p>③地域・行政・企業・大学の連携を更に充実させ、キャリア・インターンシップ教育を実施する。</p> |
| <p>⑤全学及び各学部において進路ガイダンス、講習会、企業訪問、企業説明会などを企画、実施する。</p> | <p>④学内合同企業説明会、セミナー、進路ガイダンス等を引き続き実施する。 ⑤就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。</p> |
| <p>【177】 学生の自主的活動の支援</p> | <p>【177】 学生の自主的活動の支援</p> |
| <p>①競技会・展覧会等での成績優秀者及びボランティア活動などに対する表彰制度や報奨制度を実施する。</p> | <p>①競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する表彰制度を継続する。</p> |
| <p>②大学キャンパス施設整備計画の重点項目の一つとして、学生プラザや体育館など学生支援施設の整備・充実に取り組む。</p> | <p>②学生支援施設の整備を引き続き進める。</p> |
| <p>【178】 経済的支援</p> | <p>【178】 経済的支援</p> |
| <p>①学費免除制度を活用するとともに、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。</p> | <p>①再チャレンジ支援プログラムによる社会人学生の授業料免除を実施するとともに、引き続き各種財団等による奨学金制度を活用する。</p> |
| <p>②大学院生に対しては、TA、RA（リサーチ・アシスタント）</p> | <p>②大学院生のTA、RAへの雇用を継続する。 ③外部資金による研究支援員等の雇用を継続する。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| 制度によるほか、内部・外部資金の弾力的活用による研究支援員等の枠を拡大する。 | | |
| ○社会人及び留学生等に対する配慮 | | ○社会人及び留学生等に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、夜間主コースの社会人のため、夜間照明、駐車場等の整備を行った。また、学生相談体制、オフィスアワー等の夜間機能を継続した。 ・留学生に対しては、留学生交流スペース（プラザ）の設備の更新を行うとともに、国際交流会館の外国人留学生用宿舎の増設・改修を行った。また、留学生のための奨学金として、本学医学部を卒業した元留学生からの寄付金を原資とした「葉 國璽」私費外国人留学生奨学金を設け、10名の留学生に同奨学金を支給した。 ・障害者対策として、改修工事に伴いバリアフリー化を進めるとともに、点字ブロックを整備した。 |
| 【179】 社会人に対する配慮 | 【179】 社会人に対する配慮 | |
| ①教育環境に配慮した施設・設備（保育施設、夜間照明、駐車場等）を整備する。 | ①社会人にも配慮した教育環境の整備を進める。 | |
| ②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を整備する。 | ②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を充実する。 | |
| ③利用者のニーズに対応して、附属図書館等の夜間開館時間の延長を実現する。 | | |
| 【180】 留学生に対する配慮 | 【180】 留学生に対する配慮 | |
| ①部局の留学生担当専門教育教員を活用するとともに、チューター制度を整備・発展させる。 | ①留学生センター教員と部局の留学生指導主事との連携を強化し、留学生への支援を充実するとともに、チューター制度を更に整備・発展させる。 | |
| ②留学生交流のためのスペースを整備・充実させる。 | ②留学生交流スペース（プラザ）の設備の充実を図る。 | |
| ③国際交流会館の拡充、企業の社員寮等の借り受けなど、留学生用宿舎の確保に努める。 | ③国際交流会館の増築・改修を図る。 | |
| ④留学生のための大学独自の奨学金制度や、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。 | ④外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を目指す。 | |
| 【181】 障害者に対する配慮 | 【181】 障害者に対する配慮 | |
| ①施設のバリアフリー化を一層進める。 | ①施設のバリアフリー化を引き続き進める。 | |

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | <p>○大学の理念を研究面から実現するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の理念を研究面から実現するため、大学院に重点をおいた研究の一層の高度化を推進し、国際水準の研究成果を生み出すことを目標とする。研究の推進に当たっては、アジアを中心とする諸外国との連携・協力の下、長崎大学として特色のある学問分野を育てるとともに、地域の諸問題を研究課題として積極的に取り上げることを基本とし、そのための資源の重点配分を行う。 <p>○成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果は、大学院教育に積極的に反映させ、高度な専門性を備えた人材養成に生かすとともに、地域社会の発展のために活用する。 <p>○研究の水準・成果の検証に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の水準・成果については、それぞれの学問分野毎に国際基準や社会的評価等を用いて検証する。 |
|------|--|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|--|--|
| ○目指すべき研究の方向性 | | 中期目標に掲げる「研究水準及び研究の成果等に関する目標」に沿って策定した平成21年度計画を着実に実施した。 |
| 【182】総合大学として本学が有する施設設備や研究組織、研究内容・方法の多様性を活用し、その特性を生かした学際的・総合的研究を推進する。 | <p>【182-1】重点研究10課題の最終評価を行うとともに、研究成果を広く公表する。</p> <p>【182-2】次期中期計画期間中における重点研究課題の在り方について検討を開始する。</p> <p>【182-3】国際連携研究戦略本部の機能を最大限に活用し、海外における国際連携研究プロジェクトを拡大する。</p> | ○目指すべき研究の方向性 |
| 【183】地域が抱える諸問題を積極的に研究課題として取り上げ、それらの研究活動を通して、当該分野におけるアジアや世界での中核的研究拠点形成を目指す。 | <p>【183-1】これまでの中核的研究拠点の成果を広く公表するとともに、更なる強化を図る。</p> <p>【183-2】国際連携研究戦略本部は更に関係機関との協議を行い、新規ODA関連プロジェクトの受託を目指す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・重点研究10課題を推進するため、引き続き、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）及び間接経費（全学共通経費）により、積極的に支援するとともに、外部評価委員等による最終評価を行った。さらに、次期中期計画期間中における重点研究課題のあり方について検討を開始した。 ・グローバルCOEプログラム及び重点研究10課題等の研究成果をホームページ等で広く公表した。 ・国際連携研究戦略本部教員（コーディネーター）を、現地調整員としてベラルーシへ派遣するとともに、ケニア中央研究所との共同研究等を目的に、国際連携研究戦略本部が関係機関と調整を行い、国際協力機構科学技術研究員として、熱帯医学研究所教員の派遣を行った。 ・JICA「草の根技術協力事業（地域支援型）」が平成21年12月に採択内定となった。 ・大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）による「ステップアップ・再チャレンジ事業」9件、「若手教員への研究支援事業」12件及び「出版助成事業」1件を採択し、研究支援を行った。 |
| 【184】重点的に育てようとする研究分野を選定し、その研究課題に対して研究費、研究スペース及び人的資源面で積極的に支援する。 | 【184】引き続き重点研究10課題を中心に推進するために、大学高度化推進経費及び科学研究費補助金等の競争的外部資金に附随する間接経費を活用する。 | |
| 【185】本学の特色となりうる基礎的研究や萌芽的研究を推進する。 | 【185】引き続き基礎研究支援の一環として、大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）による研究支援を行う。 | |
| ○大学として重点的に取り組む領域 | | ○大学として重点的に取り組む領域 |
| 【186】21世紀COEプログラムとして採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・ | 【186】引き続き二つのグローバルCOEプログラムを積極的に支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルCOEを推進するため、前年度に引き続き、学長裁量経費及び間接経費（全学共通経費）により、国際シンポジウム開催及び共通の研究設備の整備・更新等の支援を行った。 |

| | |
|---|--|
| 新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の推進。 | |
| 【187】 東南アジア・東アジアに近いという本学の地理的特性に基づく特色ある研究。 | 【187】 引き続き東アジア経済に関わる研究や日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を推進する。 |
| 【188】 東シナ海域及びその周辺域をフィールドとした海洋環境保全・修復や水産資源育成に関する研究。 | 【188-1】 環東シナ海海洋学・水産学研究を日中韓で国際的に展開するために、これまで推進してきた四大学による「東シナ海海洋水産ワークショップ」の枠組みを広げる。 【188-2】 文部科学省連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の最終年度にあたり、研究の総括と今後の展望に関して国際シンポジウムを開催する。 |
| 【189】 分子認識科学など最先端分野における国際連携研究。 | 【189】 引き続き重点研究課題「国際感染症創薬研究事業」を積極的に支援する。 |
| 【190】 少子化、高齢化、地域災害、医療、福祉、健康管理など、現代の諸問題に加えて離島や山間部の多い長崎の地形的特殊性及び被爆地としての特殊性を踏まえた学際的研究。 | 【190】 現代の諸問題や本学の特性を踏まえた学際的研究の推進の一環として、医工連携研究や離島・へき地医療に関する研究を引き続き推進する。 |
| 【191】 産官と連携し地域企業を活性化するための特徴ある先端的研究。 | 【191-1】 本学が中心となって長崎県、県内企業との連携を基に、省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの獲得を目指す。 【191-2】 平成20年度文部科学省都市エリア産学官連携促進事業（発展型）に採択を受けた医工連携事業を実施するとともに、更に産官との協力のもと医工連携研究を拡大・推進する。 |
| ○成果の社会への還元に関する具体的方策 | |
| 【192】 既存の産学官交流をさらに推進するために、大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、それによる共同研究等を通して地域社会との連携を図る。 | 【192-1】 産学官連携機構と（株）長崎 TLO の連携を通じて、県内外の企業との共同研究を推進する。 【192-2】 長崎県等との治験産業創出に向けた受託研究等を継続する。 |
| 【193】 研究活動によって得られた学術情報の有効利用のため、各種情報のデータベース化を図り、その学内支援体制を構築する。 | 【193】 長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）と学内の各種データベースを連携し、研究活動によって得られた学術情報の有効活用を図る。 |
| 【194】 達成された研究成果については、新たな産業の創出に寄与するため、独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織（知的財産本部）・技術移転機関（TLO） | 【194】 新産業創出に向けた研究成果の活用のため、産学官連携機構と（株）長崎 TLO との連携体制を引き続き強化する。 |

- ・経済学部は、アジア経済研究所、中国経済研究会等の会員となり、開発途上地域に関する出版物、中国経済に関する各種調査資料及びアジアの政治経済のデータベース利用などの提供を受け、積極的に情報収集を行うとともに、第5回アジア金融市場国際カンファレンスを開催した。
- ・引き続き、学術交流協定を締結した淡江大学（台湾）、江原（韓国）及び吉林大学（中国）を中心に、日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を推進した。
- ・平成21年12月に開催された「第7回東シナ海の海洋学・水産学に関する国際ワークショップ」には、従来から「東シナ海海洋水産ワークショップ」を推進してきた4大学（長崎大学、済州大学、上海海洋大学、琉球大学）に加え、台湾海洋大学も参加するなど、ワークショップの枠組みが広がった。さらに、国際共同研究を推進するために、参加5大学によるコンソーシアムを設置し、本学環東シナ海海洋環境資源研究センターが事務局を務めることになった。
- ・文部科学省連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する調査研究」の最終年度にあたり、平成21年12月に総括シンポジウムを開催するとともに、今後の研究方針を定めた。
- ・先端学術研究人材養成事業に「熱帯地域における重要感染症克服のための人材育成」が採択された。
- ・経済産業省地域見守り支援システム実証事業に「長崎予防医療・介護支援コンソーシアム」が採択された。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・引き続き、TLO と連携して創薬・医工連携関連産業（治験産業）創出プロジェクト支援事業を実施した。
- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）の登録件数が17,000件を突破し（平成22年2月24日現在）、世界的総合ランキング Webometrics Ranking of World Repositories は、国内7位を維持するとともに、世界74位（平成22年1月発表）にランクアップした。また、「ガラパゴス調査フィールドノート」の電子出版を行い、NAOSITE で公開した。さらに、NII のCSI 委託事業として「経営と経済」等の紀要を電子化した。
- ・都市エリア産学官連携促進事業（発展型）における、非侵襲センシング技術を活用した健康チェック機器と予防在宅医療システムの製品化を目指すとともに新たな知的財産の創出と有効活用を図り、県外企業の誘致と地元企業のレベルアップを図った。また、県の産学連携アドバイザーとも連携して、地域医療に係る新産業創出に向けた取組を推進した。
- ・引き続き、ホームページに学内共同利用機器についての利用方法及び利用料金等を掲載し、学外者への周知を図った。

| | |
|--|---|
| の連携のもとに技術移転を行う。 | |
| 【195】学内研究施設・研究室の学外開放を推進する。 | 【195】学内研究施設の学内共同利用機器について、学外開放を推進する。 |
| ○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 | |
| 【196】 本学における研究分野や研究活動の多様性にに基づき、研究水準の設置対象を人文、社会、自然、生命科学系に区分し、それぞれの分野での COE 研究水準、学内重点研究水準を検討・設定するための体制を整備する。 | <p>【196-1】 重点研究 10 課題の最終評価を研究水準に基づき行い、研究成果を広く公表する。</p> <p>【196-2】 次期中期計画期間中における重点研究課題の在り方について検討を開始する。</p> |
| 【197】 生命科学系では、中期目標期間中に SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させる。 | 【197】 SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させるため、平成 20 年度に検証した増加策を強力に実施する。 |
| 【198】 人文、社会、自然、生命科学系では、中期目標期間中にレフリー付きの学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表件数、特許の出願数を中期目標期間中に増加させる。 | 【198】 学術雑誌に公表する研究論文や著書等の発表件数、特許の出願件数を更に増加させるため、平成 20 年度に検証した増加策を強力に実施する。 |
| 【199】 社会への説明責任を果たすために、研究内容と成果を公開することによって、社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける。 | <p>【199-1】 引き続き重点研究課題や大型研究プロジェクトの成果をホームページ等で積極的に公開する。</p> <p>【199-2】 学部等が行う公開講座・シンポジウム等を引き続き実施し、研究成果を地域・市民と共有する機会を提供する。</p> |
| 【200】 各部局においても上記項目等の検討によって共通認識となされた水準に従って研究の進展状況を評価する。 | 【200】 共通認識とされた水準に従い、各部局で研究の進展状況を引き続き評価する。 |

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 外部評価委員等による重点研究 10 課題の最終評価を行い、研究成果をホームページ等により広く公表するとともに、次期中期計画期間中における重点研究課題のあり方について検討を開始した。
- SCI 及び SSCI 登録雑誌への受理論文数、インパクトファクター数等については、増加策を推進し、以下のとおりとなった。

SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数

| | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 |
|-------|---------|---------|---------|
| 受理論文数 | 877 編 | 785 編 | 846 編 |

| | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-------|---------|---------|---------|
| 受理論文数 | 791 編 | 821 編 | 692 編 |

インパクトファクター数

| | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| インパクトファクター数 | 2,732.418 | 2,274.708 | 2,659.698 |

| | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| インパクトファクター数 | 2,165.497 | 2,307.675 | 2,075.184 |

研究論文、著書数及び学会発表数等

| | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 |
|------------------|---------|---------|---------|
| 審査制を備えた欧文の発表論文数 | 1,402 | 1,391 | 1,577 |
| 審査制を備えた和文の発表論文数 | 660 | 639 | 721 |
| 審査制を備えない欧文の発表論文数 | 462 | 476 | 251 |
| 審査制を備えない和文の発表論文数 | 681 | 758 | 1,041 |
| 著書（教科書・専門書等） | 466 | 552 | 460 |
| 国際学会での研究成果の発表回数 | 1,107 | 1,086 | 1,155 |

| | | | | |
|--|------------------|---------|---------|-------|
| | 国内学会での研究成果の発表回数 | 3,801 | 3,716 | 4,207 |
| | 学術賞の受賞件数 | 100 | 91 | 93 |
| 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年 | | | | |
| | 審査制を備えた欧文の発表論文数 | 1,508 | 1,555 | 1,355 |
| | 審査制を備えた和文の発表論文数 | 606 | 703 | 717 |
| | 審査制を備えない欧文の発表論文数 | 252 | 275 | 197 |
| | 審査制を備えない和文の発表論文数 | 1,106 | 882 | 711 |
| | 著書（教科書・専門書等） | 420 | 349 | 473 |
| | 国際学会での研究成果の発表回数 | 1,193 | 2,229 | 1,065 |
| | 国内学会での研究成果の発表回 | 4,288 | 4,025 | 4,078 |
| | 学術賞の受賞件数 | 72 | 67 | 93 |
| 特許出願数 | | | | |
| | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | |
| 特許出願数 | 27 | 58 | 46 | |
| 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年 | | | | |
| 特許出願数 | 68 | 36 | 45 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル COE プログラム及び重点研究課題等の成果を、引き続き、ホームページ等で公開した。 ・長崎大学として 13 の公開講座を実施するとともに、各部局においても公開講座・シンポジウム等を開催し、研究成果を地域・市民と共有した。 | | | | |

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> 研究科内, 研究科間の学内共同研究, 関連研究分野間の国内, 国際共同研究, 海外研究拠点形成を視野に入れた研究, 地域的要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し, 多様な研究活動を柔軟に推進できる弾力的研究実施体制を整備する。これらの研究を大学全体として支援するため, 研究者及び研究支援者等の配置, 研究費等の配分, 研究設備・スペースの整備等に当たっては, 重点的に資源を配分する。重点研究課題に関しては, 一定期間毎に, 適正な評価を行う。その他基礎的研究, 萌芽的研究等すぐに成果が現れることが困難な研究の推進を図る。 課題研究等によって得られた研究成果は, その適正な管理に努めるとともに, そのための環境整備に努める。 積極的な産学官の連携を通して新研究領域への進出と開拓を進め, 独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織を構築し機能させる。 研究活動及びその成果については, 適正な評価を行うとともに, その評価結果を研究支援の在り方等に反映させる。 |
|------|--|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|--|--|
| ○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 | | 中期目標に掲げる「研究実施体制等の整備に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。 ○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> テニユア・トラック制度の定着を図るため, 重点研究 10 課題以外の研究課題及び各部局においてもテニユア教員を採用できるようにするため, 「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程」を制定するとともに, 全学テニユア・トラック制度の推進体制を明確化するため, 「長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関する規程」を制定した。 グローバル COE プログラムにおいて, 海外の卓越した人材を招聘し, 国際シンポジウムを開催するとともに, 共同研究等の打ち合わせを行った。 グローバル COE プログラム及び重点研究 10 課題を中心に 40 名のポストドクを採用するとともに, 優秀な大学院生を RA として採用した。また, 大学院博士課程及び博士後期課程の大学院生 100 名に対し, 研究奨励金を授与し, 研究支援を推進した。 日本学術振興会の特別研究員 10 名, 外国人特別研究員 3 名及び外国人客員研究員 27 名を受け入れた。 引き続き, 平成 21 年 9 月に「生産技術室技術研修会」を実施し, 平成 22 年 1 月には, 横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター技術職員を迎えて, 実験室の安全衛生問題討論会を実施したほか, 平成 22 年 3 月に「工学部教育研究支援部技術報告会」を実施した。 平成 21 年 7 月開催の「技術専門職員研修」に 4 名, 平成 21 年 9 月開催の「技術職員スキルアップ研修」に 1 名の技術職員を派遣し, 専門的知識や技術等を習得させた。 |
| 【201】多様な研究活動を柔軟に推進するための研究者及び研究支援者の配置を可能とする全学的な調整システムを構築する。 | 【201】テニユアトラック制度の定着を図るための検討を行う。 | |
| 【202】国際共同研究のための海外からの専門家の招聘を推進する。 | 【202】2つのグローバル COE プログラムにおいて, 海外の卓越した人材をプロジェクト経費により招聘し, 国際共同研究を進める。 | |
| 【203】重点研究プロジェクトのポストドク採用を推進するため, その財政的基盤構築を含めた全学レベルでの支援体制を整備する。 | 【203-1】引き続き重点研究 10 課題を中心に, 大型競争的資金や間接経費を用いたポストドクの採用を推進する。 【203-2】研究奨励金制度を活用し, 大学院博士課程及び博士後期課程の学生への研究支援を推進する。 | |
| 【204】研究方針に沿った客員研究員, 日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。 | 【204】研究方針に沿った客員研究員等の採用を進める。 | |
| 【205】RA を重要な研究支援者として, さらに有効に活用できるような体制を整備する。 | 【205】RA の活用を引き続き促進する。 | |
| 【206】技術職員及び教務職員の適切な配置のための見直しを行い, 技術的レベルの向上と研究面における活性化を図る。 | 【206-1】工学部教育研究支援部において「工学部教育研究支援部技術報告会」を実施するとともに, 技術職員の技術レベルの向上を目的とした研修を実施する。 【206-2】坂本地区における技術職員等の一元的管理体制を整備し, 研究支援体制の充実を図る。 【206-3】引き続き各九州地区国立大学法人等が開催する「技術職員スキルアップ研修」及び「技術専門職員研修」へ技術職員を派遣する。 | |
| ○研究資金の配分システムに関する具体的方策 | | ○研究資金の配分システムに関する具体的方策 |

| | |
|---|--|
| 【207】長崎大学で育てるべき重点研究課題の選定など、研究の企画・推進を図るための研究企画推進委員会を設置し、重点的資金配分を行う体制を整備する。 | 【207】平成 20 年度に学長・副学長及び外部評価委員が実施した各重点研究課題の進捗状況に関する点検・評価結果に基づき、重点的資金配分を行う。 |
| 【208】重点配分対象となった研究課題に関しては、一定期間毎に研究成果の報告を義務づけ、ホームページ等で公表する体制も整備する。 | 【208】重点研究 10 課題についてはホームページへの成果公表を継続する。 |
| ○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 | |
| 【209】研究施設・設備の充実と効率的利用を図るため、研究目的に沿った研究スペース及びオープンラボの創出と研究室配置を行う。 | 【209】老朽化整備が完了した部局では研究スペース配分を基準に則って適正に実施する。 |
| 【210】重点研究や外部資金を獲得した研究が効率的に行えるよう、オープンラボ並びに共通実験施設などの研究スペースを、公正な配分基準のもとに、適切に配分する体制を確立する。 | 【210】医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策について引き続き検討を行う。 |
| 【211】外部資金による大型研究費を活用して共同研究設備を優先的に整備する。 | 【211】引き続き外部資金に附随する間接経費を活用し、共同研究設備の充実を図る。 |
| 【212】学内共同教育研究施設等施設の整備と研究設備の充実を推進するために、施設の機能的統合を図り、施設及び設備の維持管理と全学的視点に立った計画的運営方法を策定・実施するための体制を構築する。 | 【212-1】学内共同教育研究施設等の更なる再編・統合に向けた具体的改組案を作成する。 |
| | 【212-2】動物実験計画及び組換え DNA 実験計画の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システムを導入し、円滑に運営する。 |
| 【213】学内共同教育研究施設等に設置される実験機器の共同利用の推進を図るために各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。 | 【213-1】各研究分野内で所有している研究機器についての情報公開を一層推進するとともに、既に公開した施設については活用状況を調査し、更なる有効活用を図る。 |
| | 【213-2】化学系研究設備有効活用ネットワーク等を利用して、学外調査研究機関との研究施設供用を推進する。 |
| 【214】各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信を一元化するための情報網を整備する。 | 【214】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし |
| 【215】電子ジャーナル・各種デー | 【215-1】電子ジャーナル及び電子学術情報利用支援ツールの利用状況 |

・平成 20 年度に実施した各重点研究課題の進捗状況に関する点検・評価結果に基づき、各重点研究課題への資金配分の見直しを行った。また、重点研究課題の研究成果を引き続きホームページで公表した。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・老朽化整備が完了した部局にあつては、研究スペース配分を基準に則って適正に実施するとともに、医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策について検討を行った。
- ・学内共同教育研究施設として、新たに先端計算研究センターを平成 22 年 4 月 1 日に設置することを決定するとともに、学内共同教育研究施設の再編・統合に向けた具体的改組案を作成した。
- ・動物実験計画及び組換え DNA 実験計画について、実験計画の申請から承認までの手続の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システム (Web 申請・審査システム) を導入した。
- ・間接経費 (全学共通経費) により、電子スピン共鳴装置を共同研究交流センターへ設置し、全学共同利用を開始した。また、共同研究交流センター及び先導生命科学研究支援センターで所有している研究機器の情報を引き続き「大型研究装置一覧」としてホームページで公開するとともに、活用状況を調査して、更なる有効活用を図る方策等について検討した。
- ・電子ジャーナル及び電子学術情報利用支援ツールの利用状況の費用対効果を検証した。
- ・平成 20 年度にトライアルを実施した「19 世紀 20 世紀英国議会資料：オンライン版」を導入した。また、人文社会系の電子ジャーナルを多数含むフルテキスト・データベース EBSCOhost の契約を改め、収録タイトル数を 2,100 タイトルから約 4,600 タイトルに拡大した。

| | | |
|--|---|--|
| <p>データベース等、電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、計画的に整備する。</p> | <p>を調査し、費用対効果を検証する。 【215-2】 資料の購入希望調査を実施し、貴重な人文社会系資料の購入計画を立案する。</p> | <p>○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官連携機構の知的財産部に新たに1名の教員を配置し、大学シーズの紹介、企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用のサイクルを強化・推進した。また、県の新産業創造構想における分野（創薬・医工連携、水工連携）のWGにそれぞれ参画し、学官連携を強めた。 産学官連携機構を充実、拡大再編させるための方策を産学官連携戦略会議で検討し、長崎県との包括連携協定を締結した。 出島インキュベータ（D-FLAG）入居企業の経営支援及び経営評価として、入居企業面談に起業支援担当教員が同席し助言等を行った。さらに、企業訪問、公的機関主催の技術展示会への出展、ホームページへの技術シーズの掲載等、大学技術の広報化による技術移転の増加を図った。 <p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点研究10課題の最終評価を行うとともに、第二期中期計画期間に向けて、新たな重点研究課題の選定を開始した。 |
| <p>○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> | | |
| <p>【216】 積極的な産学官の連携を通して新研究領域の開拓と進出を目指し、知的財産本部を構築し機能させる。</p> | <p>【216-1】 産学官連携機構の機能を更に強化し、（株）長崎 TLO との情報共有を進め、企業訪問等により、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用のサイクルを更に推進する。 【216-2】 産学官連携機構は長崎県の新産業創造構想における分野（創薬・医工連携、水工連携）のワーキンググループに引き続き参画する。</p> | |
| <p>【217】 産学官連携の促進と条件整備、プロジェクトの選定と見直し、及び知的財産の保護と成果の移転、有効利用を促進する委員会を組織する。</p> | <p>【217】 平成20年度に引き続き、産学官連携戦略会議を更に充実させ、地域の産学官連携に関する組織との連携を強化する。</p> | |
| <p>【218】 ベンチャー・ビジネス・ラボトリーを新設する。</p> | <p>【218】 引き続き出島インキュベーターに入居した研究グループのベンチャー企業化、ビジネス化への推進を支援する。</p> | |
| <p>【219】 特許技術移転の増加を図る。</p> | <p>【219】 技術移転の増加を図るため、平成20年度に引き続き、産学官連携機構と（株）長崎 TLO は大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用の情報を共有し、緊密な連携活動を継続する。</p> | |
| <p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> | | |
| <p>【220】 重点研究課題 ①適正な評価方法を検討し、一定期間毎に、その基準に基づいた評価を実施し、その結果を公表するとともに、課題研究の見直しや支援の在り方等について検討を行う。 ②中期目標期間終了時まで、評価結果に基づく研究目標の見直しと、目標及び研究水準の次期中期目標期間に向けての策定を行い、公表する。</p> | <p>【220】 次期中期計画期間に向けて、新たな重点研究課題の選定を開始する。</p> | |
| <p>【221】 その他の研究課題 教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施する。</p> | <p>【221】 平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし</p> | |
| <p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> | | |
| <p>【222】 医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻と原爆後障害医療研究施設、及び医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専</p> | <p>【222-1】 ケニア拠点を中心に国際的な共同研究を推進する。 【222-2】 グローバル COE 採択課題に対して引き続き支援を行う。</p> | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>攻と熱帯医学研究所の共同研究体制（いずれも 21 世紀 COE に採択済み）を中心として、国際共同研究及び国内共同研究体制を強化する。</p> | <p>【222-2】 グローバル COE 採択課題に対して引き続き支援を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ケニアプロジェクト拠点の共同研究の実績をもとに、地球規模課題に対応する科学技術協力の一つである JSPS「科学技術研究員派遣事業」に国際協力機構科学技術研究員として教員 1 名を参加させ、国際的な共同研究を推進した。 ・熱帯医学研究所にあつては、国公私立大学を通じて研究者が共同研究を行う新たな体制である「共同利用・共同研究拠点」制度の認定申請を行い、文部科学大臣の認定を受けた。 ・「長崎県産学官連携ビジネス化支援センター推進会議」において、県内のシーズで県内向けの製品の開発に関する検討等、情報交換を行うとともに、「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」において、情報の共有と連携の強化を図るため、大学等間ネットワークに「幹事会」を設置した。 ・連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する調査研究」の最終年度にあたり、連携機関である西海区水産研究所及び長崎県総合水産試験場の協力を得て、総括シンポジウムを開催するとともに、その結果を踏まえ、海洋温暖化が東シナ海の海洋生物資源に与える影響を中心とした調査研究を立案した。また、これまでの共同研究の成果を総括し、今後の計画立案に資するため、学術書「Coastal Environmental and Ecosystem Issues of the East China Sea」を刊行した。 ・他大学、教育学部附属学校、地域の学校及び教育機関との連携を継続し、複式学級の研究を実践するとともに、その成果を教材又は資料として活用し、教育学部の「複式教育論（受講者 28 名）」及び大学院の「複式学級の教育と実際（受講者 24 名）」の講義を、大学教員と附属小学校及び公立小学校教員の協働により実施した。 | |
| <p>【223】 熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。</p> | <p>【223】 次期中期計画期間に向けて、熱帯医学研究所の全国共同利用施設としての役割を積極的に支援する。</p> | | |
| <p>【224】 学内研究者情報及び研究課題の公開を促進し、他機関との共同研究体制、産学官共同研究体制への発展を積極的に支援する。</p> | <p>【224】 産学官連携戦略会議を基軸として、「長崎県産学官連携ビジネス化支援センター推進会議」、「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」において積極的な情報交換を行う。</p> | | |
| <p>【225】 生命科学研究支援拠点として、先導生命科学研究支援センターの機能と学内共同研究体制の整備を推進する。</p> | <p>【225】 先導生命科学研究支援センターを中心とした学内共同研究体制の強化を図る。</p> | | |
| <p>【226】 海洋資源教育研究センターを中心に、東アジア地域を中心とする海洋関連の国際・国内共同研究を推進する体制を整える。</p> | <p>【226-1】 海外に設置した交流推進室を中心に研究交流を発展させるとともに、新たな交流推進室の設置を検討する。</p> <p>【226-2】 連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の成果を総括し、今後の課題を抽出して次の 5 年間の計画立案を行うとともに、東アジア沿岸海域の環境と資源の将来にわたる保全・回復・利用の基本的な方向について提言をまとめる。</p> <p>【226-3】 水産学部附属練習船や環東シナ海海洋環境資源研究センターの国内外の共同利用を更に推進する。</p> | | |
| <p>【227】 学際的、国際的な研究を一層推進するために、学内共同教育研究施設等としての機能をさらに活性化するための体制を整備する。</p> | <p>【227】 引き続き学内共同教育研究施設の学際的、国際的な研究を一層推進するため、組織の再編を進めるとともに、間接経費を戦略的に活用する。</p> | | |
| <p>【228】</p> | <p>【228】 これまでの複式教育に関する研究成果をまとめ、学部及び大学院の講義用教材として活用し、授業の改善を図る。また、大学教員、附属小学校教員及び公立小学校教員の協働による講義を通して複式教育の授業実践力の向上を目指す。</p> | | |
| <p>○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p> | | | <p>○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p> |
| <p>【229】 既に採択されている 21 世紀 COE プログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」については、海外研究拠点の構築を推進す</p> | <p>【229-1】 WHO 医療被ばく会議、緊急被ばく医療会議、IAEA の専門家交流事業に専門家を派遣し、事業の展開を図る。</p> <p>【229-2】 グローバル COE 関連の国際シンポジウム、ワークショップ及びセミナーを開催する。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・WHO 医療被ばく会議、WHO 緊急被ばく医療専門家会議及び WHO 子どもの健康を守る国際会議等に専門家を派遣し、事業の展開を推進するとともに、放射線医学研究所と共同で IAEA と WHO の医療被ばく会議を千葉で開催した。 ・「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」の二つのグローバル COE プログラムの共同で、GCOE |

| | | |
|---|--|---|
| る。 | 【229-2】グローバル COE 関連の国際シンポジウム、ワークショップ及びセミナーを開催する。 | セミナーを東京において開催するとともに、それぞれ、国際シンポジウム及びセミナー等を開催した。 |
| 【230】とくに熱帯医学研究所は海外研究拠点との共同研究推進により「熱帯感染症研究教育機関として世界のトップ5」を目指す。 | 【230】引き続き熱帯医学分野において「世界のトップ5」を目指すため、平成20年度に実施した外部評価結果に基づき、研究体制の充実を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 熱帯医学研究所にあつては、研究所のミッションに沿った分野構成の見直し、海外拠点長の位置付け・役割の検討を行うとともに、2名の教授を採用し、また部局テニユア・トラック制度を導入し、1名のテニユア・トラック助教を採用して研究体制を充実させた。 |

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標

| | |
|---|---|
| 中期目標 | ○社会との連携に関する基本方針 |
| | ・教育・研究活動から生まれた成果を公開講座等を通じて積極的に地域社会に還元し、その文化的発展に資する。 |
| | ・大学が有する物的・人的資産を活用し、初等中等教育の充実に資するとともに、他の公私立大学と連携を取りつつ地域社会における知的活動の中核的役割を果たす。 |
| | ○産学官連携の推進に関する基本方針 |
| ・産業界・地方行政機関等とのコミュニケーションを一層深め、大学が有する研究成果を社会に還元するとともに、社会からの様々な要求を研究課題として掘り起こし、新たな研究領域を開拓する。 | |
| ○国際交流の推進に関する基本方針 | |
| ・海外の大学との学術交流協定締結を推進し、研究者等の交流等を促進するとともにその環境の整備に努める。 | |
| ・アジアに近いという地理的特性を生かし、特にアジアを中心とした地域との留学生交流や共同研究等を通じて教育研究の連携・協力を進める。 | |
| ・教育研究活動を通じた国際貢献に努める。 | |

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|---|---|
| ○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 | | 中期目標に掲げる「社会との連携、国際交流等に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。 ○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 ・海外渡航に関連した健康相談や予防接種、他院からの輸入感染症診療に関する相談業務を行うとともに、全国の感染症専門医を対象に熱帯感染症に特化した教育セミナーを開催した。また、創薬・治験事業推進会議が中心となって、長崎地区の統一 IRB (治験審査委員会) 化に向けて、ネットワークの活用や SMO (治験施設支援機関) 企業の誘致活動を進めた。 ・大学公開講座等に加え長崎県や市町と連携した人材育成講座の開講、社会人ドクターの受入促進等、地域の人材育成を図った。 また、県下の小、中、高校等において、教科指導に加えて、発達障害のある児童生徒の保護者に対する個別指導訪問授業あるいは教職員を対象とした研修を行うとともに、計 85 件の研修会に講師を派遣し、現職教員の資質能力の向上に貢献した。高大連携事業としての出前講義や高校生公開講座、オープンキャンパス等を継続して実施した。さらに、長崎県教育委員会と「未来の科学者発掘プロジェクトに関する協定」を締結し、小・中・高校を対象に「オープンラボ」、「サイエンス塾」、「サイエンスカラボ」、「クラスラボ」及び「理数教師塾」の事業を行うこととした。平成 21 年度において「オープンラボ」と「理数教師塾」を実施した。(独) 科学技術振興機構の理数系教員 (CST (コア・サイエンス・ティーチャー)) 養成拠点構築事業への採択を受け、長崎県と共同で立ち上げた理数系教育の振興・充実のための CST の養成プログラムを開始した。 ・国、地方公共団体の審議会等(「日本学術振興会」等、「県内大学の学長・理事長会議」、「地域と大学等の連携推進会議」、「財政制度等審議会」、「公立病院等 |
| 【231】 附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための方策や、近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務などを積極的に実施する。 | 【231-1】 大学病院は引き続き輸入感染症の診断・治療に関する相談業務を実施する。 【231-2】 大学病院を始めとする医歯薬学系は、長崎県、長崎県医師会と連携して臨床治験ネットワークを活用した臨床治験産業創出に向けた活動を行う。 | |
| 【232】 社会人の受入れを一層推進し地域への貢献を図る。 | 【232】 大学院への社会人の受け入れを推進し、地域における人材育成を図る。 | |
| 【233】 大学における知的活動を広く市民に公開するために、公開講座、サテライト教室、オープンキャンパスを実施するとともに、施設開放などを進める。 | 【233-1】 引き続き人材育成をも兼ねた新しい生涯学習センターの理念(平成 18 年度に策定したマスタープラン)に基づいた講座を開講する。 【233-2】 地域教育支援の更なる推進のため、心の教育総合支援センターの活動を推進する。 | |
| 【234】 小・中・高校を対象とした離島教育(遠隔授業)、大学教員の訪問授業の実施及び附属教育実践総合センターに教育相談室を開設するなど離島教育の推進を図る。 | 【234】 離島における小・中・高校を対象とした大学教員の授業訪問等を引き続き実施する。授業訪問に際しては、校内研修での職員への指導助言ばかりではなく、児童・生徒を対象とした個別相談も実施する。 | |
| 【235】 小・中・高校の現職教員に対する再教育、研究会の開催、科目等履修生制度、各種研修、 | 【235-1】 現職教員に対する再教育として、研修会、講師の派遣等を引き続き行う。 【235-2】 教員免許状更新講習に教員を派遣し、その円滑な実施に | |

| | |
|---|---|
| セミナーを積極的に推進する。 | 寄与する。 |
| 【236】 教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業などを推進する。 | 【236】 教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業等を継続する。 |
| 【237】 地方自治体との協力体制を強化しながら、大学の人的、知的資産を電子情報として公開する。 | 【237-1】 引き続き「地域と大学等との連携推進会議」において、本学が地域の核として連携事業に取り組む。 【237-2】 「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」の運営及びホームページの運用を継続する。 |
| 【238】 社会の要望に応じて国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。 | 【238】 社会の要望に応えるため、国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として、情報の提供と意思決定に継続して参画する。 |
| 【239】 本学の有する幕末・明治期の古写真など学術資料の一層の充実と活用を通して、特色ある地域文化の継承と振興に積極的に参画し、「長崎学」等の育成を図る。 | 【239-1】 本学の有する学術資料等の有効活用のため、古写真アルバム「ボードインコレクション」に関する調査研究を進める。 【239-2】 貴重資料の修復保存計画（5年間の年次計画）に基づき、保存環境の整備、資料の修復等を完了する。 |
| ○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 | |
| 【240】 共用実験機器室を備えたオープンラボの整備等、共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大する。 | 【240】 平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし |
| 【241】 研究者情報・共同利用設備使用のための情報ネットワークの相互乗り入れ体制を構築する。 | 【241-1】 「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」における相互乗り入れ体制を促進するため、大学等間の研究者情報及び共同利用設備等に関し、引き続き情報共有及び連携を強化する。 【241-2】 国立大学等における化学系研究設備の有効活用を図るため、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」の活動を推進する。 |
| 【242】 地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化を図る。 | 【242-1】 引き続き地域の公私立大学、公設機関と連携して、教育研究・学生支援・地域貢献分野におけるプロジェクトを本学が中心となって設定し、各種競争的資金提供事業の公募に応募する。 【242-2】 「地域と大学等との連携推進会議」において本学が中心となって具体的な事業の策定、取組を担う。 【242-3】 放送大学の学生向けに、図書館利用のガイダンスや図書館ツアー等を実施する。 |
| 【243】 地域貢献分野においては、TLOの共同活用体制を構築し地 | 【243】 産学官連携機構は（株）長崎TLOとの連携を密にし、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、共同研究 |

| |
|--|
| <p>改革プラン推進委員会」等)の委員に学識経験者として、また各種専門学会に役員として参画し、情報の交換や意思決定に携わった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本古写真アルバム「ボードインコレクション」の総合的調査研究」が三菱財団の人文科学研究助成に採択されたのを受け、本格的な調査研究を開始した。また、附属図書館分館所蔵のキュンストレーキ（紙製人体解剖模型）及び掛軸の修復を行った。 |
| <p>○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有と連携の強化を図るため、「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」に「幹事会」を設置した。共同研究交流センター等の全学共有スペースに新規装置を導入し、装置の共同利用を図るなど、共同利用体制を拡大した。最先端研究設備整備事業として全自動アミノ酸分析装置の更新を行うとともに、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」を通じて依頼分析サービスを開始した。 ・経済産業省、文部科学省の合同事業である「産学官連携拠点形成」支援事業、文部科学省の「地域産学官連携共同研究拠点整備事業」について、長崎県、地域経済団体と共同で本学が核となって申請した。 ・長崎県との包括連携協定を締結するとともに、地域の有力企業であるイサハヤ電子株式会社、協和機電工業株式会社との包括連携協定を締結し共同研究の展開を図った。 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>域への技術移転を促進する。</p> | <p>及び知的財産の創出と活用に必要な情報を共有することにより地域民間企業への技術移転を引き続き推進する。</p> | |
| <p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p> | | <p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p> |
| <p>【244】 実用化可能な研究成果を積極的に民間企業へ技術移転するため、大学が有する情報を積極的に公開するとともに、その推進体制(知的財産本部・TLO等)の整備を進める。</p> | <p>【244】 地域民間企業への技術移転を推進するため、産学官連携機構は(株)長崎TLOと連携し、大学が有する情報を積極的に公開する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学の有望なシーズの九州経済産業局編集「九州地域技術シーズ集」への掲載、同局主催の「知財フォーラム」への出展など、モノづくりの拠点としての九州北部地区の製造業界に大学の優れたシーズを積極的に公開した。また、新産業創造構想における分野(創薬・医工連携、水工連携)のワーキンググループ及び分科会にそれぞれ参画した。 ・文部科学省の「地域産学官連携共同研究拠点整備事業」に、長崎県(長崎県立大学)、地域経済団体と共同で申請し、「ナガサキ・イノベーション創出拠点」(1億円)に採択され、長崎県(長崎県立大学)と事業を推進した。 ・産学官連携の具体的な成果促進に向け、長崎市、(株)長崎TLOとともに長崎市戦略経営人材養成事業を継続展開するとともに、長崎市と共同研究契約等を締結し、社会科学分野での産学官連携を推進した。 ・大学高度化推進経費に基づくプログラムにおいて、教職員と学生を対象とする「知的財産セミナー」をシリーズで、教職員に対しては3回、学生に対しては7回、知財意識の向上と産学連携の実質化を図った。 |
| <p>【245】 産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げるとともに、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設立し、地元企業の活性化、企業の創生に貢献する大学発ベンチャーを立ち上げる。</p> | <p>【245-1】 引き続き産学官連携機構は、長崎県の新産業創造構想の研究分野において、それぞれのワーキンググループに参画し、産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げる。 【245-2】 長崎県や県内企業との連携を基に、省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトを推進する。</p> | |
| <p>【246】 自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を積極的に行う。</p> | <p>【246】 自治体との組織間の連携の下に種々の事業に積極的に参画するとともに、自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を継続する。</p> | |
| <p>【247】 産学官連携の研究会を支援する。</p> | <p>【247】 引き続き産学官連携機構は(株)長崎TLOと連携して大学のシーズ紹介や研究者紹介を行うとともに、経営手法など様々な課題についての研究会等を支援する。</p> | |
| <p>【248】 共同研究等を健全かつ適正に推進するため、研究成果の帰属等に関する考え方等、大学の基本的方針を定めた知的財産ポリシーを策定し、学内浸透を図る。</p> | <p>【248】 引き続き知的財産の有用な社会的活用法を説明するとともに、知財ポリシーや営業秘密管理の周知化を図る。</p> | |
| <p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> | | <p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> |
| <p>【249】 長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。</p> | <p>【249】 グローバルCOE、重点研究課題及び学術交流協定に関連して本学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルCOEセミナー「放射線リスク制御の国際戦略」やシンポジウム「The 4th Nagasaki Symposium on Tropical and Emerging Infectious Diseases」を始め、26件の国際会議を開催した。 ・海外の大学・研究機関との学術交流協定の締結と実質化を目指し、平成21年度に有効期限満了を迎える学術交流協定17件、学生交流に関する覚書11件を更新し、アジアを中心に新たに4件の学術交流協定と4件の学生交流に関する覚書を締結した。またこれらの交流事業の中から、教職員や学生の国際活動を積極的に支援するため重点交流大学制度の導入を図り、単位互換制度の確立も視野に入れた選定方針等を国際交流委員会の決定に基づき、選定を実施した。 ・学生の海外派遣支援のため、英語、中国語、韓国語、独語及び仏語の単位を認定する海外短期語学留学プログラムを継続実施し、52名の学生及び職員1名を海外派遣した。また教員については、大学高度化推進経費(公募プロジェクト経費)により海外派遣に対する支援を継続実施し、2名を派遣した。 ・留学生等の経済支援体制の充実のため、新たに「葉 國 璽」私費外国人留学生 |
| <p>【250】 外国の大学等との学術交流協定締結を進める。特に、本学の立地条件を生かし、例えば海洋・水産学研究では中国・韓国、東南アジア諸国を中心とした学術交流協定を増やす。</p> | <p>【250】 外国の大学等との学術交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を継続するとともに、重点交流大学の選定を行う。</p> | |
| <p>【251】 学術交流協定をより実効性のあるものにするため、教職員や学生の海外派遣・留学を支援するための制度を確立する。</p> | <p>【251】 学生や事務職員の海外短期語学留学を更に拡充する。</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>【252】 教員の派遣に当たっては、共同研究や研究課題の開発に一定期間専念できる体制を整備するとともに当該部局機能に支障の出ないような制度を確立する。</p> | <p>【252】 大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）により職員の海外派遣に対する支援を継続する。</p> | <p>奨学金を設置した。また住居支援のため、国際交流会館の増室と新築を行い新たに 31 室を提供した。言語的支援としては、国際交流課窓口に中国人スタッフに加え、新たに韓国人スタッフを配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯歯薬学総合研究科と生産科学研究科が、日本学術振興会「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」に採択され、大学院学生及び若手助教等の国際会議派遣や教育研究上の交流の推進を強化した。 |
| <p>【253】 外国の大学等との単位互換制度を確立することによって留学生の積極的な受入れを図るとともに、奨学金に当てられる外部資金の確保、教職員の留学生後援会への加入率の向上、また健康管理上のアドバイス、悩みや不安に対する相談なども含めた受入れ体制・支援体制の整備、国際交流会館等の設備の充実を図る。</p> | <p>【253-1】 留学生受入れを更に推進するため、外国の大学との単位互換制度の充実を図るとともに、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する。</p> <p>【253-2】 外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を図る。</p> <p>【253-3】 教職員の留学生後援会への加入率の向上を図る。また、学外者の会員の増加に努める。</p> <p>【253-4】 アジア系言語に堪能な職員を適切に国際交流課に配置し、留学生に対する相談・支援体制を継続する。</p> <p>【253-5】 留学生交流スペース（プラザ）の設備の充実を図る。</p> <p>【253-6】 国際交流会館の増築・改修を図る。</p> | |
| <p>【254】 外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。</p> | <p>【254】 外国人研究者の招聘に当たって、研究者用の宿舎を整備し、研究及び生活支援体制の充実を図る。</p> | |
| <p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> | | <p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> |
| <p>【255】 WHO, JICA 等へコンサルタントあるいは長期・短期専門家として参加する。</p> | <p>【255】 引き続き WHO, JICA 等との協議を行い、新規プロジェクトの受託を目指す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国際貢献の一環として、WHO の短期専門家及び JICA の長期派遣者として 2 名が参加した。また、ハイチ大地震に対する国際緊急援助隊医療チームの隊員として 1 名を派遣した。また、3 つの WHO 協力センターとしての活動を継続し、それぞれの分野で調査研究事業や共同会議を開催し、国際的ガイドラインや地球規模での対策案等の策定に貢献した。 |
| <p>【256】 現在設置されている 3 つの WHO 協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を維持するとともに、国際機関による共同研究参画の件数を増やす。</p> | <p>【256】 現在設置されている 3 つの WHO 協力センター（精神保健、放射線誘発甲状腺疾患、熱帯性ウイルス病）を引き続き維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の総括シンポジウムを実施し、本事業終了以降の活動方針について協議を行った。また、EU 諸国との共同事業としてオランダのライデン大学から研究者を招き、日蘭交流史に関する共同研究を行った。さらに、ポルトガルのポルト大学との研究連携に関する検討を開始した。 |
| <p>【257】 開発途上国に留まらず、共通の研究課題を抱えた世界各国との協力事業に参画し推進する。</p> | <p>【257-1】 環東シナ海海洋環境と資源の保全に向けて実施してきた連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の総括を韓国・中国の共同研究者とともにに行い、次年度以降の活動について協議する。</p> <p>【257-2】 オランダ・ライデン大学と日蘭交流史の共同研究を実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく者治療の先端的研究として、放射線災害医療に関する難治性皮膚潰瘍の再生医療を開発・実施した。また被ばく者医療のロシア並びにベラルーシ共和国との共同研究の推進のため、関連大学や研究所に研究者を派遣した。 ・熱帯医学に関する研究交流拠点であるケニアプロジェクト拠点及びベトナムプロジェクト拠点については、新たな研究費の獲得や研究交流の推進により強固な組織体制を実現させた。また環境問題研究拠点として設置した上海海洋大学の交流推進室でも国際会議等の開催により交流を充実させた。 |
| <p>【258】 被ばく者治療の先端的研究と治療を通して、放射線被ばく者への医療支援を推進する。</p> | <p>【258-1】 グローバル COE の基本コンセプトを含む被ばく者医療の先端的研究を継続、発展させる。</p> <p>【258-2】 ロシア及びアジア諸国との被ばく者医療に関する共同研究・教育を推進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎学デジタルアーカイブス」の拡充を目指し、古写真データベースに新たに 752 点を登録した。また、ボードインコレクション・データベースの英語版に解説を追加するとともに、米国 J. Paul Getty Museum からの古写真の調査を受け入れ、資料公開に努めた。 |
| <p>【259】 熱帯医学や環境問題研究などを推進するために、熱帯病の</p> | <p>【259-1】 ケニア、ベトナムの研究交流拠点の活動を強化し、更なる充実を図る。</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>流行する地域や共通の環境問題を抱える開発途上国に研究交流拠点を設置する。</p> | <p>【259-2】 済州大学校と上海海洋大学の交流推進室の活動を強化し、研究交流の充実を図る。</p> | |
| <p>【260】 附属図書館所蔵「幕末・明治期古写真コレクション」の情報公開により、海外の日本研究を支援する。</p> | <p>【260】 「長崎学デジタルアーカイブス」を更に拡充し、国内外の日本研究を支援する。</p> | |

II 教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | ・地域の中核病院として、最高水準の医療と研究開発を推進し、人間性を重視した患者本位の医療を提供するとともに、経営の効率化を図る。また、倫理性と科学性に基づいた医学教育を実践し、人間性豊かな優れた医療人を育成する。さらに、離島医療及び地域医療の充実に貢献するとともに、医療の国際協力を推進する。 |
|------|--|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | 判断理由（計画の実施状況等） | ウェイト |
|--|--|--|--|------|
| ○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 | | | | |
| 【261】 | / | — | （平成 20 年度の実施状況概略） 経営の効率化のための病院長ヒアリングを行い、昨年と比較して、病床稼働率を増加及び平均在院日数を短縮し、処方なしの医薬品目を削除及び後発医薬品へ切替えるとともに、DPC（診断群分類）コーディング精度の向上のため、診療情報管理士・診療情報管理室の専任教員を採用した。 | |
| | 【261-1】初診の患者数及び新入院患者数の増と平均在院日数の短縮を図りながら、適正な病床稼働率を維持する。 | | （平成 21 年度の実施状況） ・病院収益の増収に向け、病床稼働率及び平均在院日数に係る品質目標値を定めた。 ・初診患者数及び新入院患者数については、それぞれ、603 人、1,482 人の増となった。また、平均在院日数も 1.38 日の短縮となり、適正な病床稼働率を維持した。 | |
| | 【261-2】手術室の効率的運用を踏まえて、手術件数の増加を図る。 | | 予定手術の中止件数とその理由を調査し、効率の良い手術運営を行った結果、手術件数については、昨年度と比較して、783 件増加した。 | |
| | 【261-3】医薬品採用適正化小委員会を定期的に開催し、医薬品採用数の適正化を進める。併せて、後発医薬品の採用についても対象薬剤を拡大する。 | | 薬事審議委員会を開催し、1 年間処方がなかった在庫医薬品および特定の薬効群の複数規格医薬品について見直しを行い、17 品目を採用削除した。また購入額上位医薬品について後発医薬品採用の検討を行い、30 品目を後発品へ切替えた。 | |
| | 【261-4】診療情報の精度管理を充実・継続させる。 | | 平成 21 年 4 月に診療情報管理室に専任の教員を配置し、診療情報管理士による診療録の量的、質的監査の充実と診断名の ICD10（国際疾病分類第 10 版）によるコーディング、手術・処置の ICD9-CM（国際疾病分類第 9 版 処置および手術の分類）によるコーディングの精度上昇を図った。DPC 関連では退院前に DPC コードの確認を診療情報管理室で行うようにし、また、DPC のコーディング適正化のため委員会を 2 回開催した。 | |
| 【261-5】ボランティアコーディネーターによる新人ボランティアの教育、活動支援 | | 患者サービス課、看護部及びボランティアが協働して、新人ボランティアに対するオリエンテーション及び教育等を行った。 | | |

| | 等を継続する。 【261-6】入院患者から好評を得ているロビーコンサートをはじめとする各種イベントの開催を継続する。 | | ロビーコンサートを8回実施するとともに、書やフラワーアレンジなどの展示を実施した。また、毎月第3土曜日には、病院ボランティアによるティータイムコンサートを継続的に実施した。 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|---|--|--------|--------|--------|-----|------|--------|-----|------|--------|----|------|
| 【262】患者本位の診療体制を構築するため、外来部門で既に実施している臓器別・病態別診療体制を病棟に導入する。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 東西に分かれる新病棟の階ごとの診療部門配置について、基本的に1フロアを臓器別・病態別に配置するとともに、SCU(脳卒中ケアユニット)を6床、NICU(新生児集中治療室)を6床それぞれ設置した。また、ICU(集中治療室)においては8床から16床へ増床した。 | | | | | | | | | | | | |
| | 【262】平成20年度実施済みのため年度計画なし | | (平成21年度の実施状況) 第1工区外来棟の診療科配置にあたり、臓器別・病態別診療体制を維持した。 | | | | | | | | | | | | |
| 【263】県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)体制を構築するとともに、診断・治療・臓器移植に対応できる遺伝カウンセリング部門の充実を図る。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 長崎県周産期医療検討委員会委員として県内NICU病床数の増床を検討するとともに、総合周産期母子医療センターと連携して周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として地域周産期母子医療センターの認定を受けた。また、市民公開講座等の活動を通して子宮頸がんおよび性感染症に関する啓発を行った。 | | | | | | | | | | | | |
| | 【263】地域周産期母子医療センターの認定を受け、周産期医療(妊産婦及び新生児医療)を途切れることなく地域に提供する。 | | (平成21年度の実施状況) 地域周産期母子医療センターの機能を効率よく果たすため、NICU6床およびGCU9(継続保育室)床の整備を開始した。 | | | | | | | | | | | | |
| 【264】医療の質を高めるため、クリティカル・パス(診療計画工程表)を充実させる。 | | III | (平成20年度の実施状況概略) パス小委員会と医療情報部パスWGが合同で電子化パス導入に向けて取り組んだ。また、電子化パスマスター作成及び現在の紙パスをDPC入院期間Ⅱに対応した見直しを行い、電子化パスを作成した。 | | | | | | | | | | | | |
| | 【264】電子化されたクリティカル・パス(診療計画工程表)の使用を促進し、パス使用後の患者満足度・バリエーション分析・経営分析を行い、医療を標準化する。 | | (平成21年度の実施状況) ・紙パスより電子化パスへの移行を推進するため、各診療科において上位を占める疾患の10種類の電子パス作成に取り組んだ。10月から2ヶ月間パス支援要員を雇用し、作成支援も行った。平成21年度末現在電子パス数は、承認済み195種類、承認待ち数75種類である。すでに10種類作成できた診療科は、対象診療科22診療科のうち9診療科である。 ・パス作成数・使用数 | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙パス登録数</th> <th>紙パス使用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>207</td> <td>5683</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>214</td> <td>4935</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>78</td> <td>3012</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度の電子パス登録数195件、電子パス使用数1833件</p> | | 紙パス登録数 | 紙パス使用数 | 平成19年度 | 207 | 5683 | 平成20年度 | 214 | 4935 | 平成21年度 | 78 | 3012 |
| | 紙パス登録数 | 紙パス使用数 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 207 | 5683 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 214 | 4935 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 78 | 3012 | | | | | | | | | | | | | |
| 【265】周辺病院との連携及び機能分担を推進し、在院日数の短縮を図る。 | | IV | (平成20年度の実施状況概略) 地域医療機関との連携・機能の分担強化を図ることで在院日数を短縮し、平均入院単価を高めた。また、更なる地域医療の連携を図るため、IT医療情報ネットワーク(あじさいネット)に参画し、基盤整備、試験運用等を行った。 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|--|----|---|--|
| | 【265】IT 医療情報ネットワークを稼働させ、病院・診療所との連携強化を図り、迅速かつ詳細な患者情報の伝達により、患者にとって最適な転院、在宅医療を促進し、在院日数の短縮を図る。 | | (平成 21 年度の実施状況) あじさいネットによる地域医療 IT 連携を開始した。 | |
| 【266】地域の医師との連携を図るため、病院にオープンシステム(開放型病床)を設置する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) 平成 17 年度に設置した産科・開放型病床への受入を継続し、6 件の受入があった。 | |
| | 【266】平成 17 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | | (平成 21 年度の実施状況) 平成 17 年度に設置した産科・開放型病床への受入を継続し、4 件の受入があった。 | |
| 【267】安全管理部の機能を強化し、関係委員会とも連携して高度な安全管理、品質管理体制を構築する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) ・高度な安全管理体制の充実を目指すため、安全管理部にゼネラルリスクマネージャー (GRM) として、専任の医師を配置することとし、公募を行い、平成 21 年 4 月 1 日付けて採用することを決定した。 ・安全管理部に専任リスクマネージャーとして副看護師長を配置し、安全管理体制の充実を行った。 ・安全管理 (医療事故防止) のための職員研修会の研修内容を DVD 化し、各部署のリスクマネージャーを通じて欠席者に対する研修教育を実施した。 | |
| | 【267-1】引き続き安全管理部と関係する委員会との連携強化を図り、高度な安全管理体制及び品質管理体制を充実させる。 | | (平成 21 年度の実施状況) 高度な安全管理体制及び品質管理体制を充実させるため、安全管理部が、各委員会 (材料選定委員会、院内感染対策委員会、看護部安全管理委員会、看護部運営委員会、事故防止対策委員会、事故調査委員会など) や WG (処方・注射オーダ、インスリン電子カルテ運用、防災 WG など) に安全管理及び品質管理の役割を分担しつつ、それらに積極的に参加して、委員会等との連携を強化した。 | |
| | 【267-2】e ラーニングによる高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。 | | 病院の全職員対象の医療安全研修会の欠席者に対して、e ラーニングシステムを利用した動画研修を実施し、また、その研修の習得度を確認するための小テストを e ラーニングシステムで行うなど、より高度な安全管理体制及び品質管理体制作りに努めた。 | |
| 【268】ISO (国際標準化機構) 9001 の基準認証を取得する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) 平成 21 年 1 月 21 日から 23 日に ISO9001 認証の継続審査を受審し、認証の継続が確認された。 | |
| | 【268】ISO (国際標準化機構) 9001 認証の継続審査を受審する。 | | (平成 21 年度の実施状況) 平成 21 年 11 月 4 日から 6 日に ISO9001 認証の継続審査を受審し、ISO9001:2000 年版から ISO9001:2008 年版への適用規格の移行及び ISO9001 認証の継続が確認された。 | |
| 【269】広報活動を充実させるため、診療内容、診療実績等の情報をホームページに掲載する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) ・病院ホームページに掲載している診療内容と実績等について更新を行い、さらに平成 20 年 6 月 4 日に開院した新病棟の情報について紹介ページを設けるなど、積極的に病院情報を発信した。 ・本院の取り組んでいる診療内容を広く周知し、地域医療機関との円滑な連携を図るため、平成 21 年 1 月に、新たに本院の各診療科等の情報を掲載した「診療のご案内」を発行し、県 | |

| | | | | |
|---|---|------------|--|--|
| | <p>【269】「診療のご案内」を広く一般に公開するため、新たに病院ホームページに掲載する。</p> | | <p>内の医療機関に送付した。 ・「長崎大学病院ニュース」を年6回に増刊し、より多くの情報発信を行った。さらに、「病院新聞」(病院新聞社発行)平成21年新年特集号で本院の新病棟開院に伴う特集が掲載された。 (平成21年度の実施状況) ・「診療のご案内」を病院ホームページに掲載し、本院の取り組んでいる診療内容を広く公開した。 ・隔月発行していた「長崎大学病院ニュース」を毎月発行することとし、併せて入院患者及び長崎市内の全医療機関に配付し、本院の最新の情報を一般市民及び医療機関により広く周知した。 ・病院ホームページに掲載している診療内容と実績等について最新の情報に更新した。</p> | |
| <p>【270】新しい診療体制及び最高水準の医療を実現させるため、病棟等の施設及び設備の整備充実を図る。</p> | <p>【270】病院本館改修工事として第1工区改修工事を行う。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成20年度の実施状況概略) 病院本館改修の実施設計を行い、第1工区の改修工事に着工した。 (平成21年度の実施状況) ・第1工区の1階から7階には外来部門、8階から12階には総合研究部門として平成20年度より継続して改修を行った。 ・病棟・診療棟(6階)改修実施計画を行い、平成21年度はNICU改修工事が完了した。なお、平成22年度はGCU改修工事を着工する予定である。 ・県内のがん治療の拠点病院として、専門医による画像診断向上のため、PET-CTを平成21年度に導入した。</p> | |
| <p>【271】病院長のリーダーシップを強化するため、病院長をサポートする病院長の補佐及び戦略的企画部門を設置するとともに、学外から経営の専門家を参画させる。</p> | <p>【271】副病院長を増員し、新たに病院長補佐を設け、病院長をサポートする体制を強化するとともに、経営の改善及び効率化を推進する組織を強化・維持する。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成20年度の実施状況概略) ・経営企画部(部長:副病院長(診療・経営担当))において、本院の経営基盤強化策について策定した。 ・積極的に外部の講師を招き、DPCについての講演会及びデータの検証を行い、適正な診療報酬請求に役立てた。 (平成21年度の実施状況) ・副病院長を4名から6名に増員するとともに、病院長補佐3名を新設したほか、診療連携組織及び運営支援組織を設け、病院長のリーダーシップ強化とそれを支援する体制を整えた。 ・病院運営に係る企画及び経営等に関する重要事項を審議・決定するための病院運営会議を設置し、病院長に必要な助言を行う者として、長崎県病院企業長を病院長特別補佐に登用した。</p> | |
| <p>【272】診療部門別原価計算を実施し、経営面で寄与する診療部門に対して、予算、人員の重点配分を行う。</p> | <p>【272】原価計算の精度を高め、経営面で寄与する診療部門に対し、インセンティブ経費の配分を行う。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成20年度の実施状況概略) ・原価計算に必要なタイムレポートを2回実施した。さらに、精度の高いデータとするために、個人申告時間の検証方法に、新たに医療情報ログシステムを導入した。 ・診療稼働額を増収させることを条件に、人的インセンティブを付与する方法を導入した。 (平成21年度の実施状況) ・引き続き、原価計算に必要なタイムレポートを2回実施した。 ・病院長ヒアリングを実施し、経営面で寄与する診療部門に対し、人的インセンティブとして医師、看護師等の増員を、物的インセンティブとして設備購入費を措置した。</p> | |
| <p>【273】医療材料・消耗材料の在庫量の削減を図るため、管理を外部委託化するSPD(包括的物流</p> | | <p>III</p> | <p>(平成20年度の実施状況概略) 平成20年6月の新病棟開院と同時に、医科系部門でもSPD(包括的物流管理システム)を導入し、医療材料費の圧縮を行った。</p> | |

| | | | | |
|---|--|------------|---|--|
| <p>管理システム) 方式を導入する。</p> | <p>【273】 SPD システムに処置オーダーシステムを連携させ、適正な在庫管理を行う。</p> | | <p>(平成 21 年度の実施状況) 医療材料・消耗材料の管理・運営を外部委託化し、ラベル管理を実施した。滅菌期限管理及び、在庫管理を徹底することで院内在庫の圧縮を実施した。病棟・外来での処置オーダーシステムの稼働に伴い、実施入力時に SPD ラベルを活用することで、簡便な処置オーダーが可能となり、診療報酬請求の環境改善を行った。</p> | |
| <p>【274】 医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE (客観的臨床技能評価法) と PBL チュートリアル (問題解決型学習) を実施する。歯学生に対しては、臨床実習コアカリキュラムを推進する。</p> | <p>【274】 医学生・歯学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を実施するとともに、卒前臨床教育推進のための OSCE (客観的臨床技能評価法) 及び advanced OSCE 並びに PBL チュートリアル (問題解決型学習) を継続する。また、薬学部薬学科の学生においては、新たに OSCE を実施する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 診療参加型実習を海外 (ドイツ, オランダ, 韓国)・離島等他施設も含めて行った。OSCE を 4 年生に, Advanced OSCE, PBL チュートリアルを 5 年生に行った。また, 少人数教育用の教室建設計画を立て, 設計も完了した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) ・6 年生に診療参加型実習を海外・離島等の他施設も含めて引き続き行った。海外の他施設については韓国に新たに施設を設けた。5 年生に PBL チュートリアル及び Advanced OSCE を, 4 年生に OSCE を継続して実施した。また, 少人数教育用の教室建設に取り掛かった。 ・薬学部薬学科の 4 年生に新たに OSCE を実施した。</p> | |
| <p>【275】 医学・歯学生共通に救命処置を含むプライマリケア (基本的診療能力) を重視した教育を充実させる。</p> | <p>【275-1】 高次臨床実習で救急部を選択した医学生に対し, 引き続き, 急病や怪我に対する応急処置, トリアージ及び外傷初期対応を学ばせる。</p> <p>【275-2】 歯学生に対しては, 引き続き, BLS を麻酔・生体管理室の担当・指導のもとに臨床実習において実施する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) ・医学生に対し, 長崎市消防局の協力のもと, 救急車同乗実習及び病院前救護の基礎 (JPTEC) の講義・実習を行った。また, ファーストエイド, JATEC (外傷初期診療), BLS (一次救命処置) 及び ACLS (二次救命処置), 神経救急, 災害医療の基礎と応用 (トリアージ訓練を含む) の講義を行った。その上で, 実際の救急患者の受入と処置を学ばせた。 ・歯学生に対し, 麻酔・生体管理室の担当・指導のもとで, 臨床実習において繰り返し BLS の学習を行った。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) 引き続き, 医学生に対し, 長崎市消防局の協力のもと, 救急車同乗実習及び病院前救護の基礎 (JPTEC) の講義・実習を行った。また, スタッフが分担し, ファーストエイド, 外傷初期診療 (JATEC), 一次救命処置 (BLS) 及び二次救命処置 (ACLS), 神経救急, 災害医療の基礎と応用 (トリアージ訓練を含む) の講義を行った。その上で, 実際の救急患者の受入と処置を学ばせた。 引き続き, 歯学部の学生に対して, BLS の臨床実習を, 麻酔・生体管理室の担当, 指導のもとに繰り返し実施した。</p> | |
| <p>【276】 臨床教育関連病院群の強化を図るため, 臨床教育研修センターを設置する。歯科について</p> | | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 平成 21 年 3 月に県内 5 病院と連携して, 研修医募集に係る合同説明会及びブース説明会を開催した。</p> | |

| | | | | |
|--|--|-----------|---|--|
| <p>は、平成 18 年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会を設置し対応する。</p> | <p>【276】引き続き、県内の臨床研修病院と連携して研修医募集に係る合同説明会を開催し、本県の研修医確保増に努める。</p> | | <p>(平成 21 年度の実施状況) 平成 22 年 3 月に県内 16 病院と連携して、臨床研修指定病院合同説明会を開催(長崎県主催)し、個々にアピールを行うなど、研修医の確保に努めた。</p> | |
| <p>○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策</p> | | | | |
| <p>【277】研究成果を医療へ反映させるため、各診療科が取り組む高度先端医療を評価する委員会を設置する。</p> | <p>【277】高度先進医療専門委員会において、承認済み案件の検証・評価のみならず、新規申請の審査を継続して行う。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 12 月開催の高度先進医療専門委員会で、「EAS(補聴器・人工内耳併用型)人工内耳挿入術」の高度医療の申請を審査し承認した。また、3 月開催の同委員会で、厚生労働省により承認された高度先進医療で未だ保険導入されていないインプラント義歯及び内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術について、検証・評価した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) 平成 20 年 12 月の本委員会で承認を得た「EAS(補聴器・人工内耳型)人工内耳挿入術」の高度医療実施について、平成 21 年 12 月に厚生労働省高度医療評議会の承認を得、平成 22 年度に先進医療専門家会議で審議されることとなった。</p> | |
| <p>【278】学際的トランスレーショナルリサーチ(臨床応用可能な基礎医学研究)を育成するため、医歯薬学総合研究科及び他学部と連携する。</p> | <p>【278】医学部及び工学部と連携し、医療機器等の研究開発に向けて、継続的に産学官連携活動を展開し、事業化・商品化を目指す。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 本院が都市エリア産学官連携促進事業に参加している事業は以下の 4 事業であり、実施状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)「非侵襲センシング技術を活用した人に優しい予防・在宅医療システム」において、工学部、生産科学研究科及び長崎県工業技術センターと共同して、非観血的血糖測定計の試作品を作成し、糖尿病患者においてその有用性を検証した。 ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)「肺音検査システムの開発」に選出され、本年度より工学部及び医学部と連携し、自動肺音計の開発事業に関与することとなった。本年度は製品化の基礎データとして、正常肺音の収集を行った。 ・予防・在宅医療のシステム開発に向け、バイタルセンサーと医療情報共有化システムの開発を進めた。また、離島地域の医療現場における試験フィールドを整備した。 ・排尿ケアのための超音波による蓄尿センサーの開発を行っている。既存の 2 社製品の欠点、データの信頼性を解析した。また、新規蓄尿センサーの期待される性能と機能を製作側に報告した。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)において、長崎県工業技術センターと共同して、非観血的血糖測定計の試作品を作成し、糖尿病入院患者においてその有用性を検証した。 ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)に選出されており、自動肺音計の開発事業に関与している。本年度は製品化の基礎データとして、異常肺音の収集を行った。 ・排尿障害の診断、治療目的に下腹部にあてること膀胱容量を測定できる小型携帯型の超音波センサーを工学部で開発し、その精度と安全性の検証を行った。 ・予防・在宅医療のシステム開発に向け、無線化バイタルセンサーと医療情報共有化システムの開発を進めた。また、開発した在宅医療支援ソフトを展示会で発表して広く意見を集約するとともに、このソフトを搭載した試作機を用いて、離島の地域医療現場において実用化に向けたフィールド試験を開始した。 | |

| | | | |
|--|--|------------|---|
| <p>【279】 治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させるため、治験コーディネーター部門を強化し、地域ネットワーク体制を構築する。</p> | <p>【279-1】 院内の治験コーディネーターの研修を充実させ、治験管理センターの機能強化を図るとともに、新たに出来高制の導入準備を行う。</p> <p>【279-2】 引き続き地域治験ネットワークの強化を図り、治験従事者に対する研修を実施する。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 治験主任の積極的関与によりSMO (治験施設支援機関) を2社参入させ治験受入の強化を図るとともに、統一書式の導入により受入手続きを簡素化し、治験の効率的実施及び企業負担の軽減を図った。(当該年度終了治験の実施率は、平成19年度63.33%から平成20年度70.45%へと向上した。) ながさき治験医療ネットワークの中央 IRB として機能できるよう内規を見直すとともに委員構成の見直し等の体制整備を行った。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>治験コーディネーターの研修として、外部研修 (学会、研修、セミナー等) に積極的に参加させた。また、院内の研修も充実させ、今年度 30 回実施した。出来高制の導入については、他施設の調査を行う等、導入準備を行った。</p> <p>地域治験ネットワークの基幹施設としてながさき治験医療ネットワークを構築した。また、地域企業立地促進等事業補助金を利用した CRC 人材育成講座に協力し、治験従事者に対する研修を実施した。また、院内看護師向けの治験専門コースを実施した。</p> |
| <p>○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策</p> | | | |
| <p>【280】 診療体制の活性化を図るため、病院所属の教員に任期制を適用する。</p> | <p>【280】 病院所属教員への任期制の適用を継続する。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>放射線技師長について5年の任期を付した。また、看護部長及び臨床検査技師長についても、公募の際に任期を付記した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院所属教員 14 名の教員の任期制にかかる再任審査を実施した。 3年の任期を付し、診療能力及び病院への貢献度を評価する診療助教の制度を設け、若手医師の人事の活性化及び臨床能力の向上を図った。 看護部長及び臨床検査技師長について5年の任期を付して採用した。また、副看護部長について公募の際に任期を付記した。 |
| <p>【281】 医療事務職員の専門職員化及びコメディカル職員の組織化 (診療支援部) を図る。</p> | <p>【281】 診療体制を強化するため、コメディカルスタッフの増員を図る。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事務に特化した職員として、診療情報管理士2名、医療ソーシャルワーカー1名、医療事務職員2名、計5名を選考により採用した。 臨床工学技士を ME 機器センターの所属とし、医療機器を安全で効率的に運用できる体制を整えた。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事務に特化した職員として、診療情報管理士の資格を持つ医療事務職員1名を選考により採用した。 医師事務作業補助者 (メディカル・サポーター) を17名採用した。 理学療法士2名、作業療法士1名を採用し、リハビリテーション部の充実を図った。 |
| <p>【282】 人事管理に客観性と透明性をもたせるため、能力・業績を中心とした人事考課を実施する。</p> | <p>【282】 本学の人事評価システムに沿って、人事評価を本</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>新人事評価システム第3次試行の実施にあたり、事務部、看護部、医療技術部、薬剤部 90 人を対象とした。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>平成 22 年1月から事務系職員を対象とした目標管理による新たな人事評価システムを本格</p> |

| | | | |
|--|---|-----|---|
| | 格実施する。 | | 稼動した。 |
| 【283】機動的な職員配置を行うため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を導入する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) 病院経営の効率化の観点から診療実績額等を基に職員配置を見直し、プールバンク制による助教定員を該当する診療科へ再配分した。 |
| | 【283】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし | | (平成 21 年度の実施状況) 病院経営の効率化の観点から若手医師を確保し、及び稼働額増加を図る診療科へインセンティブとして有期雇用助教人員を配分した。 |
| ○離島医療及び地域医療を充実するための方策 | | | |
| 【284】離島医療支援の充実を図るため、卒前及び卒後教育に離島医療研修を組み込む。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) 「へき地病院再生支援・教育機構」は、長崎大学保健・医療推進センターの「保健・医療推進センターへき地病院再生支援部門」と連携して、平成 19 年度に終了の医療人 GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」の事業を継続し、離島及びへき地における医療の支援を行った。また、地域に根ざした医療人を養成するために、地域の病院と連携し、初期研修医の受入れ、後期研修医の採用により研修教育を継続して行った。 |
| | 【284-1】地域に根ざした医療人を養成するため、「へき地病院再生支援・教育機構」を発展させた組織と長崎県の地域の中核的医療機関が連携した研修システムを継続する。 | | (平成 21 年度の実施状況) ・「へき地病院再生支援・教育機構」は、長崎大学保健・医療推進センターの「保健・医療推進センターへき地病院再生支援部門」と連携して、長崎県と平戸市による委託事業として、医療人を養成するため地域の病院と連携した初期研修医受入、後期研修医採用により研修教育を継続した。 ・医学部 4 年次を対象に離島・へき地病院見学を含む医学ゼミ「長崎の離島へき地医療」を開講した。 ・長崎県と五島市との協議の結果、寄附講座「離島・へき地医療学講座」が平成 25 年度まで継続されることとなった。 ・平成 20 年度採択の教育 GP「地域医療人育成プラットフォームの構築」による事業を展開し、長崎大学医学部生 119 名、薬学部生 5 名、歯学部生 41 名、他大学医療系学部生 14 名に対して地域医療教育（離島実習）を行った。また、8 月に五島市で開催した家庭医療集中セミナーでは、全国各地から参加した医学生と医師 26 名に対して、講義（離島医療の紹介を含む）と実技演習を行った。 京都医療センター 2 名、神鋼病院 6 名の初期研修医を地域医療実習に受け入れた。 |
| | 【284-2】大学を含めた管理型臨床研修病院と連携し、初期研修プログラム地域医療実習に参画する。 | | |
| 【285】地域医療を充実するため、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を実施する。 | | III | (平成 20 年度の実施状況概略) 従来の長崎市公的病院等医療連携関連部門連絡会を発展させ、長崎医療圏全病院の地域医療連携室協議会設立に向けての準備会を 11 月 5 日に立ち上げ、平成 21 年 4 月には設立総会を開催することとした。院内外医療関係者による退院時同ケアカンファレンスを平成 21 年 3 月 30 日現在 86 回実施した（平成 19 年度は 29 回）。 |
| | 【285】地域医療連携業務が病院全体のシステムとして効率的に行われるようにするため、地域医療連携部門スタッフ以外にも業務の中核 | | (平成 21 年度の実施状況) ・長崎医療圏の 46 病院が参画する「ながさき地域医療連携部門連絡協議会」を平成 21 年 4 月に設立し、事務局を当病院地域医療連携センターに置いた。病院間、病診間の医療連携を促進するためのシステム、研修等の基盤の構築を開始した。 ・地域医療センターが指導的立場となり、退院支援・療養支援が行える職員を育成することを |

| | | | | |
|--|--|-----|---|--|
| | <p>となって退院支援・療養支援が行える職員を育成する仕組みを構築する。</p> | | <p>目的に、「後期高齢者退院支援計画書の作成」、「退院時共同指導」を病棟スタッフに行わせる機会を設けた。</p> <p>平成 20 年度には後期高齢者退院支援計画書が作成されていなかったが、病棟スタッフを中心にこの計画書を作成するシステムにした結果、平成 22 年 3 月末現在、508 件の計画書が作成された。</p> <p>院内の主治医、受け持ち看護師、地域医療連携部門スタッフ並びに院外の在宅医療を担う訪問医師、訪問看護師、ケアマネージャーと患者・家族を含めた退院時共同指導は平成 20 年度 86 件であったが、平成 22 年 3 月末現在で 130 件に達した。</p> | |
| <p>【286】 予防医療の推進のため、生活習慣病予防診療部で公開講座等を含めて市民への啓発活動を行う。</p> | | III | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>平成 20 年 9 月及び 10 月に、生活習慣病の予防と健康維持の目的で「生き生き健康ライフ講座Ⅷ」を開催し、延べ 91 人が参加した。</p> | |
| | <p>【286】 市民への医療・福祉の啓発のため、引き続き公開講座を企画開催する。</p> | | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>平成 21 年 7 月に、生活習慣病の予防と健康維持の目的で「生き生き健康ライフ講座Ⅸ」を 2 回開催し、延べ 162 人が参加した。</p> | |
| <p>【287】 患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」等に参加し、啓発・指導する。</p> | | III | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「患者の友の会」である「糖尿病友の会（つるの会）」において関係ある医師・コメディカル職員がその活動を支援した。長崎市内における「健康フェスタ」（約 350 人）と「世界糖尿病デーin 長崎」（約 100 人）でコメディカル職員が、街頭キャンペーンをおこなった。 ・平成 20 年 8 月、平成 21 年 2 月に佐世保市にて市民公開講座を開催し、平成 20 年 10 月に五島市にて「リウマチ友の会」において講演を行った。 | |
| | <p>【287】 患者の医療・福祉の向上のため、「患者の友の会」に参加し、啓発・指導する。市民公開講座等を通し、関係ある医師・コメディカル職員がその活動を積極的に支援する。</p> | | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>「患者の友の会」である「糖尿病友の会（つるの会）」において関係ある医師・コメディカル職員がその活動を支援した。長崎市内における「健康フェスタ」（約 330 人）と「世界糖尿病デーin 長崎」（約 110 人）でコメディカル職員が、街頭キャンペーンを行った。</p> | |
| <p>【288】 離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行う。</p> | | IV | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内外医療スタッフを対象とした地域医療合同遠隔講演会・褥瘡対策研修会を、また、「地域で育てる総合医」をテーマとして地域で活躍している医師を講師に招き講演会を実施した。さらに、研修医・医学生・地域の医療人を対象に、講演会及び体験学習などを開催した。 ・教員、修練医及びリハビリ技師をトロント大学地域医療学講座へ派遣し、医療チームとの交流や、専門職教育について学んだ。 | |
| | <p>【288-1】 地域連携に関する講演会・研修会を開催する。</p> | | <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 5 月に「長崎大学と平戸で育てる総合医」をテーマに地域で活躍している医師を学外から講師に招き、講演会を実施した。講演会は平戸市と連携し市生涯学習講座の一環として開催し、医療関係者、市民の 200 名の参加があった。家庭医療集中セミナーとして 8 月には全国から研修医・医学生 20 名余りを集め合宿形式で地域医療に関する地域医療人による講演会、ワークショップを行った。 ・平成 21 年 11 月に地域医療連携センター講演会演題「医療連携における精神科の役割」を開催し、52 名（学外 30 名）が参加した。 | |
| | <p>【288-2】 トロント大学地域医</p> | | <p>トロント大学の教員を招聘し大学と平戸市民病院で研修医、修練医、コメディカルスタッフ</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>療学講座と連携し、本学の地域医療人育成プログラムの発展・充実を図るとともに、へき地教育拠点病院のスタッフとトロント大学スタッフとの交流を促進させ、病院スタッフの自発的な教育貢献を醸成する。</p> <p>【288-3】へき地医療体験合宿を更に継続・発展させ、研修医・医学生にへき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人の育成を図る。</p> | <p>を対象に専門職教育について講演会やワークショップを開催した。また、メルボルン大学のへき地医学教育校を訪問しへき地における医学教育の実践を学ぶとともに交流を図った。</p> <p>平成 21 年 7 月 31 日から 8 月 2 日、平戸市民病院で「へき地医療体験合宿」を開催した。全国から研修医・医学生 20 名、地域の医療人計 80 名の参加があり、地域医療の実践に学び、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションに同行させた。</p> | |
|--|--|--|--|

○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

| | | | | |
|--|---|-----------|---|--|
| <p>【289】 国際ヒバクシャ医療センターにおいて、国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。また、被ばく事故の際には、緊急被ばく医療機関として参画する。</p> | <p>【289】 引き続き国際ヒバクシャ医療センターを拠点として、世界各地の被ばく地における国際共同研究を推進するとともに、WHO 緊急被ばく医療ネットワーク (REMPAN) の指定研究協力センター (Collaborating Center) として、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの構築を目指し、日本国内とアジア地域の緊急被ばく医療体制を放射線医学研究所と広島大学と連携し整備する。</p> | <p>IV</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進するために、韓国及び南米 5 カ国において在外被爆者の健康相談と被爆者国際データベース構築を行った。また、在韓被爆者と非被爆者を対象に、心の健康調査を韓国の大学と共同で行った。さらに、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、韓国、ブラジル及び国内より被ばく医療研修生を受け入れた。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 月にカザフスタン・セミパラチンスクでヒバクシャ国際データベースを構築し、長崎ヘデータ (49 名分) を転送した。9 月に韓国テグにて 296 名の在韓被爆者健康相談とデータベース構築を引き続き行った。平成 22 年 2 月には韓国釜山において約 300 名の在韓被爆者健康相談を行った。同時に心の健康調査 (PTSD と抑うつを中心に) を精神科と韓国キョンヒ大学、大韓赤十字社との共同で行い、また心の健康相談も施行した。 ・ 大学病院において、延べ 21 名の在外被爆者の受入を行なった。 ・ ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、韓国、ブラジル、スリランカ及び国内より計 31 名の被ばく医療研修生を受け入れた。 ・ 在外被爆者の健康問題に関するシンポジウムを、12 月にグローバル COE 大学院セミナーとして開催した。原爆医学概論・医哲学・医療倫理の医学部学生講義、エネルギー環境教育ワークショップで被ばく医療の講義を高校生・大学生・教育関係者に行った。 ・ 長崎県緊急被ばく医療マニュアルを策定し、長崎県原子力防災訓練の指導を行った。佐賀県玄海原発よりの患者搬送連絡訓練を行った。 ・ WHO-REMPAN 国際会議が 2011 年長崎大学で開催されることに内定した。 ・ 形成外科との共同で、放射線誘発難治性皮膚潰瘍に対する脂肪組織由来幹細胞自家移植の臨床研究を世界で始めて開始し、他に治療法のない 5 名の患者が本治療を受け順調な回復を見せている。 ・ 九州・西日本地域の緊急被ばく医療体制整備のため、国内外の関連委員会に委員を派遣するとともに、被ばく医療関係者の講習会 (8 回) に講師を派遣した。平成 22 年 1 月に長崎大学で緊急被ばく医療専門講座を開講した。 | |
|--|---|-----------|---|--|

| | | | | |
|--|---|------------|---|--|
| <p>【290】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターを設置する。</p> | <p>【290】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて、引き続き長崎県と具体的検討を行う。</p> | <p>III</p> | <p>(平成 20 年度の実施状況概略) 国際感染症センターの平成 23 年度設置に向けて、長崎県と第 1 類対応病床を 2 床、結核病床を 6 床とすること等の具体的検討を行った。</p> | |
| | | | <p>ウェイト小計</p> | |

II 教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校4校園は、幼児、児童、生徒が、基礎・基本を徹底し、確かな学力を形成するとともに、豊かな人間性を身につけ、心身ともに健やかに育つよう指導し、支援する。 ・教員養成学部附属する学校園として、教育学部学生や大学院生が教育実践力を身につけるための教育実習を効果的に実施する。 ・教育実践研究を、教育学部及び教育学研究科と連携、協力して推進する。 ・現職教員の研修を県や市町村の教育委員会と共同して実施し、学校における教育力の向上に資する。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成 21 年度計画 | 進捗状況 | 判断理由（計画の実施状況等） | ウェイト |
|--|---|------|---|------|
| ○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 | | | | |
| 【291】附属学校園協議会と教育学部とが定期的に協議の場を持つことにより、共同研究や連携・協働の機能を強化する。 | | IV | (平成 20 年度の実施状況概略) 教育学部の各講座代表、教務委員長、附属実践総合センター長、附属学校園の校長、副校長、教頭等の委員によって構成される教育学部・附属学校協議会を5月と2月の2回開催し、附属学校園の改組、共同研究や教育実習の計画と実施状況、課題等について協議した。 | |
| | 【291】教育学部、附属学校園及び教職大学院の代表者からなる「教育学部・教育学研究科・附属学校園協議会」を新たに発足するとともに、同協議会を定期的に開催し、共同研究や連携・協働の機能を一層強化する。 | | (平成 21 年度の実施状況) 教育学部、附属学校園の代表者からなる「教育学部・附属学校協議会」を5月に開催し、本年度の教育実習や共同研究のあり方について協議した。 また、附属学校園の運営と組織のあり方について附属学校管理運営 WG で検討を行い、平成 22 年度以降は学部と附属学校園の代表からなる「附属学校運営協議会」を毎月開催することとした。 さらに、附属学校園の校園長を学部教員から附属学校教諭（副校園長）にし、各校園長を教育学部教授会構成員とすることを決定した。これにより教育学部と附属学校園との連携強化、協力体制を強化した。 | |
| 【292】教育学部附属教育実践総合センターと附属学校4校園が定期的に協議し、教員養成及び教育実践に関わる共同研究の活性化を図る。 | | III | (平成 20 年度の実施状況概略) 教育学部と附属学校園との共同研究について附属教育実践総合センターが集約をし、各教科の教育研究、教育実習の実施方法及び教育学部教員と附属学校園との研究を実施した。なお、附属学校4校園の教育実習担当教員は、教育学部及び教育学研究科の教育実習委員会の構成員として、教育学部及び教育学研究科の教育実習の実施に関する研究を行い、その計画及び実践にあたった。 | |
| | 【292-1】共同研究の活性化を図るため、各教科の授業研究を充実させる。 | | (平成 21 年度の実施状況) 昨年度までの取り組みを継続し、今年度も各教科の共同研究を実施した。小学校と中学校等では、授業プランに学部との連携を図り、体育科・道徳・家庭科、算数（数学）科での授業展開における系統性や教材選択等について具体的検討がなされた。 また、附属校学園と教育学部教員との共同研究も実施した。その主なものは「学部長裁量経費の補助を受けた共同研究への幼稚園職員の参画」「幼児期から学童期における子どもの食生活に関する実態調査」「教育実習に関する資質保証のための教育実地研究の再構築」「美術科の多面体遊具の試作」などがある。 | |

| | | | | |
|--|--|------------|---|--|
| | <p>【292-2】 附属学校園は教育学研究科の教職実践専攻及び教科実践専攻の両専攻の実習がより効果的に実施されるよう、教育学部や教育学研究科と協議し、実習方法等の改善を図る。</p> | | <p>実習担当を大学院の両専攻の窓口として一本化し、学部と附属校園との調整をこれまで以上に綿密に行えるようにしたことにより、年度当初に、学校行事等を考慮した年間計画を作成し効果的な実習が行われた。</p> <p>また、10月の主免実習から、学部との連携でメンターを設置し、学生の心のケアや実習の進め方等の全般的なフォロー体制が構築され、学生を取り巻く実習環境を整備した。</p> <p>学部の改組によって平成22年度から実施される幼稚園教育コースの主免実習について学部と協議を行い計画を策定した。</p> | |
| <p>【293】 教育学部教員と附属学校4校園教員との交流をさらに深め、連携機能の活性化を図る。</p> | <p>【293】 附属学校園は、教育学部及び教育学研究科と連携し、4附属学校園が取り組む「タフな国際人の育成」の実現のために設定する4つの柱（英語、心、ICT、多文化）に関する具体策を適切に実施する。</p> | <p>III</p> | <p>（平成20年度の実施状況概略） 教育学部教員と附属学校園教員による共同研究を実施するとともに、各附属学校園の研究発表会の各教科、領域等の分科会に指導・助言者等を含む多数の学部教員が参加し交流を深めた。特に「タフな国際人の育成」の実現のために、各附属学校園での研究発表会に学部教員が積極的に参加し、共同で授業分析等を行った。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 「タフな国際人の育成」の実現のための具体的策として今年度は、4つの柱の内、英語と多分化について取り組んだ。特に英語については、幼稚園、小学校、中学校が連携し、互いに授業を参観し合う機会の増加、小学校高学年の外国語活動の開始に対応した外国語ノートを中心にしたALTとの授業プランを作成・提案できるよう実践、小学校のALTと幼稚園児との行事での交流などを行った。また、この取り組みを支える教員の資質向上のため、幼稚園では平成20年度に引き続き海外での語学研修を行った。</p> <p>多文化については、新学習指導要領でも強調されていることもあり、各附属学校園で全ての教科、領域等の活動を通して取り組んだ。また、中学校では言語能力の育成を今年度の研究発表会のテーマの副題として取り上げ、特に意識した授業に取り組んだ。</p> | |
| <p>○学校運営の改善に関する具体的方策</p> | | | | |
| <p>【294】 保護者や地域社会の意見や要望を生かす学校運営を行う。</p> | <p>【294-1】 今後の学校運営の改善に資するため、学校評価、育友会、学校評議員会等の意見及び保護者等からの意見を参考に、定期的に各附属学校園の運営委員会等で協議する。</p> | <p>III</p> | <p>（平成20年度の実施状況概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各附属学校園では、外部の委員による学校評議員会を開催し、意見や提言を学校の運営や教育の改善に反映させた。 各附属学校園で年度末に実施する学校評価では、教員とともに保護者の意見も聴取し、学校の運営や教育の改善に反映させた。また、育友会を定期的に開催するとともに、生徒へのアンケート調査、二者面談や三者面談を実施し情報を共有化するとともに、それを教育に生かした。 <p>（平成21年度の実施状況） 学校評価の結果、学校評議員の指摘や意見等を参考に教育や学校運営に取り組んだ。 小学校では学校協議員からの意見を参考にしながら、本年度は2学期制に取り組んでおり、11月の学校評議員会で現段階の進捗状況を報告した。</p> | |

| | | | | |
|--|--|------------|---|--|
| | <p>【294-2】各附属学校園でははじめの実態に関するアンケート調査及び聞き取り調査等を実施し、その結果について学年部会や運営委員会等で情報交換を行い、早急かつ適切な対応を図る。</p> | | <p>小学校では6月に心を見詰める週間を設け、児童への個別での聞き取り等を行い、児童の関係改善に必要な措置を学級内でとるなど、個々の声を見逃さない取組を実施した。また、12月には、人権週間を設け、人権という視点での取組を充実させた。学年部会や運営委員会等での情報交換を行い、これらの措置や検討を行った。</p> | |
| <p>【295】今後の入学者（入園者）選考のあり方について、附属学校4校園と教育学部で協議する。</p> | <p>【295】4附属学校園が取り組む「タフな国際人の育成」の実現に向けて見直しを図った入学者（入園者）選考について検証する。</p> | <p>III</p> | <p>（平成20年度の実施状況概略） 教育学部と附属学校園は、幼稚園、小学校、中学校の適正な学級数、学級定員について決定し、それに従って平成21年度の入学者（入園者）選考を実施した。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 幼稚園、小学校、中学校で定員を削減した入学（園）者選考について検証した結果、適正人数となったため、これまで以上に教員の目が行き届き、個々の児童・生徒への細かい指導や教育を行うことができ学校生活の充実を図ることができた。</p> | |
| <p>○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策</p> | | | | |
| <p>【296】附属学校における研修実施協議会及び研修実施運営委員会を創設し、公立学校教員と同等の教職員研修を実施する。</p> | <p>【296】教職経験を有する教員の研修の実施に際しては、県の要項に基づき附属学校園で作成した研修要項に従い、適切かつ計画的に実施する。</p> | <p>III</p> | <p>（平成20年度の実施状況概略） 研修要項の規定に基づき、若手教職員研修、10年経験者研修、20年経験者研修を10名の教員が受講した。また、各附属学校園では、教員の資質向上のため、新任教員に対する研修や研究授業、授業研究会等を実施した。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 研修要項の規定に基づき、小学校では1名が10年経験者研修を、1名が20年経験者研修を、幼稚園では養護教諭が免許更新講習を受講した。</p> | |
| <p>【297】校内における現職教育研修を充実する。</p> | <p>【297】附属学校所属教員及び県内教員の資質向上を図るため、本学において実施する現職教員研修を一層充実させる。</p> | <p>III</p> | <p>（平成20年度の実施状況概略） 各附属学校園では学内外から大学教員などの講師を招き定期的に校内研修会を開催し、教員の資質向上に努めた。また、長崎県及び長崎市の新任教員等を対象に研修を実施した。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 小学校では、着任者研修、1年経過教員研修、教科毎の授業研修、附属経験者の退職校長による指導、学年授業研修等を計画的に実施した。また、諫早市立諫早小学校から3名の教員研修を受け入れた。 幼稚園では、教員の資質向上のための新任教員に対する研修、文部科学省・県子ども未来課の委嘱による長崎県園長等研修における公開授業を行った。 特別支援学校では大学教員等を講師とする一般公開による研修会を開催した。</p> | |
| | | | <p>ウェイト小計</p> | |

○教育研究等の質の向上の状況**(1) 教養教育の再構築**

本学における教養教育（全学教育）の見直しについて、学長室に設置した「全学教育WG」において検討を行い、教養教育の卒業要件単位数を大幅に増やすこと、学士課程を通して教養教育を編成すること及び教養教育に責任を持つ教員が参画する学部を創設することを柱とする「全学教育に関する検討結果」を学長に答申した。この答申を受けて学長が提案した「長崎大学の教養教育改革の方向性と今後の検討課題」に基づき、本学における学士教育の共通理念について検討を行う「新しい教養教育の具体像作成WG」を学長室に設置した。同WGは、全学共通学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を策定し、「長崎大学教養教育の理念」として提案した。これらの検討を踏まえて、新しい教養教育カリキュラム及び新しい教養教育を担う組織について検討を行うこととした。

(2) 特色ある教育プログラムの展開による学際化・国際化の推進**① 「在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成」【平成21年度採択：戦略GP】**

医療現場で患者が必要としている様々なケアに対応できる臨床能力のオンデマンド型総合実践力を身につけた次世代のチーム医療総合職としての薬剤師と看護職の育成を目的として、長崎県内で薬剤師と看護職の養成課程を持つ国公立の3大学（長崎大学、長崎県立大学及び長崎国際大学）が長崎県、長崎県薬剤師会、長崎県病院薬剤師会、長崎県看護協会及び長崎県医師会と連携して「長崎薬学・看護学連合コンソーシアム」を組織し、在宅医療と福祉に重点を置いた薬学と看護学の実践型統合教育プログラムを展開した。

② 「国際連携による熱帯感染症専門医の養成」【平成21年度採択：大学院GP】

海外のトップレベルの熱帯病研究者及び熱帯病現場の臨床家・公衆衛生専門家による対面講義とテレビ会議方式の遠隔講義及びサンラザロ感染症病院（マニラ市）またはバクマイ病院感染症科（ハノイ市）での臨床研修・研究の実施により、幅広い熱帯医学問題に対応する臨床専門医を養成するプログラムを展開した。

さらに、国際健康開発研究科では「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」【平成20年度採択：大学院GP】において、国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するため、バングラデシュ、ケニアなど途上国6ヶ国に11名の学生を派遣し、8ヶ月間に及ぶ長期海外インターンシップを実施し、経済学研究科では「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」【平成20年度採択：大学院GP】において、実践的情報収集・仮説構築能力の養成を目的とした中国での海外フィールド研究を2週間実施した。

(3) 学生支援システムの構築

① 掲示板機能と携帯電話アクセス機能を有する「NU-Web 学務情報システム」を新たに導入し、平成22年度からの本稼働に向けて、Webによる学生の履修登録、履修者名簿の作成及び教育成果達成に係るデータ収集・管理等の機能の動作確認と新システムへの移行作業を完了した。

② 学生の語学力の向上を図る「語学教育支援（CALL）システム」の導入とシステム運用の支援体制を整備し、平成22年度からの本稼働に向けて、語学に関する自学自習環境を構築した。

(4) 教育の改善への取り組み

教育改善委員会において、全学FDプログラムの検討・開発を行い、新任教員FD、授業実践FD、FDサマーワークショップ、全学教育FD等を実施し、学務系職員SD研修会を開催するとともに、「長崎大学教育改善報告書(FD報告)」等をホームページで学内外へ公開した。また、FD・SDシンポジウム「ファカルティ・ディベロップメントの再構築」を開催した。さらに、本学における教育方法の工夫・改善の資料とするため、全学部・大学院（博士課程を除く。）の卒業・修了見込者を対象に改善が必要な授業等に関するアンケート調査を実施した。

(5) 学生の学習生活環境の改善への取り組み

第1期中期目標期間における2回目の学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を実施した。前回の調査結果を基に設定した「支援事項」の達成状況の検証を行い第2期中期目標期間中における学生支援に反映させることを大きな目的とした。また、学生の叶えたい夢や実現したい企画を募集し、その実現を支援する「夢募集」の平成21年度夢企画大賞「長大生協食堂の庭に本格的なウッドデッキを築造する！」により、大学食堂の庭にウッドデッキを築造した。大学の経費的・技術的支援を受け、学生が大学の施設の建築を企画し、工事を行う全国初の取り組みである。

(6) グローバルCOEプログラムの推進

① 平成19年度グローバルCOEプログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」にあつては、海外の卓越した人材を招聘し、国際シンポジウム等を開催するとともに、共同研究の打合せ等を行った。また、WHO医療被ばく会議、WHO緊急被ばく医療専門会議等に専門家を派遣し、事業の展開を推進した。

② 平成20年度グローバルCOEプログラムに採択された「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」にあつては、海外の感染症研究者11名を招聘し、国際シンポジウムを開催するとともに、海外のプロジェクト拠点を中心に国際的な共同研究を推進した。

(7) 重点研究10課題の推進と最終評価

平成18年度に選定した重点研究10課題を推進するために、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）及び間接経費（全学共通経費）により、国際シンポジウムの開催及び共通的研究設備の整備・更新等の支援を行うとともに、外部評価委員等による最終評価を実施した。

(8) テニユア・トラック制度の定着化

テニユア・トラック制度の定着化を図るため、重点10課題以外の課題及び各部署においてもテニユア・トラック教員を採用することができるようにするため、「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程」を制定した。また、熱帯医学研究所にあつては、この規程に基づき部署テニユア・トラック制度を導入し、平成21年度にテニユア・トラック助教1名を採用した。

(9) 環東シナ海海洋学・水産学研究所の推進

平成21年12月に開催された「第7回東シナ海の海洋学・水産学に関するワークショップ」に従来から参加していた4大学に加え、今年度は台湾海洋大学も参加した。さらに、国際共同研究を推進するため、参加5大学（長崎大学、済州大学校、上海海洋大学、琉球大学、台湾海洋大学）によるコンソーシアムを設置し、長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センターが事務局を勤めることになった。

(10) 大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）の充実

研究者個人の発想に基づく研究のうち、有望な研究を支援するため、新たに「ステップアップ・再チャレンジ事業」及び「若手教員への研究支援事業」を設け、合計21件の研究課題を支援した。

(11) 社会連携、地域連携、国際交流等の推進

ア 長崎県教育委員会と「未来の科学者発掘プロジェクトに関する協定」を締結し、小・中・高校を対象に「オープンラボ」、「サイエンス塾」、「サイエンスカーラボ」、「クラスラボ」及び「理数教師塾」の事業を行うこととし、平成21年度においては「オープンラボ」と「理数教師塾」を実施した。また、独立行政法人科学技術振興機構の理数系教員（CST（コア・サイエンス・ティーチャー））養成拠点構築事業への採択を受け、長崎県と共同で理数系教育の振興・充実のためのCSTの養成プログラムを開始した。

イ 長崎県と「国立大学法人長崎大学と長崎県との包括連携に関する協定」を締結した。また、地元企業であるイサハヤ電子株式会社及び協和機電工業株式会社とそれぞれ「産学連携の協力推進に係る協定」を締結した。さらに、長崎県（長崎県立大学）、地域経済団体と共同で文部科学省「地域産学官連携共同研究拠点整備事業」に申請した「ナガサキ・イノベーション創出拠点」が採択された。

ウ 連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の総括シンポジウムの実施、オランダのライデン大学から研究者を招き行った日蘭交流史に関する共同研究、ポルトガルのポルト大学との研究連携に関する検討を行った。

エ 本学とロンドン大学は、第1回野口英世アフリカ賞を受賞したロンドン大学のBrian Greenwood教授から、同賞の賞金1億円の寄付を受け、大学院奨学基金「アフリカ・ロンドン・ナガサキ奨学基金（ALN Scholarship）」を開設した。この奨学基金は、両大学が共同で運営し、毎年アフリカ人医学研究者をそれぞれ2名ずつロンドン大学衛生熱帯医学大学院修士課程（遠隔教育プログラム）と長崎大学医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻で修学させるものである。

○附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について① **独自の・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか。**

グローバルCOE「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」の中核を担う研究所として、その特色のひとつであるケニアとベトナムの海外教育研究拠点を活用した臨地型国際共同研究と熱帯医学研究所に拠る分析・解析型共同研究を推進した。平成21年度は、3種目4課題の重点課題研究を実施した。また、共同利用・共同研究拠点「熱帯医学研究拠点」に認定されたことに伴い、平成22年度の拠点事業として、3領域の特定領域共同研究を公募し、3課題を採択した。

② **全国共同利用の運営・支援体制がどのように整備され、機能しているか。**

共同利用・共同研究拠点「熱帯医学研究拠点」として認定されたことに伴い、平成22年度以降の運営体制の検討を行い、委員の半数以上を学外の学識経験者で構成する「熱帯医学研究拠点運営協議会」及び共同利用・共同研究の支援を行う「熱帯医学研究拠点支援室」を設置することを決定した。また、平成22年度からの熱帯医学研究拠点としての活動を円滑に実施するため、同協議会と構成を同じくする設置準備協議会を開催し、熱帯医学研究拠点の活動、平成22年度の共同研究・研究集会等に関する事項について検討した。

研究者の利便性の向上を目的として、公募要項を申請者の視点による記載内容に改善した。また、本研究所の研究分野、研究活動及び連絡先を公募情報と併せてホームページに掲載した。さらに、郵送に限らず電子メールによる申請を可能とした。

③ **全国共同利用を活かした人材養成について、どのような取組を行っているか。**

若手研究者を対象とした共同研究2課題を実施し、若手研究者の支援を拡大した。

国際研究集会で、医療科学の博士課程、医学研究者、倫理委員会の委員、医療保健関係の大学の学生等を対象に、教育研修的な「医学研究のための倫理に関する国際セミナー」を引き続き実施した。

④ **当該大学内外の研究者及び社会に対する全国共同利用に係る情報提供について、どのような取組を行っているか。**

ホームページを充実させ、引き続き研究課題、研究活動等に関する情報を広く国内外へ発信した。また、本研究所において、共同研究成果発表会を開催した。

○附属病院について1. **特記事項**

【平成16～20事業年度】

① **一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組。**

- ・感染制御、感染症学調査及びこれらの教育を目的に、「感染制御教育センター」を設置し、教員を配置した。また、大学院GP(国際的感染症研究者・専門医養成プログラム)と連携した臨床研修を海外連携病院で実施した。
- ・肺移植や放射線障害による難治性皮膚潰瘍に対して自家脂肪由来幹細胞移植など最先端の医療の提供を行った。

② **特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組**

- ・産科婦人科に開放型病床を設置して、医師の労働環境改善及び地域医師との連携を図った。また、セカンドオピニオン外来を開設し、患者本位の医療を実践した。
- ・災害拠点病院として、集団災害マニュアルを作成し、災害医療訓練を実施した。
- ・周産期医療体制の整備に取り組み、新病棟開院にあわせて新生児集中治療室(6床)を設置し、地域周産期母子医療センターとしての認定を受けた。

③ **大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況**

- ・長崎市医師会病診連携委員会及び同委員会の地域医療ネットワーク推進部会に参画し、病診連携・病病連携、早期転院・在宅医療への移行を推進した。また、「紹介初診患者予約システム」を導入し、前方連携の強化を図った。
- ・電子カルテ化への対応及び患者情報管理と診療録管理の一元化に向けて、医療情報部の組織を見直し、新たに「医療情報管理室」を設置した。

④ **その他、大学病院を取り巻く諸事情(当該大学固有の問題)への対応状況等、当該項目に関する平成16～20事業年度の状況**

在外ヒバクシャ支援事業の一環として、韓国における在韓ヒバクシャの健診、在外ヒバクシャの大学病院入院治療の受入、被ばく医療研修生の受入を実施するとともに、在外被曝者の健康相談と被曝者国際データベースを構築し、国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進した。

【平成21事業年度】

① **一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組。**

若手医師の確保及び稼働額の増加を図る診療科へのインセンティブとして有期雇用助教を19名採用した。

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

周産期医療体制の充実並びに人材養成の強化を目的とした「大学病院の周産期医療体制整備計画」を策定し、担当医師・看護師を採用、GCU9床を増床及び必要な設備を整備した。

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

長崎県感染予防計画により、長崎大学病院国際医療センターに第1種感染症病床2床を整備計画した。

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等、当該項目に関する平成21事業年度の状況

研修医専用の駐車場を整備するとともに、近隣のマンション8戸を借り上げ研修医の宿舎とした。また、メディカルサポーター、夜間メッセージャーを配置し、医師の負担軽減を図った。

2. 共通事項に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組。（教育・研究面の観点）

【平成16～20事業年度】

- ・医療人GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」において、「へき地病院再生支援教育機構」を創設し、医師を派遣した。さらに、本GP終了後も事業を継続し、へき地医療の再生を図るとともに、地域に定着する医療人の育成に取り組んだ。
- ・医療人GP「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」において、4名の専修医を採用し、女性医師麻酔科復帰支援機構と病院麻酔科の連携のもと、個々のレベルに応じた専修医の研修・再教育を行った。
- ・大学病院連携高度医療人養成推進事業「出島発、肥前の国専門医養成プログラム」において、佐賀大学ほか7校の大学病院と連携して、高度医療人（専門医）を育成し、西九州地域への専門医の定着を目指す、キャリア支援室に5名の教員（コーディネーター及び指導医）を採用した。

【平成21事業年度】

- ・女性医師の復帰へのプランをセミナーにて検討し、個別に5名の面談を行い、今年度は1名の復職へつなげることができた。
- ・移植、再生療法をサポートする施設としてGMP（Good Manufacturing Product）基準に対応した細胞・組織プロセッシングセンター（Cell Processing Center（CPC））を構築した。
- ・大学病院連携型高度医療人養成推進事業を継続し、さらなるコース充実のため、本プログラムの主たる連携大学である佐賀大学にコースを追加し、連携を図った結果、420

名のコース登録者を得た。

(2) 質の高い医療の提供のために必要な取組。（診療面の観点）

【平成16～20事業年度】

- ・看護師による静脈注射の実施、クラーク・メッセージャー配置の増強により、医師・看護師の負担を軽減し、専門性の高い業務に集中し良質な医療を提供できる体制を構築した。
- ・安全管理部に専任の医師（GRM）を配置し、専任教員を公募するとともに、専任リスクマネージャーとして副看護師長を配置した。
- ・医療現場における安全管理の確保及び手厚い看護の提供のため7：1看護体制を導入した。
- ・がん診療連携拠点病院の指定を受け、「がん診療センター」において、がん診療における登録促進、研修、相談支援、外来化学療法室の整備などの機能強化事業を進めた。

【平成21事業年度】

- ・従来の院内保育園（入所定員20名）を廃止し、新たに24時間保育及び病後児保育を行う長崎大学病院あじさい保育園（入所定員30名）を坂本キャンパス近隣に新設し、延長保育、24時間保育なども充実させ、育児に悩む女性医師・看護師等の就労継続、職場復帰を支援した。
- ・医療事故防止対策マニュアルをより現状にあわせるために、全面的な改訂作業を行った。
- ・駐車場不足及び高齢者への通院援助を目的とした、最寄りバス停からの無料シャトル便の試行を行った。
- ・長崎県救急医療体制の拡充を図るため、救命救急センター設置に向けた申請を行い、その認定を受けた。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組。（運営面の観点）

【平成16～20事業年度】

- ・病院長のリーダーシップを強化するため、副病院長を増員するとともに、特命事項を担当する病院長補佐を新たに配置した。
- ・ISO（国際標準化機構）9001の基準認証の取得、毎年の継続審査の受審及び病院機能評価の認定更新を行った。
- ・入院診療収益の内訳及び材料費の内訳を分析し、年2回開催した病院長ヒアリングの資料として活用した。
- ・診療情報管理への意識改革を進めたことにより、DPC制度に適正に対応した診療報酬請求の環境を整えた。また、SPD（包括的物流管理システム）の導入で診療材料の適正在庫管理により、医療材料費を圧縮した。
- ・長崎市医師会ならびに長崎市内の複数病院間での医療情報のIT連携構築に関し検討を重ねた結果、本院からの情報提供を皮切りにIT医療情報（あじさいネット）が稼働し始めた。

【平成 21 事業年度】

- ・医学部・歯学部附属病院から大学直轄の大学病院へと改組した。大学理事が病院長を兼務し、副病院長6名、病院長補佐3名、診療連携組織及び運営支援組織を設け、病院長のリーダーシップを強化するとともに、病院長特別補佐として、長崎県病院企業長を登用した。
- ・ISO（国際標準化機構）9001の基準認証の取得、毎年の継続審査の受審及び病院機能評価の認定更新を行った。
- ・病院長ヒアリングを実施し、病院長裁量経費として、設備購入等資金を措置した。
- ・購入額上位医薬品30品目を後発品へ切り替えるとともに、経営コンサルを導入し、医療材料等経費を削減した。
- ・長崎医療圏周産期医療体制の在り方について、長崎市及び市民病院と意見交換を実施した。また、長崎地域における2次救急医療体制病院群輪番制病院及び医師会等へ、本院の救命救急センター設置目的ならびに運用方針を説明した。

○附属学校について

【平成 16～20 事業年度】

(1) 学校教育について

- ・小学校では、平成 16 年度から、低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）に複式学級を設置し、カリキュラム編成や指導方法などに関する研究成果を初等教育研究発表会で発表した。
- ・中学校では、平成 17 年度から文部科学省の研究開発学校の指定を受け、学習ステージ「BEST (Basic Effective Speedy Training)」の研究に取り組んだ。また、その成果を長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) に公開した。
- ・養護学校では、学部教員と共同して学校独自の小・中・高一貫カリキュラムを作成し、18年度の公開研究会で発表するとともに、それによる教育を実践した。
また、平成 18 年度から、全国特殊学校長会の子育て支援事業にモデル校として取り組んだ。その内容として、障害者とその家族に対する理解を深める講演会、学生達の経験交流、「ボランティア養成セミナー」などを開催した。その後も継続した取り組みとなっている。
- ・幼稚園、小学校、中学校では、平成 19 年度から、適正規模の学級での基礎的・基本的教育の重視、個性重視の教育を目的に、学級数及び学級定員の見直しを行い、平成 21 年度の入学者（入園者）選考を実施した。

(2) 大学・学部との連携

教育実習を重視する教職大学院の設置を見据え、新設科目「教育実践演習」における大学院生の受入れを平成 18 年度から各学校園で行い、学部と附属学校園との共同研究の活性化を図った。そのために、教育学部・附属学校園協議会を定期的に開催し、教育実習の改善などについて協議した。また、教育学部及び教育学研究科の教育実習委員会

に、各附属学校園の教育実習担当教員が参加し、教育実習等の編制及び授業計画の策定を行った。附属学校園は、学部と教職大学院の教育実習等で年間延べ約 8,000 名を受け入れている。学部との共同研究も教科教育法等に関する成果を教育実践総合センター紀要に掲載した。

(3) 附属学校の役割・機能の見直しについて

- ・中学校は文部科学省研究開発校の指定を受け、小学校は複式学級の設置による離島教育のモデル校を目指している。また、特別支援学校での「ボランティア養成事業」や幼稚園での発達支援力向上への取り組みもある。さらに、幼稚園・小学校・中学校の学級数と学級定員の見直しを行った。
- ・教科指導で学部と附属校園が共同研究等を行い、教育実習の充実を図った。

【平成 21 事業年度】

(1) 管理運営体制の見直し

附属学校園の管理運営体制の抜本的な見直しを行い、①専任の校長・園長を置くこと、②新たに附属学校担当の副学長を置くこと、③附属学校園の運営を協議する附属学校運営協議会を設置することを決定し、平成 22 年度から実施することとした。

(2) 学校教育及び大学・学部との連携

- ・学部と附属学校園との研究推進要領に基づき、「各教科・領域の教育」等で共同研究に取り組み、児童・生徒・学生の教育の向上に努めた。
- ・附属校園間で英語教育の充実のための連携を行った。具体的には、小学校の ALT (ネイティブ) を幼稚園に派遣したり、小学校の外国語担当の研究部員と中学校の英語担当教諭との連携研究を開始した。
- ・各附属学校園が、それぞれの研究主題に基づき公開研究発表会を開催した。

(3) 附属学校の役割・機能の見直しについて

- ・附属学校運営協議会を新設することを決定し、附属校（園）長のリーダーシップを発揮させ、学部と附属が一体となって運営できる基本的条件を整備した。
- ・附属校において教育実習に関する連携研究に取り組み、学部カリキュラム再構築の場として、附属校を積極的に活用した。

| |
|------------------------------|
| Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 |
|------------------------------|

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

| |
|-------------|
| Ⅳ 短期借入金の限度額 |
|-------------|

| 中 期 計 画 | 年 度 計 画 | 実 績 |
|---|---|------|
| 1 短期借入金の限度額 44億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。 | 1 短期借入金の限度額 41億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。 | 実績なし |

V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

| 中期計画 | 年度計画 | 実績 |
|---|---|--|
| <p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 練習船鶴洋丸及び実習船鶴水は、新規実習船建造に伴い譲渡する。 附属病院の土地の一部（長崎県長崎市坂本1丁目 86.73 m²）を譲渡する。 経済学部土地の一部（長崎県長崎市片淵4丁目 2,455.75 m²）を譲渡する。 <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 | <p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画なし 年度計画なし 長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部を譲渡する。（平成21年度は956.34 m²譲渡予定 全体計画は2,455.75 m²） <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の外来棟他の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 | <p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし 実績なし 長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部 956.34 m²を譲渡した。 <p>附属病院の外来棟他の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、下記のとおり担保に供した。</p> <p>担保物件の表示 敷地 長崎市坂本一丁目 48 番 2 他 土地 86,808.20 m² 所有者 国立大学法人長崎大学</p> |

VI 剰余金の使途

| 中期計画 | 年度計画 | 実績 |
|--|--|---|
| <p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p> | <p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p> | <p>決算において発生した剰余金は、学内の老朽施設の改善、教育研究設備の計画的更新及び部局等の教育改革等対応事業に充て教育研究の質の向上を図った。</p> |

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

| 中期計画 | | | 年度計画 | | | 実績 | | |
|--|--------------|---------------------|--|--------------|---------------------|---------------|--------------|---------------------|
| 施設・設備の内容 | 予定額 (百万円) | 財源 | 施設・設備の内容 | 予定額 (百万円) | 財源 | 施設・設備の内容 | 決定額 (百万円) | 財源 |
| 附属病院病棟・診療棟 | 総額 | 施設整備費補助金 (2,419) | 総合研究棟改修(経済学系) | 総額 | 施設整備費補助金 (2,243) | 総合研究棟改修(経済学系) | 総額 | 施設整備費補助金 (3,965) |
| 附属病院基幹・環境整備 | 19,455 | 船舶建造費補助金 (668) | 総合研究棟改修(医学系) | 4,827 | 船舶建造費補助金 (0) | 総合研究棟改修(医学系) | 6,537 | 船舶建造費補助金 (0) |
| 小規模改修 | | 長期借入金 (16,368) | 外来棟他改修 | | 長期借入金 (2,516) | 外来棟他改修 | | 長期借入金 (2,504) |
| 附属実習船鶴洋丸建造 | | 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 基幹・環境整備(外構整備) | | 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 基幹・環境整備(外構整備) | | 国立大学財務・経営センター施設費交付金 |
| 災害復旧工事 | | (0) | 小規模改修 | | (68) | 小規模改修 | | (68) |
| | | | 一般設備 | | | 一般設備 | | |
| <p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p> | | | <p>(注) ・「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額1,567百万円、前年度よりの繰越額676百万円・金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p> | | | | | |

○ 計画の実施状況等

- ・総合研究棟改修(経済学系)：平成21年度予算。全額を本年度実施した。
- ・総合研究棟改修(医学系)：年度計画を実施した。事業は継続中。
- ・外来棟他改修：年度計画を実施した。事業は継続中。
- ・基幹・環境整備(外構整備)：平成21年度予算。全額を本年度実施した。

- ・その他の整備等：平成21年度単年度補正予算として耐震対策事業等を実施した。

VII その他 2 人事に関する計画

| 中期計画 | 年度計画 | 実績 |
|---|---|--|
| <p>*採用方針 教員選考に当たっては、民間・公私立大学・他国立大学法人等からの公募等による人材登用、外部資金を活用した採用等を推進し、国内外から広く優秀な人材を採用する。事務系職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。女性、外国人、障害者に対しては、働きやすい環境・制度の整備を進める。</p> <p>*雇用方針 社会貢献活動を容易にする制度や変形労働時間制等の柔軟な人事制度の構築、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みの構築、適正な事務組織の再編等を通じて学内の人的資源を有効に活用するとともに、全体的な人件費を適切に管理する。すでに任期制を実施している組織に加えて、他の組織においてもこの制度採用の可否を検討し、実施可能な組織については、新たに任期制を導入する。また、大学への貢献度に応じたインセンティブを与えるシステムを充実させて組織を活性化させる。</p> <p>*人材育成方針 教員に対する現行の研修制度を維持するとともに、ファカルティ・ディベロップメントを充実して教育能力の向上</p> | <p>*採用方針 障害者の法定雇用率を維持していくとともに「高齢者の雇用安定等に関する法律」に対応して定年退職者の再雇用を実施し、「シニアスタッフ」として積極的に活用する。</p> <p>*雇用方針 【人事評価】 教員の人事評価システムを継続する。また、事務系職員を対象とした新たな人事評価システムを本格実施する。なお、この本格実施に合わせて、インセンティブ付与基準を整備する。</p> <p>【人員削減・適切配置】 平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行する。また、学長管理教職員のポストについては、全学的な立場から機動的かつ戦略的に運用する。</p> <p>*人材育成方針 教員については、引き続きファカルティ・ディベロップメントを充実し、教育能力の向上を図る。また、事務系職</p> | <p>*採用方針 障害者の法定雇用率 2.1%を上回る 2.3%の障害者の雇用を維持するとともに「高齢者の雇用安定等に関する法律」に対応して平成21年度定年退職者10名を次年度に再雇用することを決定し、平成22年4月1日現在延べ54名をシニアスタッフ等として雇用了。</p> <p>*雇用方針 【人事評価】 教員の人事評価については、引き続き、「長崎大学における教員の人事評価に関する指針」により定められた各部局等の実施基準に基づき業績の評価を昇給及び勤勉手当のインセンティブに反映させた。また、事務系職員については、平成21年3月に成案を得た新人事評価システムについてさらに多角的に検証を行い、必要な修正を加えて平成22年1月から本格実施した。 なお、この実施に合わせて、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。</p> <p>【人員削減・適切配置】 人件費削減については、計画どおり教員9名、その他職員18名を削減した。また、中長期的な視野に立った教職員の配置を進めるための学長管理教職員ポストを6増やして17とし、第二期中期計画期間での使用計画を考慮し、留保した。</p> <p>*人材育成方針 教員については、教育改善委員会において逐次FDプログラムの検討を行い、教職員がともに長崎大学の教育改善</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>を図る。事務系職員についても、職務に応じて法人内、九州地区及び全国的規模の研修を受けられる制度を充実させる。</p> <p>*人事交流 事務職員については、他の国立大学法人等と連携して計画的な人事交流が行える制度を構築し、多様な人材の確保と組織の活性化を図る。 また、教員については、人事交流を容易にする人事制度を整備する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 126,547 百万円 (退職手当は除く。)</p> | <p>員を対象とした階層別研修、職能別研修及び自己啓発研修等を引き続き実施するとともに評価者研修の充実を図る。併せてeラーニングを利用した研修を企画・実施する。</p> <p>*人事交流 年度計画なし</p> <p>(参考1) 平成21 年度の常勤職員数 1,609 人 また、任期付職員数の見込みを 591 人とする。 (参考2) 平成 21 年度の人件費総額見込み 22,165 百万円</p> | <p>について議論を行う FD サマースタッフ全学 FD を開発し、実施した。また、新任教員に対する FD など、各部局の教育事情に応じた FD (授業実践 FD, シラバス FD など) を実施した。</p> <p>事務職員については、階層別、職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を計画どおり実施した。また、平成 21 年 9 月には、昨年に引き続き若手職員による組織活性化セミナーを実施したほか、10 月には「係長クラス勉強会」を初めて実施し、企画員自らが研修を企画・運営し、係長クラス職員の意識改革やモチベーションの向上を図った。また、本格実施に伴い、平成 22 年 1 月に、事務系職員の新人事評価制度の評価者研修を実施した。</p> |
|---|---|--|

○ 別表 1 (学部の学科, 研究科の専攻等)

| 学部の学科, 研究科の専攻等名 | | 収容定員 | 収容数 | 定員充足率 |
|-----------------|-----------------|-------|-------|-------------|
| | | (a) | (b) | (b)/(a)×100 |
| | | (人) | (人) | (%) |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 | 840 | 916 | 109 |
| | 情報文化教育課程 | 120 | 128 | 106.7 |
| 経済学部 | 総合経済学科 | | | |
| | ・昼間コース | 1420 | 1573 | 110.8 |
| | ・夜間主コース | 240 | 267 | 111.3 |
| | ・編入学 | 30 | 42 | 140 |
| 医学部 | 医学科 | 600 | 625 | 104.2 |
| | 保健学科 | 452 | 463 | 102.4 |
| 歯学部 | 歯学科 | 320 | 327 | 102.2 |
| 薬学部 | 薬学科 | 160 | 164 | 102.5 |
| | 薬科学科 | 160 | 173 | 108.1 |
| 工学部 | 機械システム工学科 | 320 | 352 | 110 |
| | 電気電子工学科 | 320 | 443 | 120.4 |
| | 情報システム工学科 | 200 | 183 | |
| | 構造工学科 | 160 | 243 | 113.9 |
| | 社会開発工学科 | 200 | 167 | |
| | 材料工学科 | 200 | 271 | 114 |
| | 応用化学科 | 200 | 185 | |
| | 各学科共通 (編入学) | 20 | 25 | 125 |
| | 環境科学部 | 環境科学科 | 580 | 619 |
| 水産学部 | 水産学科 | 440 | 476 | 108.2 |
| 学士課程 計 | | 6,982 | 7,642 | 109.5 |
| 教育学研究科 | 教科実践専攻 (修士) | 36 | 37 | 102.8 |
| 経済学研究科 | 経済経営政策専攻 (前期) | 30 | 34 | 113.3 |
| 生産科学研究科 | 機械システム工学専攻 (前期) | 60 | 63 | 105 |
| | 電気情報工学専攻 (前期) | 104 | 138 | 132.7 |
| | 環境システム工学専攻 (前期) | 72 | 66 | 91.7 |

| | | | | |
|-----------|--------------------|-----|-----|-------|
| | 物質工学専攻 (前期) | 76 | 86 | 113.2 |
| | 水産学専攻 (前期) | 74 | 73 | 98.6 |
| | 環境共生政策学専攻 (前期) | 16 | 19 | 118.8 |
| | 環境保全設計学専攻 (前期) | 34 | 35 | 102.9 |
| 医歯薬学総合研究科 | 熱帯医学専攻 (修士) | 12 | 13 | 108.3 |
| | 保健学専攻 (修士) | 24 | 27 | 112.5 |
| | 生命薬科学専攻 (前期) | 106 | 114 | 107.5 |
| 国際健康開発研究科 | 国際健康開発専攻 (修士) | 20 | 22 | 110 |
| 修士課程 計 | | 664 | 727 | 109.5 |
| 経済学研究科 | 経営意思決定専攻 (後期) | 9 | 10 | 111.1 |
| 医学研究科 | 生理系専攻 (博士) | | (1) | |
| | 病理系専攻 (博士) | | (2) | |
| | 社会医学系専攻 (博士) | | (1) | |
| | 内科系専攻 (博士) | | (4) | |
| | 外科系専攻 (博士) | | (5) | |
| | 新興感染症病態制御学系専攻 (博士) | | (8) | |
| 生産科学研究科 | システム科学専攻 (後期) | 33 | 57 | 172.7 |
| | 海洋生産科学専攻 (後期) | 45 | 41 | 91.1 |
| | 物質科学専攻 (後期) | 42 | 13 | 31 |
| | 環境科学専攻 (後期) | 24 | 37 | 154.2 |
| 医歯薬学総合研究科 | 医療科学専攻 (博士) | 293 | 285 | 97.3 |
| | 新興感染症病態制御学系専攻 (博士) | 92 | 125 | 135.9 |
| | 放射線医療科学専攻 (博士) | 41 | 32 | 78 |
| | 生命薬科学専攻 (後期) | 59 | 46 | 78 |
| 博士課程 計 | | 638 | 646 | 101.3 |
| 教育学研究科 | 教職実践専攻 | 40 | 40 | 100 |
| 専門職学位課程 計 | | 40 | 40 | 100 |

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 附属小学校 | 738 | 643 | 87.1 |
| 附属中学校 | 540 | 562 | 104.1 |
| 特別支援学校 | 60 | 51 | 85 |
| 附属幼稚園 | 150 | 142 | 94.7 |
| 附属学校 計 | 1488 | 1398 | 94 |

※ 工学部は平成 18 年度学生募集から、機械システム工学系（機械システム工学科）、電気情報工学系（電気電子工学科及び情報システム工学科）、環境システム工学系（構造工学科及び社会開発工学科）、化学・材料開発系（材料工学科及び応用化学科）の 4 系で選抜を行い、機械システム工学系を除く 3 系においては 1 年次終了時に所属学科を決定する。この 3 系の 1 年次の収容数は学校基本調査時にはそれぞれ電気電子工学科、構造工学科、材料工学科に計上している。工学部全体で定員充足率は 115% となる。

○計画の実施状況等

定員充足が 90%未満となる学科・専攻

| 学部の学科・研究科の専攻等名 | 収容定員と収容数に差が生じた理由 |
|---------------------------|--|
| 生産科学研究科 : 物質科学専攻（後期） | <ul style="list-style-type: none"> ・近年の経済状況の悪化により社会人入学者が減少していること。 ・博士前期課程修了者の多くが企業等に就職し、博士後期課程への進学希望者が少なかったこと。 |
| 医歯薬学総合研究科 : 放射線医療科学専攻（博士） | <ul style="list-style-type: none"> ・志願者の減少によるもの ・臨床研修制度が義務化されたことに伴い、学部卒後直ちに大学院へ進学する学生が減少したため。 |

| | |
|-------------|---|
| 生命薬科学専攻（後期） | <ul style="list-style-type: none"> ・学生は個人的に進学希望が多いにも拘わらず、家庭の経済状況の逼迫により志願者が減少している。 ・薬剤師教育が 6 年制となり、ここ 2 年は新規薬剤師が誕生しないので、薬剤師の需要が好調であり、前期課程（修士課程）修了後、博士後期課程への進学者が減少したため。 |
|-------------|---|

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成20年度)

| 学部・研究科等名 | 収容定員 (A) | 収容数 (B) | 左記の収容数のうち | | | | | | | 超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】 | 定員超過率 (K) (J)/(A)×100 |
|-----------|-------------|------------|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|---|---|-----------------------------|
| | | | 外国人 留学生数 (C) | 左記の外国人留学生のうち | | | 休学 者数 (G) | 留年 者数 (H) | 左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I) | | |
| | | | | 国費 留学生数 (D) | 外国政府 派遣留学 生数 (E) | 大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F) | | | | | |
| (学部等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学部 | 960 | 1077 | 1 | 0 | 0 | 0 | 14 | 29 | 24 | 1039 | 108.2 |
| 経済学部 | 1690 | 1890 | 31 | 1 | 0 | 0 | 54 | 115 | 93 | 1742 | 103.1 |
| 医学部 | 1047 | 1079 | 1 | 1 | 0 | 0 | 15 | 34 | 31 | 1032 | 98.6 |
| 歯学部 | 320 | 326 | 2 | 0 | 0 | 0 | 16 | 5 | 6 | 304 | 95 |
| 薬学部 | 320 | 343 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 3 | 337 | 105.3 |
| 工学部 | 1620 | 1886 | 38 | 2 | 5 | 0 | 33 | 150 | 126 | 1720 | 106.2 |
| 環境科学部 | 580 | 625 | 49 | 0 | 0 | 0 | 16 | 24 | 17 | 592 | 102.1 |
| 水産学部 | 440 | 486 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 27 | 23 | 452 | 102.7 |
| (研究科等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学研究科 | 76 | 85 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 83 | 109.2 |
| 経済学研究科 | 39 | 41 | 14 | 1 | 0 | 0 | 6 | 6 | 4 | 30 | 76.9 |
| 生産科学研究科 | 580 | 683 | 59 | 22 | 1 | 0 | 20 | 30 | 24 | 616 | 106.2 |
| 医歯薬学総合研究科 | 654 | 645 | 50 | 33 | 0 | 0 | 79 | 40 | 24 | 509 | 77.8 |
| 国際健康開発研究科 | 10 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 110 |

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成21年度)

| 学部・研究科等名 | 収容定員 (A) | 収容数 (B) | 左記の収容数のうち | | | | | | | 超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】 | 定員超過率 (K) (J)/(A)×100 |
|-----------|-------------|------------|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|---|---|-----------------------------|
| | | | 外国人 留学生数 (C) | 左記の外国人留学生のうち | | | 休学 者数 (G) | 留年 者数 (H) | 左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I) | | |
| | | | | 国費 留学生数 (D) | 外国政府 派遣留学 生数 (E) | 大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F) | | | | | |
| (学部等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学部 | 960 | 1044 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 24 | 19 | 1007 | 104.9 |
| 経済学部 | 1690 | 1882 | 30 | 1 | 0 | 0 | 54 | 99 | 73 | 1754 | 103.8 |
| 医学部 | 1052 | 1088 | 1 | 0 | 0 | 0 | 23 | 40 | 35 | 1030 | 97.9 |
| 歯学部 | 320 | 327 | 1 | 0 | 0 | 0 | 18 | 9 | 6 | 303 | 94.7 |
| 薬学部 | 320 | 337 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 5 | 330 | 103.1 |
| 工学部 | 1620 | 1869 | 22 | 1 | 3 | 0 | 20 | 158 | 130 | 1715 | 105.9 |
| 環境科学部 | 580 | 619 | 45 | 0 | 0 | 0 | 13 | 25 | 23 | 583 | 100.5 |
| 水産学部 | 440 | 476 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 19 | 11 | 459 | 104.3 |
| (研究科等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学研究科 | 76 | 77 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 75 | 98.7 |
| 経済学研究科 | 39 | 44 | 18 | 2 | 0 | 0 | 5 | 4 | 4 | 33 | 84.6 |
| 生産科学研究科 | 580 | 628 | 61 | 15 | 1 | 0 | 22 | 27 | 22 | 568 | 97.9 |
| 医歯薬学総合研究科 | 627 | 642 | 65 | 37 | 0 | 0 | 86 | 48 | 30 | 489 | 78 |
| 国際健康会発研究科 | 20 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 110 |